

西東京市第4次男女平等参画推進計画  
西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画  
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画  
実績評価報告書(令和元年度)

令和3年3月 29 日

西東京市男女平等参画推進委員会

## 目 次

はじめに .....	1
評価割合 .....	4
重点課題別評価 .....	15
I－1 男女の固定的性別役割分担意識の解消	
I－3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	
II－1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	
III－1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	
IV－1 庁内推進体制の充実	
令和元年度 各課事業評価報告 .....	21
I 人権の尊重	
II 地域における男女平等参画の推進	
III ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性の活躍の推進	
IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	
西東京市男女平等参画推進委員会評価報告 .....	85
これからの課題 .....	137
課題ごとの指標及び目標値 .....	138
第4次計画の評価活動 .....	139

西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画・  
西東京市女性の職業生活における活躍推進計画 実績評価報告書（令和元年度）

はじめに

令和元年度は「西東京市第4次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画・西東京市女性の職業生活における活躍推進計画」の初めての評価になる。委員会評価及び担当課評価は下記のとおりとなった。

令和元年度	評価項目数	A	B	C	D
委員会評価（施策全体についての評価）	46	20	24	2	0
	100%	43%	52%	4%	0%
委員会評価（課別評価）	114	61	49	4	0
	100%	54%	43%	4%	0%
担当課評価（事業別評価）	216	143	62	11	0
	100%	66%	29%	5%	0%

第4次計画では、委員会は施策単位と施策内の課別の評価を、担当課は第3次計画と同様各課事業別で評価を行うこととなった。担当課評価は第3次計画評価の最終年度（平成30年度）の61%よりも高い66%がA評価となっており、全体の約2/3を占めている。委員会評価は課別評価ではA評価が54%と最も多かったが、施策全体についての評価（以下「施策評価」という）では43%と、B評価（52%）を下回る結果となった。施策という大きな単位での評価は初めてであることから、評価そのものについては今後検証していく必要があるが、A評価が増えるよう改善への取組を図られたい。施策評価、課別評価ともC評価が少なかったことは評価できる。取組がなかなか進まず第3次計画からC評価のままの事業については、何らかの取組を行い、進捗を図られたい。

評価方法について

◆評価上の着眼点

評価に当たっては、下記の「評価上の着眼点」を踏まえて評価を行った。

- ① 「男性は」「女性は」こうあるべき、といった「固定的性別役割分担意識」にとらわれないよう配慮しているか。
- ② 性別等による差別や人権侵害に配慮しているか。
- ③ 男女いずれかに偏った表現や、性別によってイメージを固定化した表現になっていないか。
- ④ 機会均等における男女間の格差を改善するため、必要な範囲で男女いずれか一方に対して、積極的に機会提供を図っているか。
- ⑤ 事業の企画立案や実施にあたって、女性・男性双方の意見が反映されるよう、配慮しているか。
- ⑥ 前年度の取組に課題があった場合、委員会の評価を踏まえ取組の改善・工夫を行ったか。
- ⑦ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・男女共同参画社会基本法を踏まえ、西東京市第4次男女平等参画推進計画に沿った取組を行っているか。

## 1. 担当課評価

担当課は各課の事業ごとに「具体的な事業又は取組計画」、「執行状況・事業計画」、「次年度の課題」を明確にし、下記の基準に照らして担当課評価（A～D評価）を行った。

### ◆担当課評価基準

A	事業・取組計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。
B	事業・取組計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。
C	事業・取組計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。
D	未実施のもの。

## 2. 委員会評価

委員会は担当課評価をもとに、施策ごとの評価（施策評価）、重点課題ごとの評価、報告書の総評（これからの課題）を行った。施策ごとの評価は、施策全体についての評価（施策評価）と、同一施策内の課単位での評価（課別評価）とにより行った。

### （1）課別評価の評価基準

課別評価は、担当課評価基準に合わせ、3項目（「具体的な事業又は取組計画」、「執行状況・事業計画」、「次年度の課題」）について4段階（A～D）で評価する。さらにそれらを換算表に当てはめ、総合評価（「課別評価」と呼ぶ）を行う。

3項目の評価基準は下記のとおりである。

### ◆委員会評価基準

#### ・計画内容評価（「具体的な事業又は取組計画」に対する評価）

A	施策の内容に合致しており、男女平等推進計画を推進するうえで効果的な事業。
B	施策の内容に概ね合致している事業。
C	施策の内容に関連している事業。
D	施策との関連が乏しく、見直しが必要な事業。

#### ・執行状況評価（「執行状況・事業計画」に対する評価）

A	計画通りの執行状況。
B	概ね計画通りの執行状況。
C	計画より遅れている執行状況。
D	未執行のもの。

#### ・課題把握基準（「次年度の課題」に対する評価）

A	課題を正確かつ的確に把握している。
B	課題を把握している。
C	課題の把握が不十分である。
D	課題の把握ができていない。

### （2）施策評価の評価基準

「施策評価」は課別評価を換算表(後出)に当てはめることにより自動的に算出される。算出された評価は下記のように見なすこととする。

#### ・施策評価基準

A	課題に対する取組が十分である。
B	課題に対する取組が概ね十分である。
C	課題に対する取組に一部改善の必要がある。
D	課題に対する取組が不十分である。

◆委員会評価の換算方法及び評価手順

- ①下記の換算表に従い、A～D評価を点数に換算し、合算する。  
 「執行状況」に比重を置き、「計画内容」「課題把握」の各評価を以下のとおり3～0点に、「執行状況」を9～0点に換算し、合算する（15点満点）。

評価項目 評価	換算点		
	計画内容	課題把握	執行状況
A	3	3	9
B	2	2	6
C	1	1	3
D	0	0	0

- ②合算した点数を下記の変換表に従い、A～D評価に変換する（課別評価が決定）。

各課平均値	課別評価
13点以上	A
8点以上	B
5点以上	C
5点未満	D

- ③ ②で算出した各課の課別評価の点数を合算し、課の数で除して平均点を算出する。  
 (例) (A課13点+B課9点+C課11点+D課7点) ÷ 4 (課) = 10.0点  
 算出した平均点を下記の変換表に従いA～D評価に変換する（施策評価が決定）。

各課平均値	施策評価
12.5点以上	A
8.0点以上	B
5.0点以上	C
5.0点未満	D

(例) 10.0点 = B

(3) 重点課題別評価の評価基準

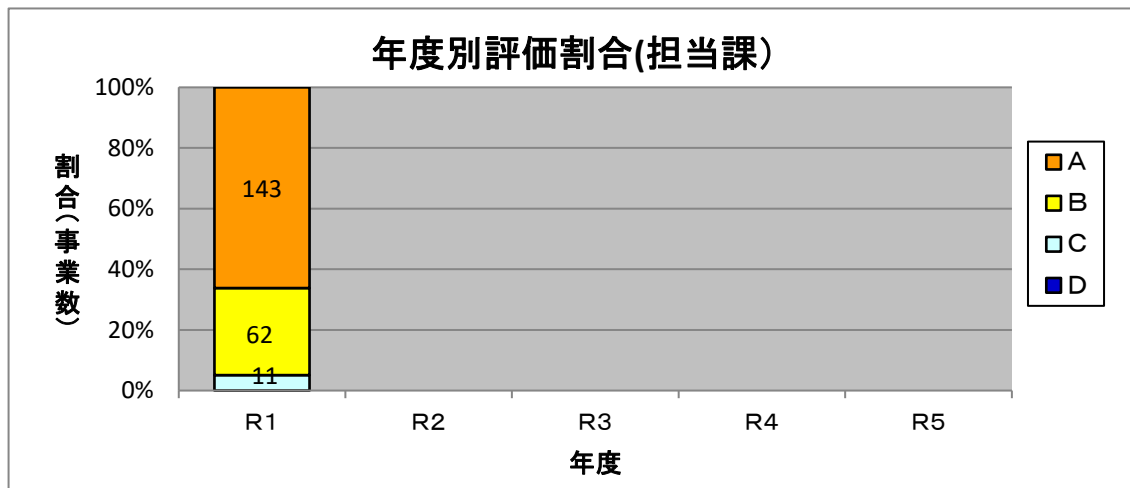
上記の手順にならない、施策評価の平均点を算出し、上記③の変換表に従いA～D評価を決定する。

## 評価割合

### 令和元年度 担当課評価基準(事業別評価)

- A: 事業・取組計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。  
 B: 事業・取組計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。  
 C: 事業・取組計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。  
 D: 未実施のもの。

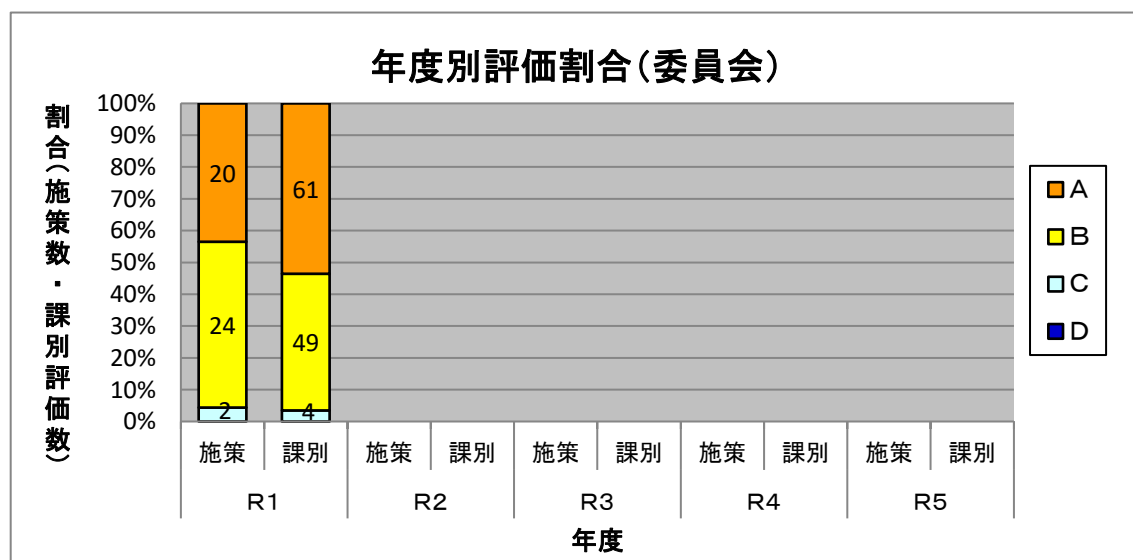
全体 (217)	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
A	143				
B	62				
C	11				
D	0				



### 令和元年度 委員会評価基準(施策評価、課別評価)

- A: 課題に対する取組が十分である。  
 B: 課題に対する取組が概ね十分である。  
 C: 課題に対する取組に一部改善の必要がある。  
 D: 課題に対する取組が不十分である。

全体 区分	R 1		R 2		R 3		R 4		R 5	
	施策	課別	施策	課別	施策	課別	施策	課別	施策	課別
A	20	61								
B	24	49								
C	2	4								
D	0	0								



## 基本目標

I：人権の尊重

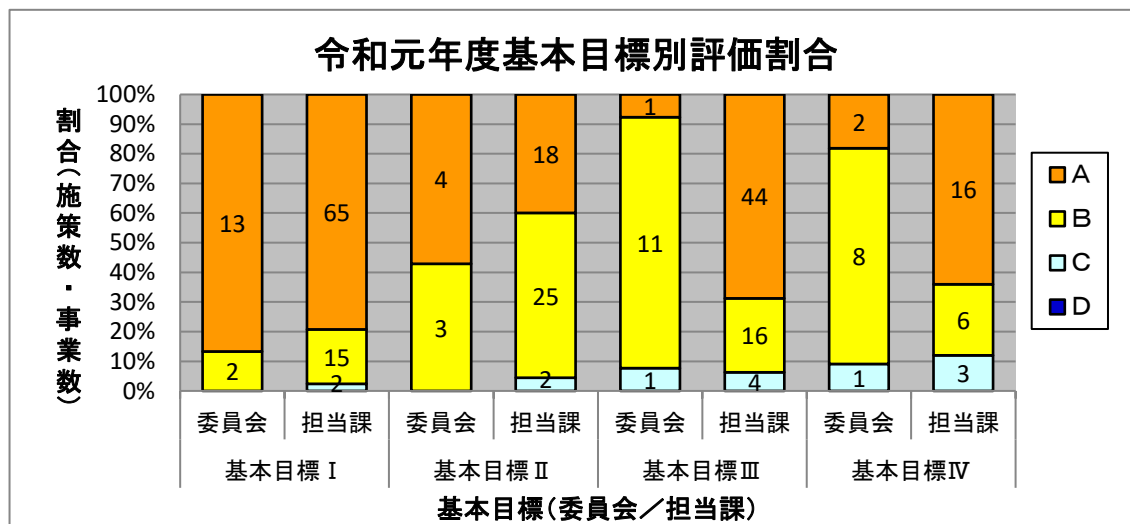
II：地域における男女平等参画の推進

III：ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性活躍の推進

IV：男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

全体 区分	基本目標 I		基本目標 II		基本目標 III		基本目標 IV	
	委員会	担当課	委員会	担当課	委員会	担当課	委員会	担当課
A	13	65	4	18	1	44	2	16
B	2	15	3	25	11	16	8	6
C	0	2	0	2	1	4	1	3
D	0	0	0	0	0	0	0	0

※委員会は施策評価、担当課は事業別評価の数



## I 人権の尊重

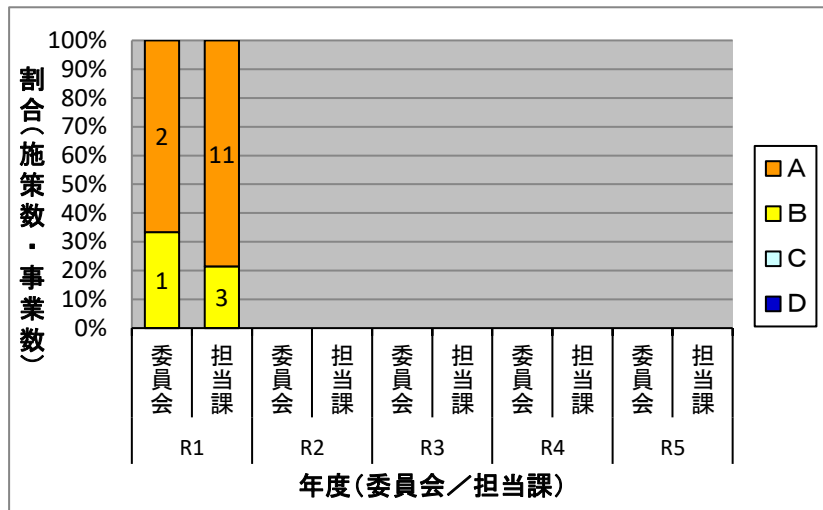
### I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2				
B	1				
C	0				
D	0				
計	3				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	11				
B	3				
C	0				
D	0				
計	14				



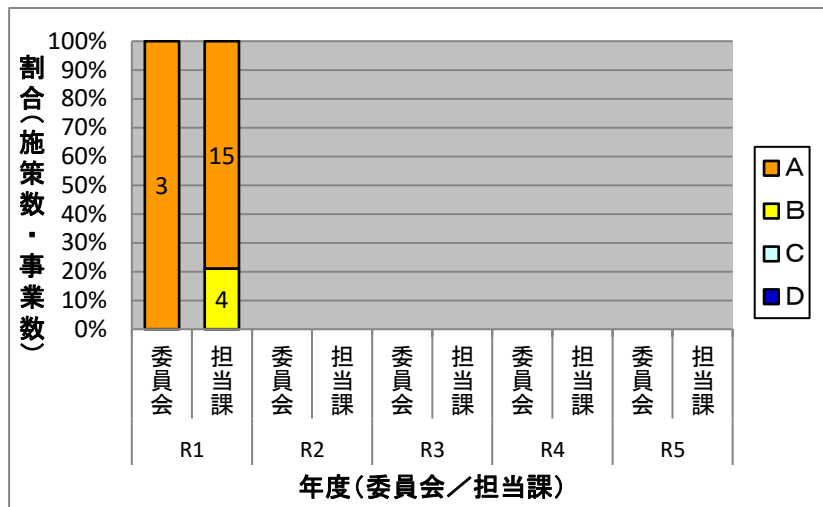
### I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	3				
B	0				
C	0				
D	0				
計	3				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	15				
B	4				
C	0				
D	0				
計	19				



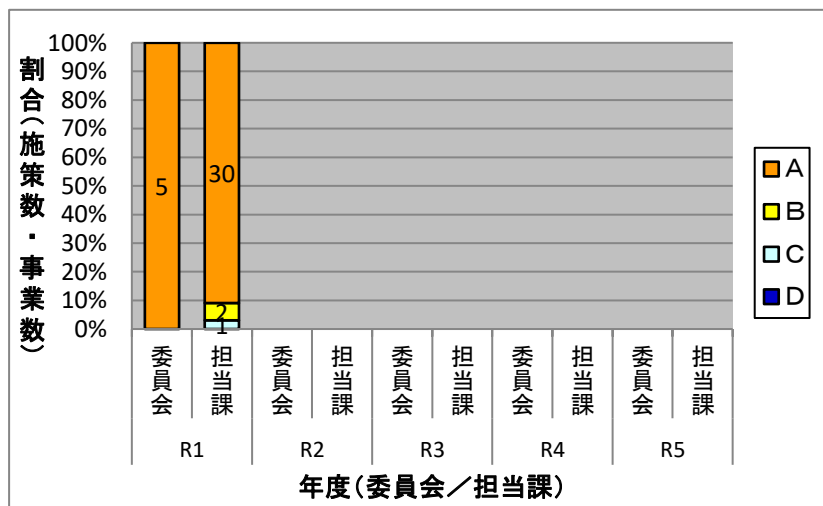
### I-3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	5				
B	0				
C	0				
D	0				
計	5				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	30				
B	2				
C	1				
D	0				
計	33				





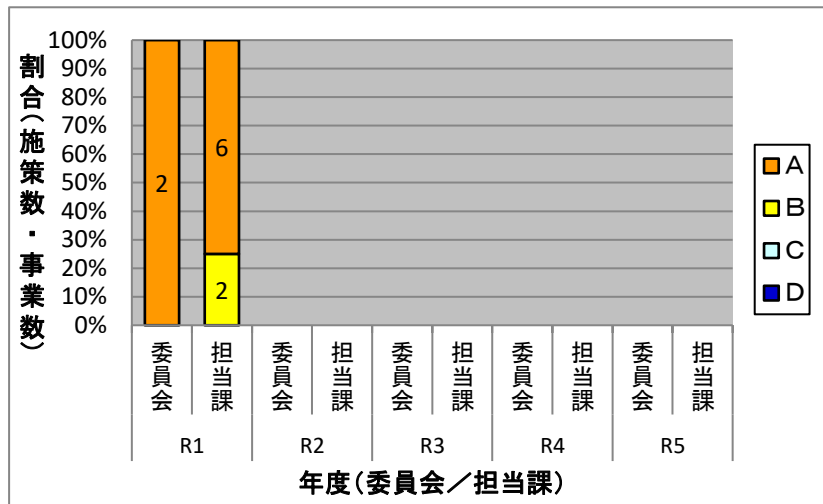
I-4 男女平等を阻む暴力の防止(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2				
B	0				
C	0				
D	0				
計	2				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	6				
B	2				
C	0				
D	0				
計	8				



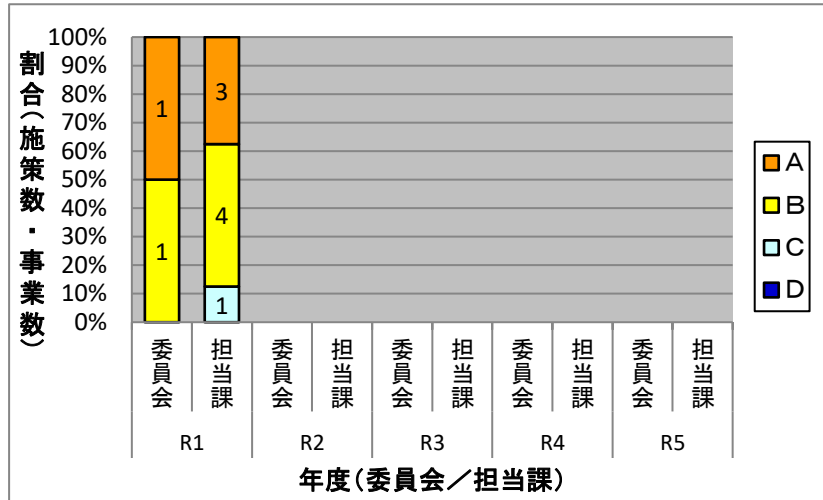
I-5 性と生殖に関する健康支援

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1				
B	1				
C	0				
D	0				
計	2				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	3				
B	4				
C	1				
D	0				
計	8				



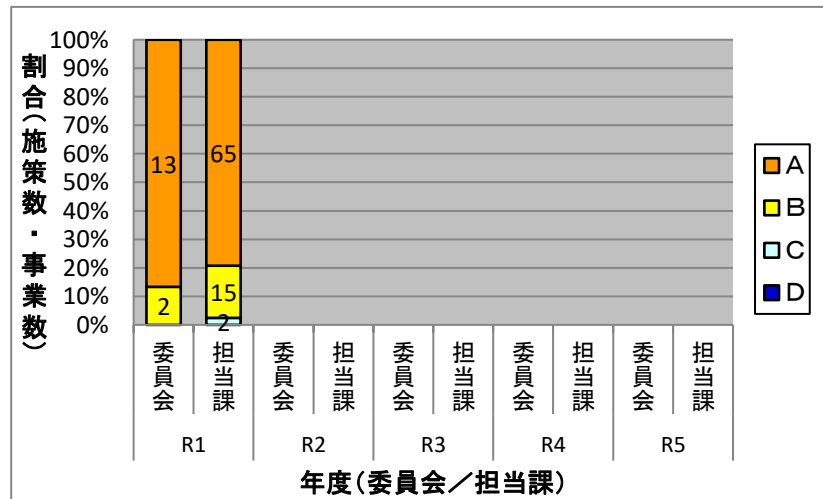
基本目標 I (計)

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	13				
B	2				
C	0				
D	0				
計	15				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	65				
B	15				
C	2				
D	0				
計	82				



## II 地域における男女平等参画の推進

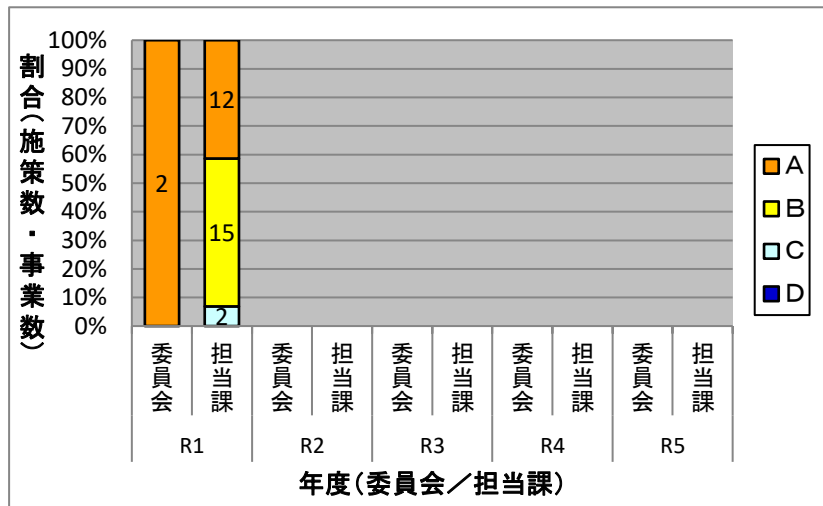
### II-1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2				
B	0				
C	0				
D	0				
計	2				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	12				
B	15				
C	2				
D	0				
計	29				



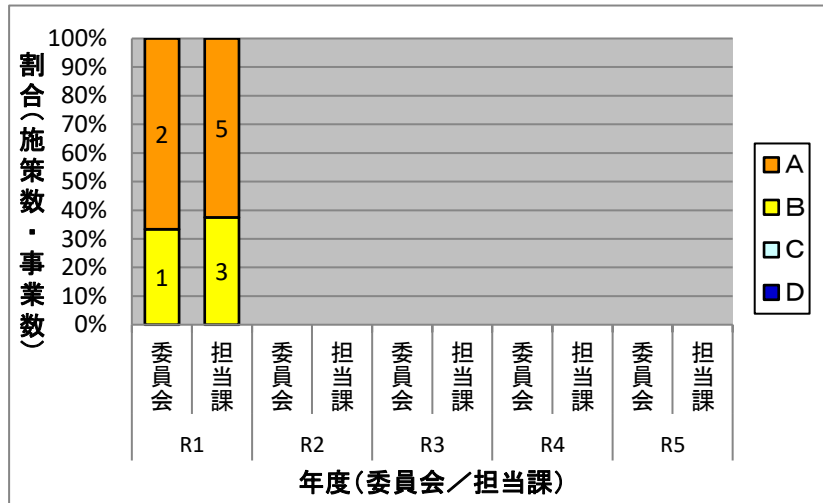
### II-2 地域活動における男女平等参画の推進

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2				
B	1				
C	0				
D	0				
計	3				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	5				
B	3				
C	0				
D	0				
計	8				



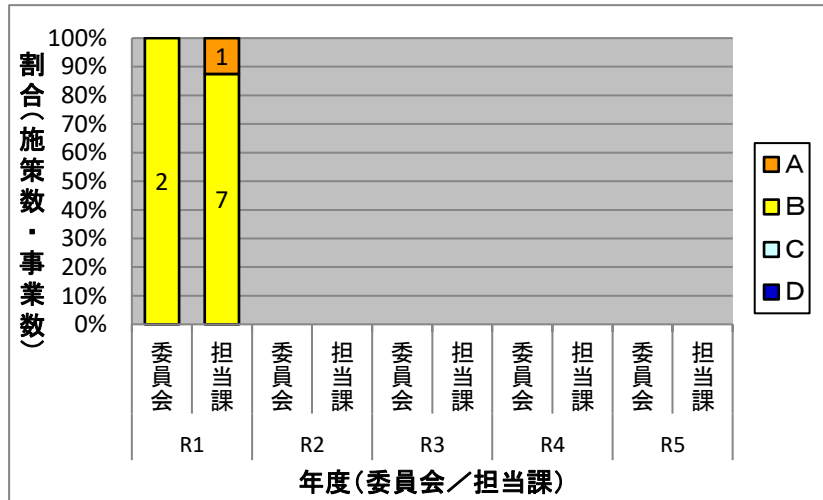
### II-3 男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0				
B	2				
C	0				
D	0				
計	2				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1				
B	7				
C	0				
D	0				
計	8				



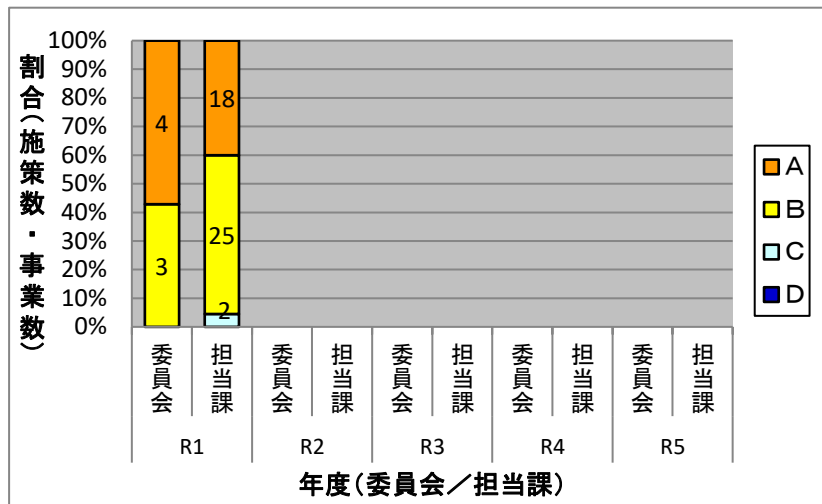
基本目標Ⅱ(計)

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	4				
B	3				
C	0				
D	0				
計	7				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	18				
B	25				
C	2				
D	0				
計	45				



### Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)と女性の活躍の推進

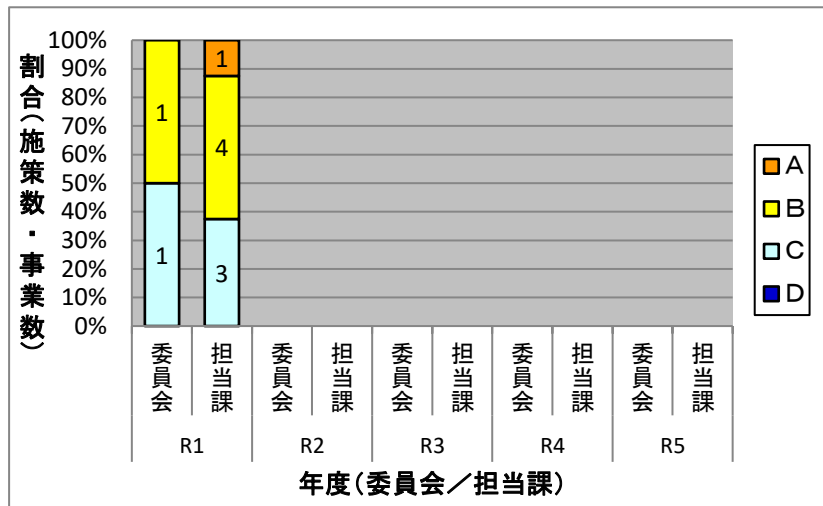
#### Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0				
B	1				
C	1				
D	0				
計	2				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1				
B	4				
C	3				
D	0				
計	8				



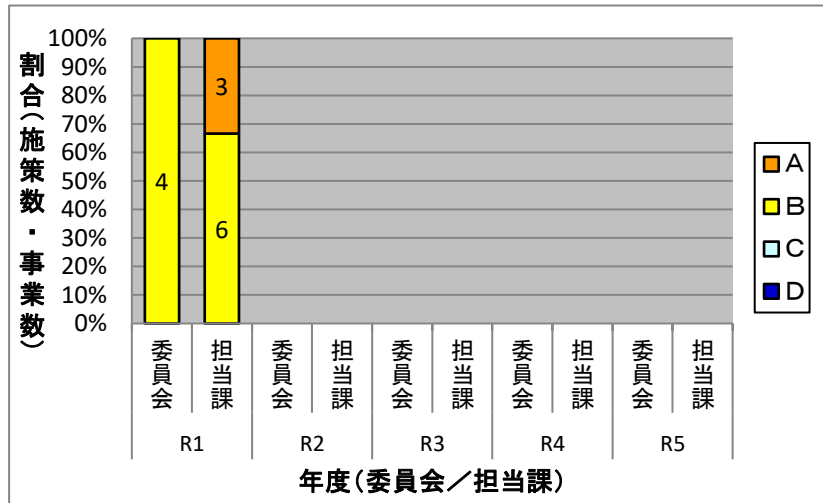
#### Ⅲ-2 経済活動における女性活躍の推進

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0				
B	4				
C	0				
D	0				
計	4				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	3				
B	6				
C	0				
D	0				
計	9				



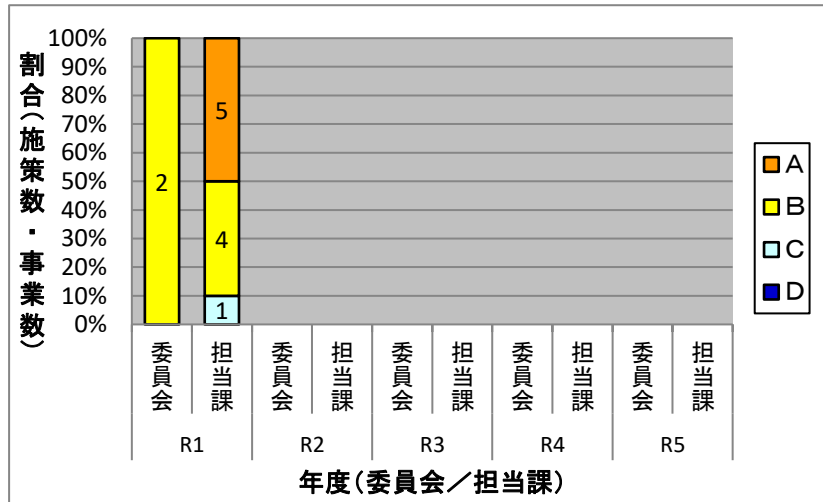
#### Ⅲ-3 男性の家事・育児・介護への参画促進

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0				
B	2				
C	0				
D	0				
計	2				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	5				
B	4				
C	1				
D	0				
計	10				



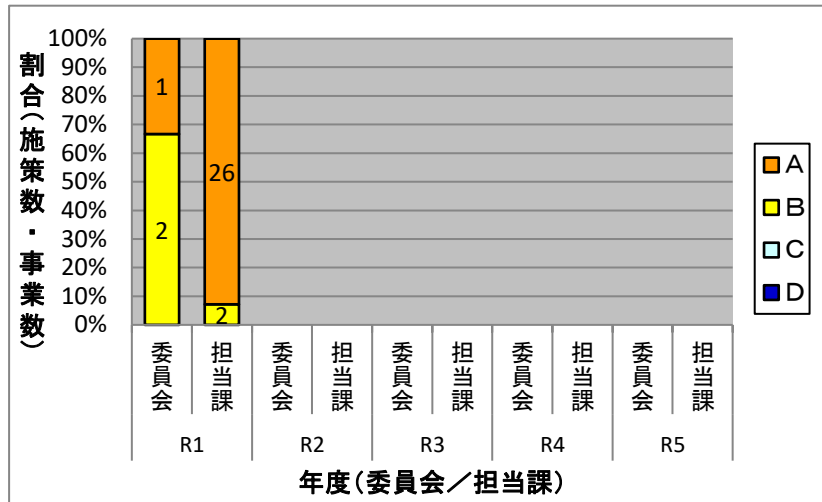
### Ⅲ-4 子育てへの支援

#### 委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1				
B	2				
C	0				
D	0				
計	3				

#### 担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	26				
B	2				
C	0				
D	0				
計	28				



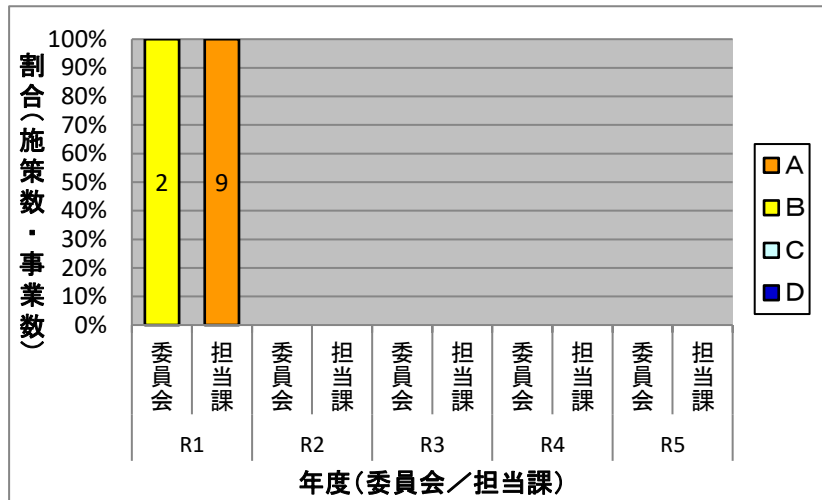
### Ⅲ-5 介護への支援

#### 委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0				
B	2				
C	0				
D	0				
計	2				

#### 担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	9				
B	0				
C	0				
D	0				
計	9				



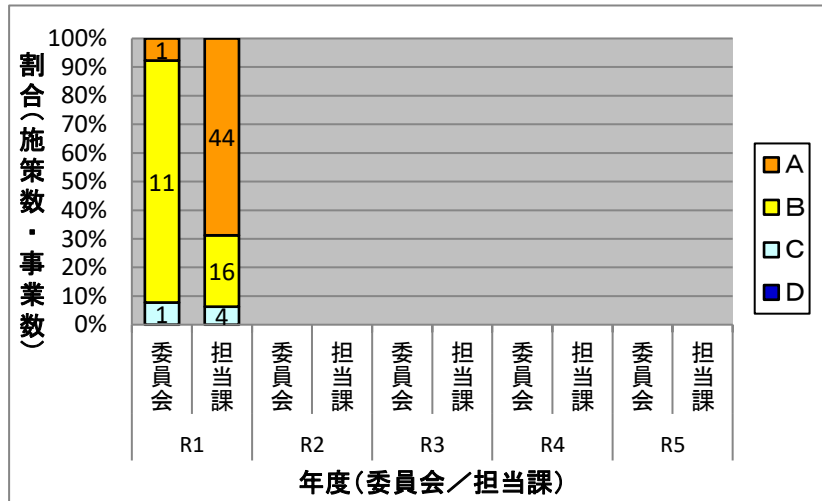
### 基本目標Ⅲ(計)

#### 委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1				
B	11				
C	1				
D	0				
計	13				

#### 担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	44				
B	16				
C	4				
D	0				
計	64				



## IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

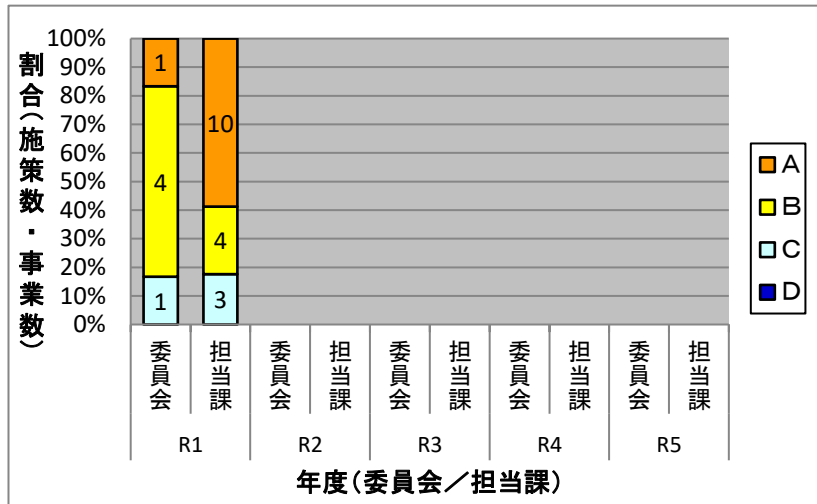
### IV-1 庁内推進体制の充実

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1				
B	4				
C	1				
D	0				
計	6				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	10				
B	4				
C	3				
D	0				
計	17				



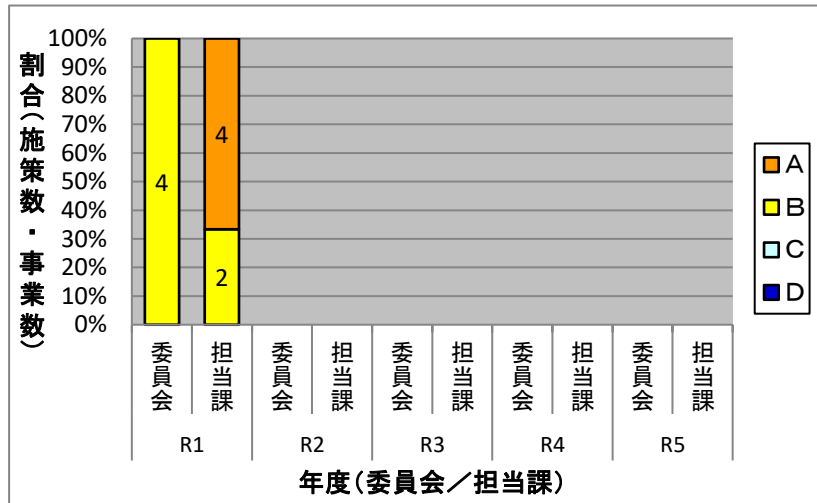
### IV-2 男女平等推進センターパリティの事業の充実

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	0				
B	4				
C	0				
D	0				
計	4				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	4				
B	2				
C	0				
D	0				
計	6				



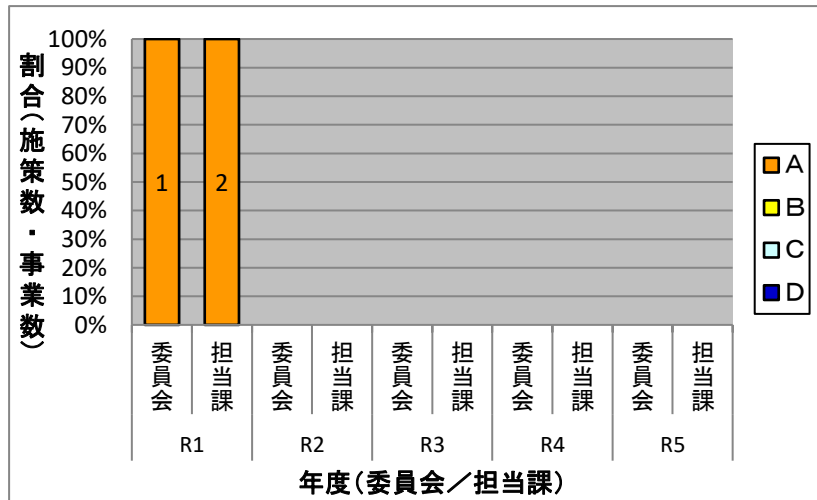
### IV-3 男女平等参画推進計画の進行管理

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	1				
B	0				
C	0				
D	0				
計	1				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2				
B	0				
C	0				
D	0				
計	2				



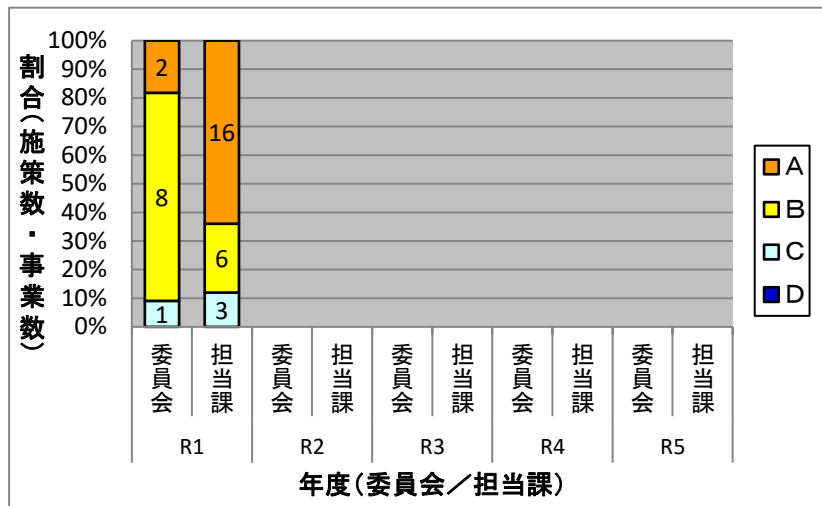
基本目標Ⅳ(計)

委員会

評価	年度(施策数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	2				
B	8				
C	1				
D	0				
計	11				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	16				
B	6				
C	3				
D	0				
計	25				



## 重点課題

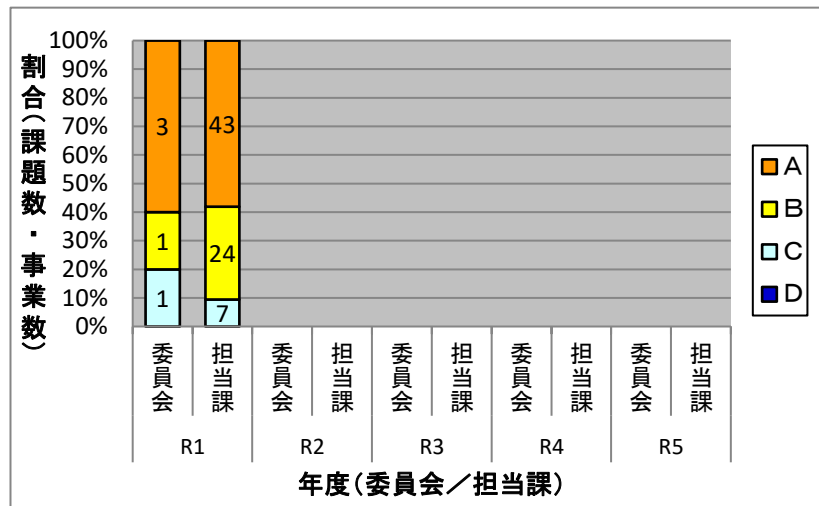
年度別重点課題(計)

委員会

評価	年度(課題数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	3				
B	1				
C	1				
D	0				
計	5				

担当課

評価	年度(事業数)				
	R1	R2	R3	R4	R5
A	43				
B	24				
C	7				
D	0				
計	74				



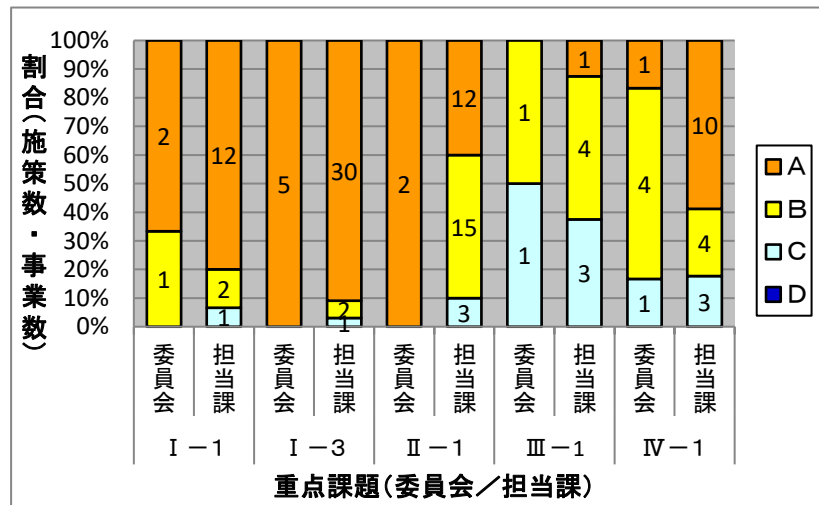
令和元年度重点課題

委員会

評価	課題(施策数)				
	I-1	I-3	II-1	III-1	IV-1
A	2	5	2	0	1
B	1	0	0	1	4
C	0	0	0	1	1
D	0	0	0	0	0
計	3	5	2	2	6

担当課

評価	課題(事業数)				
	I-1	I-3	II-1	III-1	IV-1
A	12	30	12	1	10
B	2	2	15	4	4
C	1	1	3	3	3
D	0	0	0	0	0
計	15	33	30	8	17





# 重点課題別評価

## I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消

内閣府男女共同参画局が行っている世論調査（令和元年9月調査）によると、「夫は仕事、妻は家庭」という固定的性別役割分担意識に対し、「反対」が6割と多数を占めるようになった。しかしながら、家事や育児、介護等の家庭内労働の多くを担っているのは女性であるという偏りは、未だに大きく変わってはいない。表面的な意識改革は進んでいるのかもしれないが、「固定的性別役割分担意識」とは何か、そこにはどのような問題があるのかなどについての理解が、まだまだ十分ではないのではないかという懸念がある。どうしたら市民の認識がより深まるようになるのかという観点から、引き続き取組を進めていただきたい。

### (1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

情報誌「パリテ」は読みやすく、分かりやすく情報を伝える編集がなされている。また、その他の情報提供に関しても様々な工夫が重ねられている。情報の受け手側である市民の認知度が一層高まるよう努められたい。特に若い世代への情報提供の手段としてSNSをどう活用していくのか、更なる検討を期待する。

「パリテまつり」では多種多様な講座や体験会が開かれ、多くの市民の参加があったことは喜ばしい。今後も、特に男女平等参画に関するイベント等に、日頃参加する機会のない層の参加が増えるような工夫に努められたい。

### (2) 男女平等に関する学習機会の提供

様々なテーマの講座が企画・開催され、多くの参加を促す工夫がなされていることを評価する。父親や育児期の女性なども参加できるイベントや講座の開催を引き続き期待するとともに、さらに多くの（父親以外も含めて）男性の参加を促す講座やワークショップ等の学習機会の開催を期待する。

男女平等に関する資料の提供や図書の貸し出しに関して、ICT活用を進める等、市民のより一層の利用を促す工夫に努められたい。

### (3) メディア・リテラシーの普及・啓発の推進

急速に広がるSNSを利用したハラスメントなどが頻発している現在、ジェンダー視点のメディア・リテラシーへの理解を進めることは喫緊の課題であると考えられる。市民がメディア・リテラシーについて学ぶ機会が増えることが望ましい。また、男女平等のためのガイドラインの一層の充実及び活用を期待する。

委員会評価	施策（1）	施策（2）	施策（3）	重点課題評価
R1年度	B	A	A	A
R2年度				
R3年度				
R4年度				
R5年度				

### I-3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

この重点課題は「西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画」と位置づけ配偶者等からの暴力の防止・相談窓口の充実による早期発見と対応、被害者の安全確保と自立支援、さらには庁内においてDV被害者、加害者に適切な対応ができるような体制整備、庁内関係各課、関係機関との連携を強化し、相談から自立まで対象者一人ひとりに寄り添い切れ目のない支援をしていくことを目標に掲げ、推進していくことを事業内容としている。

総合的には、暴力の未然防止・早期発見、被害者一人ひとりの状況に応じた相談への取組、市民・職務関係者との連携に努めており評価に値する。しかしながら、内閣府の調査による3人に1人がDV被害者との実態を踏まえると、さらなる推進を期待したい。早期発見という点においては、西東京市の調査によると「暴力を受けて相談したか」の問いに約6割が「相談しなかった。」と回答し、相談しなかった上位5位までの理由に“相談するほどのことでもない”、“人に打ち明けることに抵抗があった”“自分にも悪いところがあると思ったから”という被害者特有の心理状態が見え、また相談したくてもどこに相談してよいかわからなかった、できる人がいなかった“という回答にみられるようにDV被害者への理解と相談場所の周知を様々な形で浸透させていくことが今後も望まれる。

#### (1) 暴力の未然防止と早期発見

現在、DV防止法が制定されて20年目、DVという言葉に対する認知度はその内容も含めて7割に上る。それにも関わらず、身近なところではDVはないと公言する人もいまだに多い。そのため、あらゆる機会を利用してDVに対する周知の機会を設けていることを評価し、さらに図書館、公民館などでDV週間にパネル展示、図書の貸し出し等を通して若い世代(デートDV)への働きかけを推進していくことを期待したい。

#### (2) 相談窓口の充実

相談体制においては専門の相談員を配置し、平日はほぼ毎日2か所(パリテ・庁舎)において相談したいときにしやすい体制づくりをしている点で評価できる。DV被害者支援に対して必要な要素は緊急性を伴う点からも今後もよりきめ細やかな対応に期待したい。また、外国人に対する支援の体制もあり、通訳等の配慮は今後も継続してほしい。

#### (3) 被害者の安全の確保と自立への支援

安心・安全な相談場所の確保はDV被害者の自立への第一歩を大きく左右する。そのためには2次被害を起こさない専門性のある相談員の対応と緊急性における連携体制が必要となる。緊急性においては、警察、都の女性相談センターとの連携において安全性を配慮した支援を実施されているようで評価できるとともに今後も更なる充実を期待したい。

また、自立支援においては切れ目のない支援、関係機関との連携を今後も継続していくことを期待したい。

#### (4) 市の体制整備に向けた取り組みの強化

DV被害者支援の根幹には、DV(あらゆる暴力)が男女平等参画を推進する上での一番の妨げになっていることを常に念頭において庁内でもその視点からの支援体制となることが望ましい。そのためには庁内においてのDV研修の実施や、DV専門委員会などの設置に期待したい。

#### (5) 関係機関との連携強化

DV被害者の支援は様々な関係機関との連携の中でしか行えない。このことを念頭に入れて体制

を充実させていることの評価をするとともに切れ目のない支援を視野に入れ、民間団体等様々な形での連携先とのつながりをつくることを更なる目標に進めていくことに期待したい。

関係機関との連携の際に重要なことは、守秘義務の重さと開かれた連携体制と特に案件に対するケースワークの必要性がうかがえる。昨今、母親のDVと子どもの虐待は表裏一体の関係にあることの認識が強まり、内閣府の統計でもこの点を加味されている。その点を踏まえてのワンストップサービス体制の構築・連携会議の充実・連携強化に期待したい。

■配偶者暴力相談支援センター設置への検討

現在、DV被害者支援に関しては同様な内容での支援を行っているように見受けられ、センターを設置しているところと遜色はないようには見受けられるが、センターの設置については機能・役割、設置基準等、メリットデメリットを検討したうえで再評価してみてはどうか。配暴センターの名称を掲げることも重要であるが被害者支援の体制の充実という点では評価に値する。

委員会評価	施策 (1)	施策 (2)	施策 (3)	施策 (4)	施策 (5)	重点課題評価
R 1 年度	A	A	A	A	A	A
R 2 年度						
R 3 年度						
R 4 年度						
R 5 年度						

## II - 1 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

政策・方針決定過程への男女平等参画の推進を達成するために、「審議会・委員会等における女性委員登用率を向上すること」そして、そのために「審議会・委員会等に参画しやすい環境整備を行うこと」を事業内容としている。

具体的には、「審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めること」として、「審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備」に努めることを協働コミュニティ課ほか各課は目標としてきた。

各課所管の審議会や委員会にはそれぞれ特有の事情や内容があるため、簡単に女性メンバーを増やすことができないと困難を感じていたり、男女平等参画推進委員会で男女比率にこだわる必要があるのだろうか、とと思っている課員がいるかもしれない。

しかし、様々な事業目標・課題があるなかで、女性委員の登用率という、すぐれて数値化になりやすい目標であるからこそ、外部からは、他の事業目標・課題に比べて、この女性委員の登用率が、西東京市における男女平等推進のシンボルとなる数値と見られやすいことに意識をおいていただきたい。

すなわち数値が高ければ、西東京市は男女平等参画が進んでいる、西東京市は女性が活躍している、という評価につながりやすいということである。

そして、このような評価が高まれば、市民や市役所職員の意識も自ずから、男女平等参画の先端を行っている市に暮らしている、働いているという具合になり、他の業務目標にも良い影響を与えることになり、好循環を生み出すことになると思われる。

さて、具体的な担当課の事業ないし取り組み計画に目を向けると、「女性の採用を含めて検討する」などというものもあったが、これでは足りない。取り組み計画として、むしろ、「まずは女性を採用できないか？」と検討しなければならない。

また、推薦方式だから、女性が優先採用できない、という課の説明もあったが、推薦方式でも、推薦依頼状に「女性希望」「委員会のバランスのために女性委員のご推薦を可能な限りお願いします」と書くなどの努力はしていただきたい。

他方で、「関係機関に女性の登用が求められていることを周知する」「推薦の際に依頼をすることなどの検討を行う」という努力をしてくれている課もあった。

女性委員の参加促進のための環境整備の面においても、開催時間の工夫や保育をつけるなどの努力をしている課もあり、今後は、さらに踏み込んで、「どのような環境整備を望むか」という意見聴取の下、環境整備を拡充していただきたい。

委員会評価	施策（1）	施策（2）	重点課題評価
R 1 年度	A	A	A
R 2 年度			
R 3 年度			
R 4 年度			
R 5 年度			

### Ⅲ－１ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

現在、“働き方改革”を中心にワーク・ライフ・バランスの実現に向けた動きが、各地で広がっているが、課題も多く挙がっている。西東京市の男女平等参画に関する市民意識の実態調査内では、時間外労働の短縮、フレックスタイム制度の導入、保育・介護サービスの向上、育児・介護などのための休暇取得や短時間勤務の仕組み作りなどの需要が高まっており、ワーク・ライフ・バランスにおける、企業の役割は、より重要度を増している。

そんな中、本重点課題であるが、2つの施策、5つの事業、8つの担当課計画から成り立っている。施策（1）は、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報提供で、育児・介護休業法や労働時間短縮等に関する講座の開催、ポケット労働法の配布雇用平等ガイドブックなどの配布を行っている。施策（2）は、ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけで、市内事業団体への情報交換や連携方法の検討、ワーク・ライフ・バランス推奨企業のパリエ内の紹介、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業が評価される評価方法の検討を行っている。

施策（1）については、セミナーの開催は評価が出来る。引き続き開催をしてもらいたい、その際に、出席者の満足度や年齢層の分析など、より良いセミナーになるように努めてもらいたい。情報の提供は、設置や配布を行ってはいるが、どのくらい受け取ってもらえているか、効果はどのくらいあったのかなど、検証をしてもらいたい、より効果のある方法で実行して頂きたい。また、今の時代だからこそ、SNSを活用した情報配信を検討いただきたい。

施策（2）については、2件の企業をパリエ内で紹介した以外は、ほぼ検討段階に留まっていることが残念に思う。冒頭でも申し上げた通り、ワーク・ライフ・バランスにおける、企業の役割は重要度を増している。企業がワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進しやすい環境づくりを検討し、いち早く実行してもらいたい。まずは、実現が可能な範囲で目標スケジュールを立て、1歩でも前進することを望む。

委員会評価	施策（1）	施策（2）	重点課題評価
R 1 年度	B	C	C
R 2 年度			
R 3 年度			
R 4 年度			
R 5 年度			

## VI—1 庁内推進体制の充実

西東京市において男女平等参画社会を実現するために、政策を決定し市内事業所のモデルとなるべき市役所が積極的に推進体制を充実させることは、非常に意義深いことである。男女平等参画が実現してこそ、『健康な職場環境を目指す健康市役所』宣言に記載されているような、ワークライフバランスのとれた、一人一人がいきいきと輝ける暮らしは可能となる。

庁内の各部署で、各種研修や講演会の実施、ガイドラインの制定など、男女平等推進事業に取り組んでいることは評価できる。しかし、これらの取り組みが全ての部署において、男女平等の意識を定着させるという目標に向かって行われているかということ、年に数回のイベントとして、開催すること自体が目的になっている部署も少なからずあるのでは、という感は否めない。

西東京市における男女平等参画推進の動きは、概ねここ 20 年のものである。庁内全体で男女平等参画に取り組むことは非常に重要な課題であるが、様々な業務の中で、男女平等に関する業務への比重のかけ方には、部署によってばらつきがあるように見受けられる。また、部署間の違いに限らず同じ部署内でも、担当者とそれ以外の者とは、男女平等参画に対して温度差があるのではないだろうか。日本の管理職における女性の割合が極めて低い現状にあることや、「ジェンダーギャップ指数 2020」で日本が 153 カ国中 121 位であることを知ってはいても、まだまだ男女平等参画の重要性が当事者意識をもって捉えられていないのだと推察される。

その点、ノー残業デーや 20 時退社といった具体的な目標を設定した取り組みは、職員一人一人の意識を促すことにつながるので、大いに評価できる。女性管理職の登用についても、概数でも数値目標を設定し、その実現のために具体的な施策が検討されることを期待したい。また、勉強会や研修等で、アンコンシャスバイアス(誰もが持っている無意識の偏見、思い込み)の存在に気付く機会を設けることも、他者を受け入れ平等意識の醸成を図るためには有効であると考えられる。

委員会評価	施策 (1)	施策 (2)	施策 (3)	施策 (4)	施策 (5)	施策 (6)	重点課題評価
R 1 年度	B	C	A	B	B	B	B
R 2 年度							
R 3 年度							
R 4 年度							
R 5 年度							

## 令和元年度 各課事業評価報告

# 令和元年度 各課事業評価報告

★ (重点課題)

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
1      2      3      4      5      6	I-1★ (1)	①情報誌パリの発行と配布	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。
		②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展また、センターの資料などを充実しセンター内の展示なども工夫をして、さまざまな媒体を通し、情報提供を行う。
				秘書広報課	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き紙面およびホームページ画面について男女平等意識に留意し、情報提供していく。
				公民館	庁内の所管部署からの情報提供を依頼するとともに、男女平等や男女共同参画に関する学習機会の積極的な情報収集及び情報発信に努める。
				図書館	「男女共同参画週間（6/23～6/29）」に関連資料の展示貸出を実施する。
		③パリテまつりの開催	パリテまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課	パリテまつりを開催し、広い年齢層の参加を目指し、男女平等参画について発信する。



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>情報誌パリティを10月と2月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。</p> <p>男女平等推進センター企画運営委員会の市民委員により、市民が読みやすい、目を引く構成にすることを主眼として、表紙等の色の選定やイラストについて検討したり、見出しの文章やコーナー等の構成を行い、分かりやすい文章表現を心がけて編集を行った。特集記事について、「高齢女性の貧困を考える」・「セクシャリティはグラデーション」とし、一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとして掲載した。</p> <p>また、中学生全員に配布していることから、特に中学生にもわかりやすい内容となるよう、留意して編集を行った。</p>	<p>情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、中学生全員に配布していることから、中学生への情報配信を引き続き行う。</p>
A	<p>男女共同参画週間事業「女性に対する暴力をなくす運動週間事業」及び講座10回（内6回連続講座あり）実施を市報、ホームページ、市民掲示板等に掲載して、啓発を行った。市の講座の情報提供として、講座のテーマ・内容を考慮し、配布対象施設をしばって配布した。センター内に常設の啓発パネル掲示を行った。</p> <p>引続き東京ウィメンズプラザなど啓発事業のポスターやチラシなど、パリティでの掲示を行い、東京ウィメンズプラザフォーラムパネル展にも参加し、西東京市の男女平等参画をPRした。</p>	<p>男女平等意識や男女平等参画について、引き続き市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行う。また、若年層にも分かりやすい表現での情報提供を工夫する。</p>
A	<p>市報・ホームページ等の広報媒体においては、担当課と調整を図り、男女平等意識に留意した情報発信に努めた。</p> <p>また、市報令和2年1月15日号では、パリティまつりについて1面に掲載し、男女平等意識の醸成を図った。</p>	<p>各広報媒体での情報発信については、担当課との調整を図り、男女平等意識に留意し、情報提供していく。</p>
A	<p>ポスターの掲示やチラシ、広報紙等の配架により、庁内関係部署及び関係機関、市民団体等が行う男女平等や男女共同参画に関する啓発事業等について、情報提供を行った。</p>	<p>市や関係機関、市民団等が行う男女平等意識や男女共同参画に関する啓発事業や学習機会についての情報提供に努める。</p>
A	<p>男女共同参画週間にあわせ、ひばりが丘図書館にて6月14日から6月30日まで、関連書籍の展示を行った。</p>	<p>「男女共同参画週間（6/23～6/29）」に関連資料の展示貸出を実施する。</p>
A	<p>24人の実行委員と23の参加団体により、「一人ひとりの人権が尊重される社会へ」をテーマにして、第12回パリティまつりを開催した。来館者は671人であった。</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会 「世界が目指すジェンダー平等社会：日本は？」、講師：大崎 麻子さん（国際協力・ジェンダー専門家、関西学院大学客員教授）参加人数83人（託児0人）</li> <li>○講座 回数：6回、参加人数：201人（託児18人）</li> <li>○体験会 回数：4回、参加人数：57人（託児2人）</li> <li>○パネル・作品展示</li> <li>○喫茶・軽食・手作り雑貨・生花販売、イートイン休憩コーナー</li> </ul> <p>今年度は、初めて市内のLGBT（性的マイノリティ）とその支援者団体が講座を開催し、幅広い年齢の参加があった。</p>	<p>パリティまつりを開催し、多くの市民、と広い年齢層の参加により、男女平等参画について発信する。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
7	I-1★(2)	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課	企画運営委員会の企画による講座として、基礎講座・共通講座・DV被害者支援のための自立支援講座・パリティまつりでの講座等を開催する。
				子ども家庭支援センター	子育てひろばにおいて父親支援事業を開催する。
				公民館	乳幼児を育てている女性を対象とした講座や育児期の女性も含め幅広い世代の女性が参加できる講座を10講座程度、保育付きで実施する。
8					
9					

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>○企画運営委員会の企画による講座 基礎講座 6回 1. 「女性のためのアンガーマネジメント～怒りと上手につき合うために～」参加者37人 託児11人 2. 「女性のための自分史講座」参加者15人 託児 1人 3. 「カナダ生まれの参加者中心の親支援プログラム ノーバディズ・パーフェクト」 6回連続講座」参加者延べ45人 託児延べ45人 4. 「女性起業家に聞くワーク・ライフ・バランス～仕事と家庭の両立について～」参加者 7人 託児 7人 5. 「生き残るための防災への備えや自衛隊の活動」参加者21人託児 2人 6. 「思春期の「自己肯定感」を高める育て方～女の子を中心に～」 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ○共通講座 3回 1. 「訪問看護師が見つめた介護の実際講座」参加人数：29人 託児 1人 2. 「無心で描いてリフレッシュ～誰にでも描けるゼンダングル®アート」参加者16人 託児 6人 3. 「夫婦で考える！産前からの子育てプラン」 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ○週間事業講演 2回 1. 「ディズニーアニメのヒロインから考える現代の女性像～メディアの女性の描き方を考える～」参加者19人 託児 7人 2. 「わたしも大事・あなたも大事～知っておこうDVのこと～」参加者13人 託児 5人 ○DV被害者等のための自立支援講座 Do it! ここからはじまる。2019～わたしのトリセツ～ 1. 「アロマセラピーでココロとカラダ、わたしを整える」 2. 「知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～」 3. 「モラハラ、発達障害～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～」 4. 「わたしのチカラ発見！～セルフディフェンス～」 5. 「フェイスエクササイズで気持ちをUP!」 計 5回 参加者 延べ79人 託児 延べ17人 ○【第12回バリテまつり】 2/10から2/21まで実施の間、講演会 1回、講座 6回、体験会 4回開催した。</p>	<p>男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催する中で、講座内容について多くの方々に知ってもらおう工夫をする。受講者の自主活動につながるような支援の仕方を引き続き考える。</p>
A	<p>父親支援事業(乳幼児と父親の遊びを通じた交流と、父親同士の意見交換)を、市内2ヶ所の子育て広場で継続実施した。実施回数は11回(のどか広場6回、ピッコロ広場5回(3月は新型コロナウイルスにより中止))延べ参加者は、563人(内父親132人)であった。土日を含め父親の利用は、増加傾向にある。広場での掲示にQRコードを取り入れ子育て広場のページにアクセスし易いようにした。企画内容・日程(年間行事も)等も工夫して、父親参加を呼びかけている。父親と子どもが、過ごせるスペースも準備した。のどか広場は、駐車場もあり参加者が多い。</p>	<p>引き続き父親支援事業の充実を図る。</p>
B	<p>・社会とのつながりが希薄になりがちな育児期の女性を対象とした講座や、世代をこえて女性が生き方や社会とのかかわりを考える講座など、保育付き講座を10講座実施。孤立しがちな育児期や高齢期の女性たちが社会とのかかわりを取り戻すきっかけになった。 ・男性も参加できるように土曜日に家庭の教育力向上講座を実施。夫婦1組の参加があった。</p>	<p>男女平等参画の視点を取り入れた講座を開催する。</p>

体系番号				担当課目標			
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画		
10	(2)	②資料の収集と図書の貸し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。	協働コミュニティ課	男女平等に関する資料の収集及び図書の購入や図書コーナーの配置や資料の配架などの工夫を図り、また、ホームページに蔵書リストを掲載し、貸し出しの促進を図る。		
11				I-1★	図書館	資料収集および提供を継続する。	
12	(3)	①情報誌パリテや講座等によるメディア・リテラシーの普及・啓発の推進	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及・啓発を推進します。	協働コミュニティ課	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーについて配架図書の充実と活用をしながら普及と教育を実施する。		
13				②市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底	市報やホームページ、市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、庁内に周知するとともに、作成したガイドラインの具体例について適宜追加を行います。	協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインに代わる取り組みを実施する。
14						秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるよう環境を常時整備している。また、男女平等推進センター内に絵本コーナーを設置するなど工夫した。男女平等参画に関する図書の紹介として、「パリテライブラリーニュース」を発行し、市内関係部署や施設に配布した。HPにおいてもライブラリーニュースの他、新着図書を掲載した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。</p> <p>今年度68冊の貸し出し用図書等を増加した。 結果現在の蔵書1359冊(内ビデオ53本)</p> <p>○28年度貸出し 132冊 ○29年度貸出し 118冊 ○30年度貸出し 234冊 ○31年度貸出し 196冊</p>	<p>市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを継続して行う。 蔵書内容についてのPR方法を引き続き工夫する。</p>
B	<p>資料収集および提供を行った。 →仕事/職場関連分野の書籍は多少なりとも男女平等参画(またはLGBTQ)の視点を含んでおり、大きく男女平等参画を捉えているため、特定のコーナーを設けることが困難である。 →図書館蔵書検索でキーワード「男女平等」で検索できることから、主題別の資料紹介などに努めていく。</p>	<p>資料収集および提供を継続する。</p>
A	<p>週間事業において、「ディズニーアニメのヒロインから考える現代の女性像～メディアの女性の描き方を考える～」講演会を実施し、メディアリテラシーについて学ぶ機会を提供した。 他の講座等でも参加者が知識・情報等を取捨選択できるよう会場に関連図書を設置し、案内を行った。</p>	<p>引き続き、様々な手段での情報提供を検討する。</p>
B	<p>職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を定型文に記載し、庁内問合せに関しては定型文を紹介した。</p>	<p>庁内関係部署への周知を行う。</p>
A	<p>市報・ホームページ等における表現については、ガイドラインを活用し、担当課と調整を図り、適切な情報発信に努めた。</p>	<p>引き続き、ガイドラインを活用した表現による情報発信に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
15	I-2 (1)	①男女平等の視点にたった名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点にたって児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できるよう留意します。	教育指導課	引き続き、学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点に立つよう引き続き留意させる。また、それぞれの教育活動のねらいや児童・生徒の発達段階を踏まえながら、児童・生徒一人ひとりの心情を考慮した教育活動が推進されるよう支援していく。
16		②固定的な性別役割にとらわれないキャリア教育の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、キャリア教育を行います。	教育指導課	職場体験学習において、受入事業所の決定にあたっては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を伸ばすとともに、一人ひとりの個性を尊重できるようにする。また、進路指導主任会等で、生徒が主体的に、自己の能力・適性を生かした進路を選択できる能力や態度を育てられるよう、進路指導の充実に向けた指導・助言を行う。
17		③学校等における男女平等教育の実施	男女共修や介護体験などを通じて、男女平等教育を実施します。また、からだと性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施します。	協働コミュニティ課	男女平等参画に関する情報誌パブリケを全中学校生徒に配布し、男女平等参画に関する理解促進を図る。
18				教育指導課	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問時の指導・助言等の活動により、教員の男女平等意識や人権意識をさらに高める。 また、東京都教育委員会から人権尊重教育推進校（2年次）の指定を受け、研究に取り組む。
19		④保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書紹介等	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などの紹介等します。	協働コミュニティ課	保育園や児童館、図書館などにおいて、継続して男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などを紹介する。
20			保育課	男女平等の視点をもった図書の情報把握、共有に努め、意識啓発に努める。	
21			児童青少年課	引き続き男女平等の視点を持った児童図書の紹介し、意識を啓発する。	
22			図書館	児童向け発行物の掲載図書に関係図書を選書するよう努める。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点に立ち、教務主任会の中で男女混合名簿に統一するようにした。	引き続き男女混合名簿にしている意義や内容について教員が理解し、実施していくことが必要である。
B	キャリア教育において、固定的な性別役割分担の意識にとらわれず、性差を関係なく職業体験の実施をした。また、進路指導主任会等で、生徒が主体的に自己の能力・適正を活かした進路が選択できるよう、進路指導への指導・助言を行った。	引き続き、児童・生徒が性別にとらわれず、個々の能力が発揮できるよう幅広い進路提示できるようにする。
A	男女平等参画に関する情報誌「パリテ」を全中学校生徒向けに配布した。	あらゆる場における人権教育を通じて、男女平等教育を実施する。
B	家庭科の男女共修が実施されたおり、家庭内の仕事時間の長さへの気付きを学び、将来社会において社会と家庭に男女が共に寄与する資質の形成を図った。	引き続き各教科等の中で人権教育の一層の充実を図る。
A	男女平等に関する絵本・児童書として、3冊を新規蔵書とした。また、センター内に男女平等に関係する絵本のコーナーを新設し、来所する親子や小学生に対し手取りやすい環境を設定した。パリテライブラリーニュースを発行し、保育園、児童館、図書館にも配布した。	関係図書を手取りしやすい環境づくりを引き続き実施する。
A	各基幹型保育園においては、乳児連れの親子に読み聞かせ等を通じて図書（絵本）の紹介を行うとともに、各園において在園児向けに読み聞かせ等を等を通じて図書（絵本）の紹介を行った。また関係機関紙や関連研修時等の推薦図書を参考に、図書を選択するよう努め、保育における意識啓発に取り組んだ。	今後も引き続き、男女平等の視点をもった図書の情報把握・共有に努め、意識啓発に取り組んでいく。
A	パリテが作成した男女平等の視点を持った図書が紹介されたリーフレット「パリテライブラリーニュース」を各館で掲示・配布した。	引き続き男女平等の視点を持った絵本や児童図書の紹介し、意識啓発を行う。
A	「夏休みすいせん図書」に関係図書を選定・掲載し、市内小学校・中学校の全児童・生徒に配布した。	継続して関係図書の選定・掲載に努める。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
23	I-2 (2)	①学校における人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。
24		②多様な性や生き方に関する理解の促進	すべての人々がそれぞれの立場で性自認・性的指向の差別解消の取り組みを協働で進めるために、性的マイノリティの理解に向けた講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	多様な性に関する情報提供を行う。
25		③情報誌パリティの発行と配布（再掲）	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。（No.1の再掲）
26		④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域でともに暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市多文化共生センターの運営</li> <li>・外国人のためのリレー専門家相談会の実施</li> </ul>



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	人権教育推進委員会において田無第二中学校の東京都の人権教育推進校の研究会に参加した。また、人権課題を深く理解するため、人権教育推進委員が人権課題に係るフィールドワークを行った。	人権教育推進委員を中心とした研修を充実し、各校の人権教育の推進を図っていく。
A	情報誌パリテで特集記事において、セクシャリティはグラデーション～多様な性を理解する社会へ～とし、一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとして掲載した。 パリテまつりにおいて、市内LGBT団体の講座を開催し、幅広い年齢の参加を得た。	引き続き、様々な手段で情報提供をする。
A	情報誌パリテを10月と2月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。 男女平等推進センター企画運営委員会の市民委員により、市民が読みやすい、目を引く構成にすることを主眼として、表紙等の色の選定やイラストについて検討したり、見出しの文章やコーナー等の構成を行い、分かりやすい文章表現を心がけて編集を行った。特集記事について、「高齢女性の貧困を考える」・「セクシャリティはグラデーション～多様な性を理解する社会へ～」とし、一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらうきっかけとして掲載した。	情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、中学生全員に配布していることから、中学生への情報も掲載した。
A	【西東京市多文化共生センター】 ・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所 ・外国籍市民の日常生活相談100件、外国籍市民支援活動先の紹介等27件、その他の施設利用1034件、通訳ボランティア派遣事業21件、多言語情報の提供9件、窓口通訳利用37件 子どもに関わる通訳ボランティア派遣の依頼が多かった。今後も安定した需要が見込まれる。通訳ボランティアの活動を通じ、ボランティアを行う市民をはじめ、依頼先の市民の外国籍市民を尊重する意識づくりに繋がった。 また、日本人へ外国籍市民支援活動先の紹介等に取り組んだことは、市民の外国籍市民を尊重する意識づくりに寄与した。その他、外国籍市民の日常相談等に取り組むことで、多文化共生センターは外国籍市民を尊重する施設として活動ができた。 【外国人のためのリレー専門家相談会】 ・令和元年8月24日（土） 南町スポーツ・文化交流センター きらっとで開催 ・専門家：行政書士、社会保険労務士、税理士、フェミニストカウンセラー ・言語：英語、中国語、韓国語、フランス語、スペイン語、やさしい日本語 相談：4人5件 通訳及び運営に参加した市民ボランティア：22人 外国籍市民が円滑な社会生活を送ることができるよう、相談会を実施した。通訳及び運営に市民ボランティアが関わっている。 この相談会の開催を通じ、市民ボランティアをはじめ参加した方々の外国籍市民を尊重する意識づくりに繋がった。	以前より認知度のアップについて検討を重ねてきているが、市報やHP等による周知方法について引き続き検討していきたい。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
27	I-2 (3)	①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、配布します。作成に当たっては男女平等の視点に留意して編集します。	
28		②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、啓発を行います。	子育て支援課	幼稚園補助金として、幼稚園教諭の研修参加費の補助を実施します。 (市内私立幼稚園13園、類似施設2園)	
29		③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施	教員が男女平等意識に基づいて、子どもたちを教育・指導することの効果・必要性を学び、現場で役立てられるような研修を実施します。	保育課	専門研修の参加、各園OJTの実践等により、保育の基本理念として、継続して意識の向上に努める。	
30				児童青少年課	引き続き、学童指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修を行い、業務に反映させる。	
31		I-3★	④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発	民生委員・児童委員や自治会・町内会長などの地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	教育指導課	家庭科の男女共修が実施されており、将来において社会と家庭に男女が共に寄与する資質の形成が図られている。また、引き続き人権教育の一層の充実を図っていく。
32					協働コミュニティ課	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図る。
33	地域共生課				新任者・現任者に限らず継続的に研修を実施するなど意識の情勢を図っていく。	
34	(1)	①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課	暴力についての講演・DV冊子の配布を行う。	
35		②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課	デートDVパンフレットの配布	
36		③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携を進めます。	協働コミュニティ課	暴力の早期発見、対応に向け庁内相談窓口・警察との連携を進める。	
37		(2)	①相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を見出し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、関係機関へ情報の提供を行う。外部相談窓口(警察・病院)とは日頃の連携の中で窓口の情報提供を行う。
38	②女性相談の実施		男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	日々の暮らしの中で様々な悩みを抱える女性に寄り添い、自ら問題解決していく糸口を見出していくことを支える。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	子どもを育てる家庭への情報提供として、子育てハンドブックを作成しました。作成に当たっては、男性・女性が、ともに子育てを行うことを想定して、男女平等を意識しつつ編集しました。	引き続き、子育てハンドブックを作成し、男性・女性ともに子育てに必要な情報を提供します。
A	幼稚園補助金により、幼稚園教諭の研修参加費等を補助しました。（市内幼稚園13園・類似施設2園）	幼稚園補助金を継続します。
A	各保育士研修及び各園OJT等により継続的に意識啓発を行い実践した。	意識啓発を図り実践していく。
A	学童指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるような内容を行い、業務に反映させることができた。	引き続き、学童指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修を行い、業務に反映させる。
B	「人権教育プログラム」の全教職員配布をした。また、初任者の教諭。中堅の教諭に人権にかかわる研修が必須となっており、人権教育への理解の促進を図った。	人権教育への理解の促進を図るため、教員研修の充実を図る。
A	情報誌「パリテ」を、関係各所に配布した。パリテまつりにおいて、新たな団体との結びつきができた。	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図る。また地域各団体との連携を図る。
A	東京都の実施する様々な民生委員対象の研修や、都及び市の関係機関が実施した講演会等への参加を促し、意識の醸成を図った。	民生委員に対し、引き続き継続的な普及啓発を促す必要がある。
A	女性に対する暴力をなくす運動週間（令和元年11月12日～25日）では「わたしも大事・あなたも大事～知っておこうDVのこと～」をテーマに講座を実施、チラシに女性に対する暴力について記載し、意識啓発を行った。DV冊子については関係部署へ配布を行い広く周知に努めた。	講演会の実施 DV冊子の配布継続
A	市内高校（全校生徒）へ環境の変化の起こりやすい長期休暇後にデートDVパンフレットを配布した。 成人式にてデートDVパンフレットを設置した。	引き続きデートDVリーフレットを作成・配布する。
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察等組織での連携を図った。支援個別対応として警察等と連携し、安全を確保したり、市の相談窓口担当者と連携を行った。	今後も継続実施する。
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察・保健所・民生委員等の連携と情報提供を行った。 また、外部相談窓口とも日頃の業務の中で連携をすすめた。	相談窓口の連携をより一層深めるため今後も配偶者暴力担当者連絡会議を定期的に行う。外部に関してはDV冊子や女性相談カードを活用し、配布する。
A	女性相談・婦人相談事業で実施 田無庁舎での女性相談出張相談を実施 相談件数 女性相談469件 婦人相談476件	引き続き継続した相談体制の中で事業を実施する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
39	(2)	③一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、ひとり親相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課	相談者の個別状況に応じた相談の充実を図り、関係部署と連携し対応する。
40				生活福祉課	家庭相談員による、相談者の状況に応じた相談や対応を行い、必要に応じて、外国語サポーターの活用を検討します。
41				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
42				子ども家庭支援センター	子ども家庭相談を継続して実施する。
43				健康課	「こどもの発達センターひいらぎ」における相談で、一人ひとりの状況に応じた相談が実施できるよう相談対応職員のスキルの維持向上および体制を維持していく。
44	I-3★	④男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談について情報収集をおこない、検討する。
45		①緊急一時保護の実施	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護へつなげる。
46		②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性が安心して一時避難できる場所を運営している民間シェルターへの運営費を支援とともに、新たな民間支援団体による一時保護先を確保する。
47		③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の生活と子育て支援をおこなう。子どもの保育・就学について行政サービスにおいて早急に支援を行う。
48				健康課	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながらすすめる。
49	③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、関係部署間で連携を図り、子どもの心のケアへの支援や保育・就学、必要な行政サービスを利用できるよう支援を行います。	生活福祉課	生活保護世帯への高校の教育に関する支援の拡充が行われたため、相談者に適切に案内を行う。	
50			子育て支援課	関係部署と連携し、DV被害者とその子どもの支援を行います。	
51	④被害者への自立支援の実施	DV被害者の自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課	自立支援講座を実施する。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	相談者の個別状況に合わせて関係部署と連携し支援を行った。	個別の状況をふまえながら関係機関と連携し対応する。今後も継続実施する。
A	家庭相談員については、医療や生活、養育等の家庭相談や、子どもの進路や進学、奨学金の案内、不登校等の教育相談について、長期的に相談を受け支援を行った。相談形態も訪問や直接の相談だけではなく、電話やメールを使用し対象者にあった形で相談を実施した。また、フランス語の通訳を介した支援も実施した。	引き続き相談者にあったアプローチを心がけ、必要に応じて制度の案内を行う。今後も必要に応じて外国語サポーターを活用する。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。延べ相談件数1,025件	毎年相談件数が増えるとは限らないが、引き続き一人ひとりの状況に応じた丁寧な相談・助言を行うとともに周知にも努めていきます。
A	育児に悩む女性やDVを受けているケースなどは、パリテや関係機関と連携を取りつつ対応している。子ども家庭支援センター令和元年度新規相談件数1,127件、その内児童虐待相談284件(前年より79件減)、虐待以外の養護相談688件であった。児童本人からの相談は16件であった。	引き続き、女性や子供に寄り添った支援を行っていく。また、より一層関係機関との連携を密にし対応していく。
A	発達に心配のある未就学のお子さんの保護者に対する相談を継続して行った。言語聴覚士の採用があり、新規相談の対応力を上げることができた。相談を担当する職員は経験を積み、スキルを向上させることができた。	新規相談の増加に対するタイムリーな対応。ひらぎの通所事業につなげられない、また、他事業所を利用しているお子さんに対する支援。
B	男性相談を実施している近隣自治体の情報を集めた。現時点では男性相談は東京都へ案内をしている。	男性相談のあり方について、他市の実施状況や利用実績等の情報収集しながら継続的に検討を行う。
A	DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。	今後も継続実施する。
A	多摩地域の民間シェルター連絡会への補助金を交付した。また、新たな民間支援団体と連携をし一時保護先を確保し、来年度以降も安定的に一時保護が行える体制を確立した。	今後も民間支援団体と連携をし、被害者支援を継続する。
A	被害女性と子の生活支援や子の保育・就学においては関係部署と連携し早急に必要な支援を受ける事ができるよう図った。	生活の安全と安心、安定の為庁内関係部署と引き続き連携を図る。
A	DV担当部署とは、随時連携を図りながら個別支援を進めています。健康課各母子保健事業や個別支援を通して、DVについての情報提供に努めています。	情報提供については、個別支援やかかわりの中で、周知や支援が主となっている。市民全体への効果的な周知については、庁内連携の中で進める。
A	本年度は「進学準備給付金」が創設され、また、自立促進事業として塾代の高校生への拡充など、支援が拡充されたため、家庭相談員と連携し、制度の説明や活用の推進を実施した。	引き続き進学意欲の向上も含め、制度の説明や活用推進に努める。
A	婦人相談員や関係機関と連携して、母子生活支援施設への入所を通じた自立支援などを実施した。	引き続き、関係機関と連携しながら、きめ細かい支援に努めます。
A	平成31年度は「Do it!ここから始まる。2019～わたしのトリセツ～」と題し、「アロマセラピーでココロとカラダ、わたしを整える」、「知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～」、「モラハラ、発達障害～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～」、「わたしのチカラ発見!～セルフディフェンス～」、「フェイスエクササイズで気持ちをUP!」の全5回の講座を行った。	DV被害者だけでなく相談利用者やその他女性も対象者に含め、自立の支援のため講座を今後も行う。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
52	(4)	①職員研修の実施	相談窓口における2次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課	庁内相談窓口職員に対して研修・啓発を行う。
53		②相談員の資質向上とメンタルケア	相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課	相談員の資質向上のため研修の参加、スーパーバイズを実施する。
54	(5)	①庁内関係各課との連携の強化	DV被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課	DV支援に必要な庁内関係各課と連絡を密に行い連携を図る。
55		②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を通じ、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し連携を図る。
56				市民課	引き続き庁内外の研修や勉強会へ参加し、関係部署や関係各課との情報共有を図る。 また、住民記録システムを参照している各課とのシステム上の連携を今後も図っていく。
57				保険年金課	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。
58				健康課	関係会議への参加、随時の連絡等によりさらに連携を図る。
59				生活福祉課	引き続き連絡会議に出席し、DV関連の知識や経験の共有を図るため、情報交換や研修を積極的に行う。
60				高齢者支援課	高齢者虐待防止連絡会の開催
61				障害福祉課	虐待防止の観点から支援に必要な関係機関、専門家との連携を図る。
62				子育て支援課	連絡会議への参加により、関係機関との連携を図ります。
63				保育課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加するとともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。
64	子ども家庭支援センター			関係機関との連携を図る。	
65	学務課	引き続き、関係機関と連携しながら適切に対応できるように努めていく。			
66		③配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課	配偶者暴力相談支援センター設置についての検討を行う。

I-3  
★

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	庁内相談窓口対応職員、関係機関に対して、配偶者暴力被害者支援担当者会議の中で2次被害を防ぐための対応についてワークを用いた研修を行った。	担当者会議の際DVに関する情報提供を今後も行う。
A	精神科医、カウンセラー等に依頼しスーパーバイズを年5回実施する。東京都主催のスーパーバイズに参加する。	相談員の資質向上の為経験後に合わせ研修に参加する。今後も継続実施する。
A	日頃より庁内関係部署と連絡を取り合い確認し、関係部署でのケースカンファレンスに参加する事他にワークを取り入れた研修を配偶者暴力担当者会議で行い連携強化を図った。	日常での庁内関係部署と密に連携を図る。また配偶者暴力担当者会議を継続して行う。
A	令和元年度配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を2回開催、情報交換を含め連携を図った。	今後も継続実施する。
A	住民記録システムを参照している各課とのシステム的な連携を図ることにより、これまでの市民課による被害者への支援措置から、市としての一体的な住所情報等の保護へと事務の取り扱いをしている。具体的には、関係各課が参照できる支援対象者ファイルを作成し、データ更新があった際は更新通知を各課に行うことで、被害者の住所情報等の取扱いについて注意を促し、情報を共有する体制を構築している。なお、支援対象者ファイルや更新情報についてはパスワード設定を行い、担当者だけにパスワードを通知することでセキュリティを確保している。	引き続き、被害者情報の共有について、各課の独自システムとの自動連携へ向け、協議を重ねたい。また、被害の実態等に関する庁内外の研修や勉強会へ参加し、理解を深めることにより、今後も関係機関との連携をより強固なものしていくように努める。
B	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図ることができた。	関係機関との連携が途切れないよう、引き続き連絡体制を維持していくことが重要である。
A	関係会議に参加している。連携についても、随時実施している。	専門家との連携のあり方について、担当部署と相談しながら進めていく必要がある。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に出席し、関係機関との情報交換を行い、協力体制について確認を行った。本年度も東京ウィメンズプラザの研修などにより、DVの基礎知識について再確認するなどスキルアップに努めた。	引き続き連絡会議に出席し、協力体制を維持しながらDV関連の知識や経験の共有を図り、スキルアップに努める。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、高齢者のDVケースについての情報共有や対応方法の検討を通して、関係機関との連携を図った。また、高齢者虐待防止連絡会を開催し、関係機関に高齢者虐待防止に関する情報共有や予防への取り組みの検討を行うとともに、関係機関との連携を図った。高齢者虐待防止連絡会については、年2回開催。	今後も積極的に担当者連絡会議へ出席・開催し、関係機関との連携協力体制の構築に努める。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、具体的なケース検討に当たっては、利用できる障害福祉サービスの情報提供を行うなど関係機関と連携を図った。	引き続き、継続実施に務める。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図った。	関係団体との連携強化を図るため、今後も、連絡会議等に積極的に参加します。
A	連絡会議により、関係機関等との連携を図った。	継続実施により連携を図る。
A	令和元年度も2回の配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関との連携を図っている。子ども家庭支援センターとしては、関係機関との連携として、代表者会議1回、実務者会議5回、ケース検討会議134回（昨年より46回減）を実施した（新型コロナウイルスの関係で会議の開催を自粛したため電話等の対応で対応したため減少したと思われる）。関係機関との連携強化を図るため出前講座や虐待防止支援員養成講座を開催しDVや夫婦喧嘩が児童に対しての心理的虐待にあたることなどを丁寧に説明した。	引き続き今後も関係機関との連携を密に行い、面前DVが児童に対して心理的虐待にあたる、ということを関係機関に周知していく。
A	関係機関と連携しながら、適切な事務処理及び丁寧な保護者対応を行った。	関係機関との連携を適切に行い対応するために共通認識を持つ。
C	都内自治体の状況を確認したが、市部においては変化がなく（設置自治体なし）、配偶者暴力相談支援センターの設置について、比較検討に十分な情報収集が行えなかった。相談支援については、経験の少ない職員が増える中、研修やOJTによりスキルアップを図りながら、適切に実施した。	配偶者暴力相談支援センターの設置について検討するため情報収集を行う。現在の相談支援体制では設置が難しいことから、体制強化の可否と合わせ慎重に検討する。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
67	I-4	(1)	①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	さまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	暴力の防止に向けて情報提供し、講座を実施する。
68			②市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課	パリテ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）するセクシュアル・ハラスメントが記載されている「ポケット労働法2019」を配布する。
69			③暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、さまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課	市職員に向けて暴力防止の情報提供を行う。
70					職員課	ハラスメントに関する研修を継続して実施する。
71					教育指導課	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研究会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施していく。
72		(2)	①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課	学校ではスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者から相談を受けている。その中で、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て速やかに子ども家庭支援センターや警察等との連携を図り対応する。あわせて学校の状況を把握するため、スクールカウンセラーから性的虐待の報告（回数等）を依頼する。 教育相談センターでの相談（教育相談や就学相談）で発覚した場合も同様に対応する。
73			②女性相談の実施（No.38再掲）	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	日々の暮らしの中で様々な悩みを抱える女性に寄り添い、自ら問題解決していく糸口を見出していくことを支える。（No.38再掲）
74			③緊急一時保護の実施（No.45再掲）	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護の実施や宿泊費等の助成を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護へつなげる。（No.45再掲）



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	DV冊子の配布・センター内における掲示の実施によりDVについての情報提供を行った。自立支援講座の実施の他、女性に対する暴力をなくす運動週間においてはHP上やチラシを活用し情報提供と啓発を行った。	今後も継続実施することにより広く理解を深める。
B	「ポケット労働法2019」を窓口にて設置・配布した。 6月に東京都主催、西東京市・昭島市・国分寺市・国立市共催、小平市後援で「ハラスメントをめぐる課題と対処法～男女が共にいきいきと働くために～」と題して2回連続セミナーを開催した。 また、2月に東京都主催、西東京市・立川市・東久留米市・国立市・国分寺市共催、武蔵野市後援で「労働条件の不利益変更について学ぶ～真の働き方改革を実現するために」と題して、ハラスメント防止ガイドラインなどについて学ぶ2回連続セミナーを開催した。	引き続き、他の啓発方法も検討する。
B	新規採用職員に向けDVを含む男女平等に関する研修を行った。全職員に対しての研修は実施することはできなかった。	今後も継続実施していく。
A	7月に管理職を含む一般職に対して研修を実施、1月には相談員向け研修、2月に特別職及び部長職に対する研修を実施した。また、2月にe-ラーニング研修を全職員対象に行っている。	継続した研修の実施と相談体制の強化を図る必要がある。
A	「人権教育プログラム」の全教職員の配布、生活指導主任会等の指導を行った。また、服務事故防止について校長会や副校長会、また、初任者については必ず行っている。	職層に応じた研修をより充実していく。
A	幼児から高校生年齢までの児童・生徒やその保護者、または教員からの相談を、庁舎においては教育相談、学校ではスクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーの巡回で受けている。 また、当課の機関として適応指導教室や不登校ひきこもり相談室において家庭訪問を実施する等、様々な形態で支援を行っている。 どの場面においても、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしたり、緊急の場合は警察にも電話することを伝えている。 子ども家庭支援センター、女性相談、学校等関係機関と連携して支援体制を作るよう努めている。	関係機関と連携が円滑に行われるように、連絡や、交流を密に行うように努めている。(関係機関お互いが実施する研修への参加やケース会議への出席、ケースの経過報告等)。 一方で、関係機関と動きが重複する場面では、それぞれで独自に動いてしまい、足並みがそろわないこともある。今後は、まず、ケース会議を通じて「誰が」「いつ」「何をする」か、「誰の立場に立つのか」を関係機関同士で共有し、そのことをきちんと進捗管理していくことが必要と考える。
A	女性相談・婦人相談事業で実施 田無庁舎での女性相談出張相談を実施 相談件数 女性相談469件 婦人相談476件 (No.38再掲)	引き続き継続した相談体制の中で事業を実施する。 (No.38再掲)
A	DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。 (No.45再掲)	今後も継続実施する。 (No.45再掲)

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
75	I-5	①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだ と性に関する正しい知識を身 につけ、自他ともに尊重した 性教育を実施します。	協働コミュニティ課	講座、情報誌を通して啓発を実施 する。	
76				健康課	対象が幼稚園や学校など所属を持 つ年齢層であることから、個別性 への配慮を行いつつ情報提供の方 法や実施について検討する。	
77				教育指導課	今後も東京都教育委員会と連携 し、改訂予定の性教育の手引きを 踏まえた、性に関する指導が実施 できるよう指導・助言を行う。	
78		②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ ライツ（性と生殖に関する健 康と権利）の概念が社会に根 付くよう、多様な機会を通じて 情報を提供します。 また、男女ともに正しい知識 を持って、安心して妊娠・出 産を迎えられるよう情報の提 供に努めます。	協働コミュニティ課	講座、情報誌を通して啓発を実施 する。	
79				健康課	母性に関する事業等を通じ、正し い知識の啓発に努める。	
80		(2)	①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や 悩みに対応するため、女性専 門外来を設置している医療機 関に関する情報を提供しま す。	協働コミュニティ課	女性相談等において、相談者の必 要に応じて、女性専門外来を案内 する。
81					健康課	健康課事業や健康相談等におい て、女性専門外来の情報提供を行 う。
82			②女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう 症、前立腺がんなどの予防 と検査の充実を図ります。 また、更年期の心身の健康づ くりや予防についての情報、 性感染症に関する情報等の提 供に努めます。	健康課	各検診等の事業にあわせ、がん予 防に関する啓発に努める。  事業を通して、女性の健康につい ての情報提供と啓発に努める。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	情報誌パリテにおいて「セクシャリティはグラデーション～多様な性を理解する社会へ～」を特集し、記事を通して啓発を行った。特集記事の構成段階から、市内のLGBT団体と協働で取り組んだ。パリテまつりにおいて、上記団体による、公開講座を実施し、多数の世代の参加を得た。	引き続き、市民向けの取り組みを実施する。
B	必要性はあるものの、主たる対象者が未就学児であることから、直接の対象者への教育は難しく、その保護者が対象となると考えるが、現状では十分な実施はできていない。	性教育の進め方、ありかたについては、教育委員会含め、複数の部署との連携や役割の持ち方について、協議が必要と感じている。
B	各学校が学習指導要領に基づき、東京都教育委員会の改訂された「性教育の手引き」にそって、体育の保健領域および保健体育の保健分野等において児童・生徒の発達段階に沿った性に関する指導を実施した。	「性教育の手引き」への理解が不十分であり、生活指導主任会等で周知する必要がある。
C	今年度は、健康支援情報の提供を行う事業は実施できなかった。男女平等推進センターパリテ内で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の解説の掲示を行った。	関係図書を紹介やホームページの活用など、様々な方法を検討しながら、引き続き情報提供を行う。
B	ファミリー学級等、各事業を通じて啓発に努めているが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという視点からの啓発には弱い。妊娠出産、育児については、継続して情報提供に努めている。	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの進め方については、検討課題として認識している。
A	相談内容に応じて女性専門外来に関する情報を案内した。一人では病院受診につながることでできない相談者においては、他課と連携をとりながら対応した。	今後も情報収集し、相談者に応じて適切な情報提供を行う。
B	現状の健康教育で、女性の健康づくりを主体とした講座等が限られており、女性専門外来については、個別相談時に適宜情報提供することが主であった。	他課の持つ情報とも合わせ、周知について連携を図りたいと考える。ただし、女性専門外来の情報集約に努めることがまず必要である。
A	がん検診等の事業に際して、情報提供に努めた。	引き続き、検診の機会等を有効に活用していく。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
83	II-1 ★	(1)	① 審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ② 審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	協働コミュニティ課	① 審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努める。 ② 審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。
84				企画政策課	【行財政改革推進委員会】 任期：H31. 5. 16～H33. 5. 15 委員改選に向けて、学識経験、委員適正等、選考基準に則って選定することとなるが、公募市民委員については、評価得点が同点となった場合には、積極的に女性を登用するなど配慮する。(現委員会の女性登用率：25.0%)  【使用料等審議会】 任期：H30. 5. 25～H31. 5. 24 委員選定の際には女性の登用に留意し、女性登用率の向上を図る。(審議会の女性登用率：20%)
85				情報推進課	【情報政策専門員】 現任者以外の登用を行うこととなった場合は、女性の採用も含めて検討する。
86				総務課(法規文書係)	審議会委員等の更新の時期のため、女性の委員の登用に努める。
87				公共施設マネジメント課	・委員の委嘱期間が今年度で満了するため、現在の女性委員数継続に向けて努力する
88				契約課	西東京市入札等監視委員会は、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保するべく、発注した工事等に係る入札及び契約手続の運用状況等について審議を行うため、学識経験を有する者3名で構成する。 平成31年度は、任期2年の改選期を迎えるが、再任は妨げていない。 改選する場合には、男女の性差に寄らず適切な人選に努める。

担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>【男女平等参画推進委員会】 H28. 7～H30. 7 男5人 女10人 登用率67% H30. 7～R1. 7 男5人 女9人 登用率64% R1. 11～R2. 7 男5人 女10人 登用率67% 【企画運営委員会】 H28. 6～H29. 7 男4人 女4人 登用率50% H29. 7～H30. 6 男4人 女3人 登用率42% H30. 6～H30. 7 男2人 女4人 登用率67% H30. 7～R1. 5 男3人 女4人 登用率57% R1. 5～R2. 6 男4人 女4人 登用率50%</p>	<p>①引き続き審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう努めつつ、男女どちらかに偏らないよう、注意する。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。</p>
B	<p>【行財政改革推進委員会】 H29. 1. 18～H31. 1. 17 男6名 女2名 登用率25. 0% H31. 5. 16～R3. 5. 15 男6名 女2名 登用率25. 0% 公募市民委員の選考において小論文の評価得点により女性2名、男性1名を登用した。学識委員について女性を登用することはできなかった。 【使用料等審議会】 H30. 5. 25～R1. 5. 24 男4名 女1名 登用率20. 0% R1. 10. 18～R2. 10. 17 男4名 女2名 登用率20. 0% 改選にあたり女性の登用も考慮したが、適任者がおらず1名の登用にとどまっている。</p>	<p>【行財政改革推進委員会】 令和2年度については、改選がないが、学識委員の方の意向も踏まえつつ、女性委員の登用に繋がるよう、情報収集に努める必要がある。 【使用料等審議会】 改選に当たっては、学識経験や委員適正を勘案したうえで、女性委員の積極的な登用に繋がるよう、情報の収集に努める必要がある。</p>
B	<p>【情報政策専門員】 情報政策専門員（H31. 4～R2. 3） 男性1人 西東京市専門委員設置規則（平成13年規則第10号）により権限と定数が規定されており、男女の区別はない。 また、現時点では専門員を複数名設置すべき特段の理由もないため、規則の改訂は検討していない。 今後も適任者がいれば男女の区別なく登用していきたいと考える。</p>	<p>【情報政策専門員】 登用を男性に限っているわけではないが、検討した結果、現在の専門員以上の適任者が現時点では想定できない。規則で定められた登用が1名なので、男女いずれかの性別になってしまうが、引き続き広く情報を収集し、女性の積極的な採用を考慮しながら、適任者を登用したい。</p>
B	<p>【個人情報保護・情報公開審査会】 任期：令和元年10月1日～平成3年9月30日 4人（男3人、女1人）女性登用率25% 【個人情報保護審議会】 任期：令和元年10月1日～平成3年9月30日 7人（男6人、女1人）女性登用率14. 3% 【行政不服審査会】 任期：令和2年3月23日～令和5年3月22日 3人（男2人、女1人）女性登用率33. 3% 改選の際に女性登用が難しく、登用率が下がってしまった。</p>	<p>欠員を補充する際には、女性登用に努める。</p>
B	<p>【財産価格審議会】 任期：令和元年8月1日～令和3年7月31日 男性3人、女性1人）女性登用率25% 元年度任期満了に伴う委員の改選が実施されたが、引き続き男性3名、女性1名で、会長職が女性委員であったものである。</p>	<p>女性登用に引き続き努力するが、女性不動産鑑定士が少ない現状で、当市の公有財産事情に精通する女性不動産鑑定士を更に増やし、委員半数を選び出すことは、非常に困難である。</p>
C	<p>西東京市入札等監視委員会 任期 令和元年11月1日～令和3年10月31日 男3人、女0人 登用率0%</p>	<p>次の改選期は、令和3年度だが、欠員等が生じ改選する場合は、男女の性差に寄らず適切な人選に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
89		①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	危機管理課	意欲のある女性の発掘に努める。
90				保険年金課	市民公募（3名）については、論文によるため優先的には委嘱できないが、できる限り最低1名の採用を行っていく。 他の委員については、各団体からの推薦となっているため、優先的に女性を採用することができない。
91	II-1 ★	(1)		健康課	【予防接種健康被害調査委員会】委員7名の選定は、公募ではなく、医師会・保健所等の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。関係機関に女性の登用が求められていることを周知する。 【西東京市健康づくり推進協議委員会】においては委員15名中女性4名が登用されている。平成31年度の選任でも4名以上の女性を登用できるよう努力する。
92				地域共生課	委員の推薦母体に委員の推薦を依頼しているため、推薦の際に依頼をすることなどの検討を行う。
93				高齢者支援課	改選時に男女比に配慮する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	<p>【消防委員会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はR 1. 8. 1～R 3. 7. 31 男8名、女0名 登用率0%【H31. 3. 31現在】 男8名、女0名 登用率0%【R 2. 3. 31現在】</p> <p>【防災会議】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はH30. 6. 1～R 2. 3. 31 (R 2. 5. 18現在、任期更新の手続き中) 男32名、女2名 登用率6%【H31. 3. 31現在】 男32名、女2名 登用率6%【R 2. 3. 31現在】</p> <p>【国民保護協議会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はH30. 11. 1～R 2. 10. 31 男32名、女0名 登用率0%【H31. 3. 31現在】 男32名、女0名 登用率0%【R 2. 3. 31現在】</p> <p>充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難である。</p>	意欲のある女性の発掘に努める。
B	<p>【国民健康保険運営協議会】 任期：H30. 4. 1～R1. 6. 30、男12名、女3名、登用率20% 任期：R1. 7. 1～R4. 6. 30、男12名、女3名、登用率20% 市民公募（3名）については、1名の女性を採用できた。</p>	国民健康保険運営協議会は任期が3年間であるため、令和2年度、3年度は推薦・一般公募は行わない。次回（令和4年度）の委嘱の際には可能な限り積極的に女性の採用に努める。
A	西東京市健康づくり推進協議会委員については、改選手続きを行い、市民委員については全て女性委員を登用した。	引き続き、委員の構成内容について、検討を進める。
A	<p>【民生委員推薦会】 任期：平成28年12月1日～令和元年11月30日 男性5人、女性12人 女性登用率70.6% 任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日 男性5人、女性12人 女性登用率70.6%</p> <p>【保健福祉審議会】 任期：平成29年9月1日～令和元年8月31日 男性8人、女性3人 女性登用率27.3% 任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日 男性8人、女性3人 女性登用率27.3%</p> <p>【地域福祉計画策定・普及推進委員会】 任期：平成30年5月27日～令和2年5月26日 男性5人、女性5人 女性登用率50.0%</p> <p>令和元年度においては、民生委員推薦会、保健福祉審議会において任期の更新があった。</p>	民生委員推薦会、保健福祉審議会の任期の更新の際、依頼を検討した。各会の委員の推薦母体について、市の保健福祉施策及び地域福祉に関する事項を所管する諮問機関等であるため、推薦母体が一定程度固定化することはやむを得ない。
B	<p>地域密着型サービス等運営委員会、任期：R 1. 7. 2～R 2. 3. 31、男10名、女3名 登用率23.0%</p> <p>介護保険運営協議会、任期：R 1. 7. 29～R 3. 7. 28、男12名、女5名 登用率29.4%</p>	団体推薦の委員の変更時に女から男に変更となって登用率が下がった。改選時に男女比に配慮する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
94	Ⅱ-1 ★ (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	障害福祉課	①②地域自立支援協議会計画策定部会、有償ボランティア輸送運営協議会における女性委員登用に努める。 ③多くの委員が参加できるよう会議日程の調整を行う。
95				子育て支援課	会議開催時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）したり、保育付きの会議にする等、女性にも参加していただきやすいように対応します。
96				文化振興課	改選時または異動等に伴い、推薦者に変更がある場合には、関係団体へ趣旨を説明し、女性委員を積極的に登用するよう努める。
97				スポーツ振興課	委員改選に当たっては女性登用に留意する。
98				産業振興課	改選する際には、女性の登用を検討する。（平成32年(2020)9月改選）



担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>【有償ボランティア輸送運営協議会】            ※平成31年度委嘱なし            【障害支援区分認定審査会】            任期：H31. 4. 1～R 3. 3. 31            男9名、女6名 登用率 40 %            【地域自立支援協議会】            任期H29. 11. 9～H32. 3. 31            男9名、女7名 登用率44%            【地域自立支援協議会改定部会】            ※31年度未設置            【地域自立支援協議会相談支援部会】            男9名、女6名 登用率40%            【地域自立支援協議会権利擁護部会】            男3名 女5名 登用率63%            ・各会議の委員については、法人の代表・関係機関の責任者等役職が決まっている場合が多く、性別のバランスを取ることが難しい。公募の委員については各会議の機能を損なわない範囲で、目標とする女性の登用率を達成するために配慮を行った。</p>	<p>引き続き、継続実施に務める。</p>
A	<p>子ども子育て審議会            任期：H29. 8. 22～R 1. 8. 21、男性5人、女性11人（専門委員 女性1人）、女性登用率69%（専門委員を含むと71%）            任期：R 1. 8. 22～R 3. 8. 21、男性5人、女性11人（専門委員 女性1人）、女性登用率69%（専門委員を含むと71%）            ※会長は以前から女性が務めています。            ※子ども子育て審議会は、必要に応じて専門委員を置くことができます。            ※女性の委員にも参画していただきやすいよう、会議の候補時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）しています。</p> <p>青少年問題協議会            任期：H29. 11. 1～R1. 10. 31、男性5人、女性9人、女性登用率64%            任期：R 1. 11. 1～R 3. 10. 31、男性5人、女性9人、女性登用率64%            ※副会長は以前から女性が務めています。（会長は市長）</p>	<p>男女比の比率については、関係機関からの推薦者もいるため、調整が難しいところがあります。            会議開催時間の設定については、今後も継続できるように努めます。            保育等の配慮は、関係部署との調整に努めます。</p>
B	<p>平成30年度文化芸術振興推進委員会            任期：H28. 8. 1～H30. 7. 31            男8名、女2名 登用率20%            令和元年度文化芸術振興推進委員会            任期：H30. 8. 1～R 2. 7. 31            男6名、女4名 登用率40%            改選の結果、女性委員の人数が増え、登用率40%を達成した。女性委員の増加により、これまで以上に女性の視点等の多様な意見や認識のもとで協議を進めることができ、委員会の内容の充実が図られたと考える。</p>	<p>改選の際、または委員の人事異動等があった場合等には、委員会に女性が参加しやすい環境整備の手法について検討し、女性の視点等の多様な意見や認識のもとで協議ができるよう、女性委員の推薦を働きかけていきたい。</p>
B	<p>【スポーツ推進審議会】            任期：平成29年7月1日から令和元年6月30日まで            組織：男性8人、女性2人（女性登用率20%）            ※公募委員1人は女性（他の委員9人は各団体からの推薦委員）            任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日            組織：男性8人、女性2人（女性登用率20%）            ※公募委員1人は女性（他の委員9人は各団体からの推薦委員）</p>	<p>引き続き、委員改選時には女性登用に留意する。</p>
C	<p>【農業振興計画推進委員会】            任期：H30. 9. 29～R 2. 9. 28            男10人、女2人 登用率16.6%            ・農業振興計画推進委員会について、平成30年度に委員改選があったが、学識経験者・農業団体職員・農業関係者・関係行政機関の職員の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。また、3名の市民委員は公募により選考しているが、選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。</p>	<p>改選時の女性委員の登用</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
99	(1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	環境保全課	本審議会委員の任期は令和2年6月までであるため、平成31年度についてもこれまでと同様となる。なお、委員の欠員が出た場合には、補欠委員の募集を行う。その際は、男女比に配慮した登用を検討し、女性の登用率向上を目指す。
				ごみ減量推進課	6月末で審議会委員が任期満了となるため、新委員で女性の登用を推進し、40%以上の登用率を目指す。
				都市計画課	【都市計画審議会】 学識経験者に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。  【専門部会（都市計画審議会）】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。
				交通課	【地域公共交通会議】 女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。
				下水道課	2019年度は、審議会開催の予定はないが、2020年度開催（時期未定）に向けて、女性適任者がいれば積極的に登用を検討していく。
				教育企画課	女性登用も含め、女性が参画しやすい会議運営等に努めていく。
				学務課	【学校給食運営審議会】 任期：平成29年9月1日～令和元年8月31日 男3人、女14人 任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日 男性委員の積極的な登用を目指す
				学務課	人事異動等による委員の選出を行う。固有の校長職等への委嘱のため調整は難しいが、教育支援課の就学支援委員会における教員の推薦について、目標比率を満たすよう配慮する。 委員会の終了時間が勤務時間を超えないよう、内容の調整、審議人数の調整、簡潔な進行などに努める。
100					
101					
102					
103					
104					
105					

II-1  
★

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	環境審議会、任期：H28. 7. 1～H30. 6. 30 男7名、女3名 登用率30% 環境審議会、任期：H30. 7. 1～R 2. 6. 30 男7名、女3名 登用率30% ・環境審議会について、平成30年度に委員改選があったが、市民委員選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。次期改選時には、関係行政機関、民間事業者に対し、女性の委員の登用が求められていることを周知したい。	環境審議会委員については、令和2年7月に改選を控えており、学識経験者（2名以内）、市民公募（4名以内）、事業者代表（2名以内）、関係行政機関（2名以内）の依頼を行う際は男女比に配慮した登用を検討する。
A	廃棄物減量等推進審議会 任期：R 1. 7. 1～R 3. 6. 30 男6名、女9名 登用率60%	審議会に参加しやすい環境整備に努める。
B	【都市計画審議会】 任期：2年間（ただし、関係行政機関の人事異動があった場合、後任は前任者の残任期） 任期 令和元年10月1日～令和3年9月30日 男13人 女4人 23.5%（R 2. 3. 31現在） （議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2） 【専門部会（都市計画審議会）】 平成29年10月1日から、都市計画審議会の特定の事案が終了するまで 任期 平成29年10月1日～ 男4人 女2人 33.3%（R 2. 3. 31現在）	【都市計画審議会】 審議会委員のメンバー構成が学識経験者6名以内、市議会議員6名以内、関係行政機関の職員が3名以内、市民代表が2名以内と限定され任期が2年間となっている。構成員の選定は、充て職、書類選考によるものが多く、意図的に女性の登用割合を上げることは難しい。 【専門部会（都市計画審議会）】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。
B	【地域公共交通会議】 H25. 7. 1より「地域公共交通会議（法定会議）」として発足 任期 H29. 10. 1～R 1. 7. 31 男11人 女0人 登用率0.0%（H31. 3. 31現在） 任期 R 1. 8. 1～R 3. 7. 31 男10人 女2人 登用率16.7%（R 2. 3. 31現在）	本会議の構成員は、関係団体・関係機関の職員が大半を占め、各団体等の指名により参画してもらうものであり、意図的に女性の登用割合を上げることは難しい。
-	審議会開催なし	2020年度開催（時期未定）に向けて、女性適任者がいれば積極的に登用を検討していく。
A	【学校施設適正規模・適正配置検討懇談会】 任期：令和元年7月17日～ 男性5人、女性8人 登用率62%	引き続き、委員全員が参加しやすいよう配慮し、会議日時の調整を図りたい。
A	任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日 男3人、女13人に変更	任期中の学校職員の異動や退任があった際の欠員の補充の際には、可能な範囲で男性を登用したい。
A	令和元年度の状況 ○就学支援委員会（小委員会（固定・学校））、任期：H31. 4. 1～R 2. 3. 31、男23人、女13人、女性登用率36% ○就学支援委員会（小委員会（言語・S・K））、任期：H31. 4. 1～R 2. 3. 31、男12人、女6人、女性登用率33% ○就学支援委員会（小委員会（L））、任期：H31. 4. 1～R 2. 3. 31、男6人、女3人、女性登用率33%	固有の校長職等への委嘱のため、割合としては平成30年度より少なくなりました。 委員会の終了時間については、今年度から審議方法を変更することで審議時間の短縮に努めた。引き続き、委員会の効率化を図ることで、ワークライフバランスがとれるような委員会運営を行う。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
106	II-1★	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	社会教育課	平成31年度の改選時に、登用率の維持、向上に努める。
107				公民館	公民館運営審議会（令和元年5月1日～令和3年4月30日） ・地域づくりや社会教育に関心の深い委員をバランスに配慮して登用する。
108				図書館	西東京市図書館設置条例第6条に基づき選出する。
109				選挙管理委員会	「明るい選挙推進委員会」で、推進委員の男女登用率の平均化を図る。
110				(2)	①地域における女性のロールモデルの発掘と活用
111	②リーダー養成講座の実施	情報誌の活用や講座、講演会等の実施による意識啓発を通して、審議会や委員会、政治分野等で活躍できる男女平等参画の視点をもったリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課		情報誌パリティへの記事の掲載や、女性リーダーの育成につながるような講座・講演会を実施する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	<p>【社会教育委員の会議】 H29. 7. 1～H31. 6. 30 男 8 名、女 5 名（公募委員 2 名中 0 名女性） 女性委員の占める割合 54% R 1. 7. 1～R 3. 6. 30 男 6 名、女 7 名（公募委員 2 名中 1 名女性） 女性委員の占める割合 54%</p> <p>【文化財保護審議会】 H29. 7. 1～H31. 6. 30 男 7 名、女 1 名 女性委員の占める割合 12% R 1. 7. 1～R 3. 6. 30 男 7 名、女 1 名 女性委員の占める割合 12%</p>	令和 3 年度の改選時に、登用率の維持、向上に努める。
A	<p>公民館運営審議会第 9 期 任期：H29. 5. 1～H31. 4. 30 女 8 名、男 6 名 登用率 57%</p> <p>公民館運営審議会第 10 期 任期：R 1. 5. 1～R 3. 4. 30 男 7 名、女 7 名 登用率 50%</p>	働く女性も参画できるように、定例会の夜間開催を基本としている。
A	学識経験者、社会教育の関係者等、委員 10 名のうち、女性委員は 5 名を選出した。	西東京市図書館設置条例第 6 条に基づき選出する。
B	<p>【明るい選挙推進委員会】 令和元年度内訳：男性 3 人、女性 31 人（令和元年度末人数、現委員任期 H30. 4～R 2. 3、任期内での増減有） 登用率 91.2%</p>	女性委員の割合を 40% 以下の数値にすることなく、男女比率の平均化に向けて、男性への勧誘もより積極的に行い、さらなる人材確保を進めていく。
A	情報誌「パリテ」の「ステキに男女参画！」の記事として女性起業者の紹介を行った。また、男女平等推進センター講座として、1 月には市内在住の女性防災士を講師に招いての防災講座を実施し、女性も積極的に地域防災組織に参加するよう促した。2 月には市内在住在勤の女性起業家の方を講師に、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座を実施し、起業のアドバイスなども行った。	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。
B	情報誌「パリテ」の「ステキに男女参画！」の記事として女性起業者の紹介を行った。また、男女平等推進センター講座として、1 月には市内在住の女性防災士を講師に招いての防災講座を実施し、女性も積極的に地域防災組織に参加するよう促した。2 月には市内在住の女性起業家の方を講師に、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座を実施し、起業のアドバイスなども行った。	引き続き、情報誌や講座等を活用して、女性リーダーの育成に努める。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
112	(1)	① 地域リーダーの機会均等の支援	地域協力ネットワーク等の地域活動において、性別によらずすべての人がリーダーとなり活躍できる場となるように、団体等を支援します。	協働コミュニティ課	女性リーダーの育成に関する情報提供を行い、女性活躍推進に向けての意識啓発を行う。
113		② 地域を担う女性リーダーの育成	情報誌の活用や講座、講演会等の実施を通して、地域活動における女性リーダーを育成します。また、パリテ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図ります。	協働コミュニティ課	国や都で実施するリーダー講習会の情報を提供するとともに、女性リーダーの育成につながる講座を実施する。また、パリテ登録団体の活動する比較的若い世代の女性に対し、パリテまつりの実行委員等への就任を促すなど、地域で活動する女性への支援を行い、次世代の女性リーダーの育成を図る。
114	II-2 (2)	① 男性を対象とした男女平等参画講座の実施	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催し、地域活動への関心を高めます。	協働コミュニティ課	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催する。
115		② 地域活動、ボランティア、NPO等の情報提供と参加促進	地域活動、ボランティア活動、NPO法人などによる市民活動など、地域で行われているさまざまな活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図ります。	協働コミュニティ課	さまざまな情報提供を行い、男性の地域参加の促進を図る。
116				地域共生課	様々な方が参加できるように、登録研修の実施時間や日時などに工夫する。
117				児童青少年課	引き続き、地域で行われている活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図り、できる限り参加人数を把握する。
118	(3)	① 市民活動団体への男女平等に関する学習機会の提供	市民活動団体が男女平等参画の視点をもって活動できるように、パリテまつりでの講座や出前講座の実施など、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	市民活動団体にパリテまつり参加を呼びかけ、講座の実施など、学習機会を提供する。
119		② 男女平等参画の視点をもった市民活動団体との協働事業の実施	パリテ登録団体など、男女平等参画の視点をもった市民団体と協働して地域活動等の事業を実施します。	協働コミュニティ課	パリテ登録団体を中心に市民活動団体と協働事業を実施する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	女性起業家による講座（「ワーク・ライフ・バランス」）の実施した。 男女平等参画週間に、啓発パネル「写真とイラストで学ぶ ジェンダーからみた日本女性の歴史」「マララ・ユスフザイさんの国連スピーチ」を掲示し、女性のリーダーシップ発揮についての意識啓発を行った。	引き続き、女性リーダーの育成に関する情報提供を行い、女性リーダーの比率向上に努める。
B	男女平等推進センター企画運営委員会委員の改選を見越して、企画事業やパリテまつりにおいて、今後の委員への参加を促した。 都で実施するセミナーについてセンター内にて告知した。	国や都で実施するリーダー講習会の情報提供とパリテ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図る。
A	パリテまつりにおいて、「パパの初めてのバルーンアート講座」を実施した。 父子の参加が多く、全体で9人の参加であった。	引き続き、男性の地域活動参加に関する情報提供を行う。
B	基礎講座として「夫婦で考える！産前からの子育てプラン」を企画し、これからパパになるカップル限定の講座を企画した。 新型コロナウイルス感染症予防のため、中止となった。	引き続き、さまざまな情報提供を行い、男性の地域参加の促進を図る。
A	ほっとネット推進員の登録研修の日程を市報及びFM西東京にて広報し、様々な方への参加を呼びかけた。	研修の時間設定を昼間だけでなく、仕事終わりに参加できるような時間設定も検討していく必要がある。
A	「歩け歩け会」や「こそだてフェスタ」等、児童青少年課関連事業において、地域の男性が参加し積極的にかかわるきっかけになるよう、参加促進を行うことができた。	引き続き、地域で行われている活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図り、できる限り参加人数を把握する。
A	第12回パリテまつりは実行委員会として16団体と個人が企画・運営をし、7団体の協力により開催し、671人の市民が参加した。 また、市内の子育て支援団体の求めに応じて、DVが子どもに与える影響等について、説明を行った。	市民活動団体が男女平等参画の視点をもち活動できるように、パリテまつりでの講座や出前講座の実施など、学習機会を継続提供します。
A	男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動週間事業の一環としてパープルリボン・プロジェクト・ワークショップとカフェを開催した。	引き続き、パリテ登録団体を中心に市民活動団体と協働事業を実施するとともに新規団体について連携がでるよう検討する。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
120	II-3	(1)	① 防災会議における女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・運営、避難施設の備品等に女性の意見が反映されるように、防災会議に女性委員を増やします。	危機管理課	充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難ではあるが、女性の意見を確保するため、女性団体の代表を委員に任命している。
121			② 防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成	防災市民組織に女性の登用を促し、女性の意見が適正に反映させられるように努め、防災市民組織における女性のリーダーの育成に努めます。	協働コミュニティ課	防災講座を実施し、女性リーダーの必要性を啓発する。
122			危機管理課	東京くらし防災を参考に女性目線が考慮された防災講話を実施し、防災市民組織等における女性リーダーの育成に努める。		
123		(2)	① 避難施設運営組織における女性の参画	避難施設においては、避難物資の整備やトイレの配置、着替え場所の確保等、妊婦や子育て家庭を含めた女性への配慮が必要となることから、避難施設運営組織への女性の参画を図ります。	協働コミュニティ課	講座の参加者に対し避難所運営に組織に関心をもつような取り組みについて検討する。
124			危機管理課	理解共有に努め、訓練をとおして、課題発見に努める。		
125			教育企画課	引き続き、各学校及び危機管理室等と連携の上、避難施設運営組織における女性の参画を図りたい。		
126			② 災害時要援護者の支援	特に要介護高齢者、障害者等の避難生活の支援において、男女双方の視点を踏まえす。	危機管理課	避難生活に特化した課題を整理し、継続して各学校避難所運営協議会や各支援組織・支援団体と連携して取り組みを進める。
127		③ 男女のニーズに配慮した避難物資の整備	避難生活においては、男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮して必要な避難物資を整備します。	危機管理課	訓練、講話、避難所運営協議会及び各イベントを通して避難物資のニーズを把握しつつ整備検討する。	



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難ではあるが、女性の意見を確保するため、女性団体の代表を委員に任命している。	意欲のある女性の発掘に努める。
B	「生き残るための防災への備えや自衛隊の活動」講座を実施した。自衛隊における男女平等の取組についてまた、女性自衛官と市内に居住する女性の防災士より、地域防災の重要性を啓発した。	引き続き、危機管理室やボランティアセンター、地域避難所運営協議会との連携を深め、今後の事業展開について検討する。
A	東京くらし防災を窓口や防災講話等で積極的に配布した。また、防災講話では液体ミルクやこどもや女性を災害や犯罪から守るための方法等について触れ、子育て世代等を中心とした防災講話等を実施し市民の意識向上に努めた。 令和元年11月29日（金）にNPO法人ママプラグを講師に迎え「親子・家族でアクティブ防災～大切な命と財産を守るための防災術・防犯対策」をテーマとして講演会を実施した。参加人数は12名で、内女性については8名であった。また、防災市民組織の現況調査時に女性役員の人数等を聴取し、現況確認に努めた。現況報告がなされた防災市民組織のうち、約40%以上を女性が占めており、多くの女性が登用されている実態であることが判明した。東京都の研修等を活用し、より一層の登用・育成を促していく。	女性リーダー養成に関するホームページの充実、女性リーダーの登用・育成の促進
B	「生き残るための防災への備えや自衛隊の活動」講座を実施し、市内在住の、被災経験のある女性防災士の講師から、女性も避難所の運営等に積極的に参加すべき、との講義をいただいた。	引き続き、危機管理室やボランティアセンター、地域避難所運営協議会との連携を深め、情報提供を行う。
B	西東京市立学校避難所運営協議会設置要綱にて市立小・中学校に設置されている避難所運営協議会の体制強化をめざし、各協議会での協議事項等の適切な運用と平準化を進めるとともに、協議会委員等の危機管理意識と能力を高めるための教育や訓練、啓発などに取り組むうえで必要な各種訓練等の企画立案・実施・評価等を実施した。	各避難施設における体制強化、平準化の進展。
B	各学校に設置されている避難所運営協議会には、多くの女性が委員として参加している。また、その協議会が作成する「避難所施設管理運営マニュアル」に、学校が避難施設となった場合の妊婦や乳幼児の対応が言及されているなど、配慮が必要な方への避難計画について検討が進められている。	「妊婦・子育て中の女性に対しての聴取」が実現していない。実現にむけ、各協議会に働きかけたい。
B	福祉事業者や地域コミュニティ等との情報共有を行うことにより、災害時の市としての安否確認体制の確立、避難生活における自助共助公助の取り組みの充実、災害時要援護者名簿等の名簿の活用方法等についての課題が見いだされた。その課題を解決する糸口とするために、令和元年度については、民生委員、避難所運営協議会の委員、庁内関係部署等に広く周知を行い、要配慮者セミナーを開催した。セミナーのなかでは、市内介護事業所の先駆的な取り組み等も紹介した。	関係課との連携
B	常備薬や人工呼吸器などの使用など、現代の多様化した生活環境を広く補う緊急物資の確保は、保管場所の容量や財政面で厳しい部分があるため、それぞれ男女問わず、必要なものは自助という側面から各自備蓄をしてもらうよう、広く広報を行っていった。	継続的な自助・共助に関する広報

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
128	III-1 ★	①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都との共催による講座の実施や、男女平等推進センターパリエにおける講座の実施や啓発掲示などを行う。	
129				産業振興課	就労を希望する市民のニーズに応えるため、就職情報提供・相談の拡大を図る。 ・就職情報コーナーにおける就職相談・情報提供等 ・就職支援セミナー（6月と10月） ・就職面接会（7月） ・合同就職面接会の実施	
130		(1)	②多様な働き方に関する情報の提供	ハローワークや東京都からの情報提供等に基づき、市民を対象に、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都と連携した事業や、男女平等推進センター事業で、女性の多様な働き方に関する講座等を実施する。また、チラシや啓発誌などで情報を提供する。
131					産業振興課	就労を希望する女性に対して、就職情報提供・就労機会の拡大を図る。 ・就職情報コーナーにおける就職相談・情報提供等 ・就職支援セミナー（6月・10月） ・就職面接会（7月） ・合同就職面接会の実施
132		(2)	①市内事業者団体に対する情報の提供	市内事業者団体に対し、男女平等参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意見交換を行います。	協働コミュニティ課	市内事業者団体との意見交換や連携方法について検討する。
133			②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の紹介を行う。
134			③公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	公共調達の際に、働きやすさなどワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業が評価されるような評価方式の採用について、検討します。	協働コミュニティ課	公共調達においてワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業が評価されるような評価方式が導入されるよう、担当課に働きかける。
135					契約課	公共調達の際に、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の評価方式について検討していく。

担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	<p>2月に市内在住の女性起業家の方を講師に、男女平等推進センター講座「女性起業家に聞くワーク・ライフ・バランス～仕事と家庭の両立について～」を開催した。</p> <p>また、パリの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2019」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により設置・配布したり、東京都産業労働局編集・発行の雇用平等ガイドブック「女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」を設置・配布し、情報提供に努めた。</p> <p>男女平等推進センター内でワーク・ライフ・バランスに関する啓発掲示を行った。</p>	<p>本当にワーク・ライフ・バランスの実現が必要な人に対して情報提供や啓発が行えるよう、情報収集と啓発方法の工夫が必要である。</p>
B	<p>①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレットを置き、普及啓発を行った。</p> <p>②就職支援セミナーは、ハローワークと共催で6月と10月に各3日実施。受講者225人</p> <p>就職面接会は7月に実施。参加企業9社、参加者53名（内定者8人）</p> <p>③地域就職面接会は、東京しごとセンター主催で近隣市との共催で実施。</p>	<p>次年度以降も近隣市との会場確保など調整し決定する。</p> <p>参加者数の増員については、就労環境の影響が大きいと考えている。</p> <p>引き続き事業継続により、就労環境の改善を推進していく。</p>
A	<p>11月に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・国分寺市・東久留米市共催で多様な働き方セミナー「パートタイマーの日頃の疑問に答えます！～法律から労働保険・社会保険、税金まで～」と題して2回連続セミナーを開催した。</p> <p>また、パリの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2019」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により設置・配布したり、東京都産業労働局編集・発行の雇用平等ガイドブック「女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」を設置・配布し、情報提供に努めた。</p>	<p>より多様で柔軟な働き方に関する情報提供を行いたい。</p>
B	<p>①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレットを置き、普及啓発を行った。</p> <p>②就職支援セミナーは、ハローワークと共催で6月と10月に各3日実施。受講者225人</p> <p>就職面接会は7月に実施。参加企業9社、参加者53名（内定者8人）</p> <p>③地域就職面接会は、東京しごとセンター主催で近隣市との共催で実施。</p>	<p>次年度以降も近隣市との会場確保など調整し決定する。</p> <p>参加者数の増員については、就労環境の影響が大きいと考えている。</p> <p>引き続き事業継続により、就労環境の改善を推進していく。</p>
C	<p>意見交換や直接的な連携については、検討を行うに留まった。</p> <p>産業振興課に依頼し、厚生労働省発行の「男女雇用機会均等法、育児・会議休業法のあらまし」及び東京都産業労働局発行の「雇用平等ハンドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」の同課及び商工会議所窓口への配布及び設置を行った。</p>	<p>引き続き、様々な事業者団体と情報交換をしながら、連携の方法を検討していく。</p>
B	<p>東京都産業労働局のホームページで、ワークライフバランス推進企業を紹介しており、そのうち西東京市に住所のある2件の企業をパリの窓内で紹介した。</p>	<p>引き続き、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の紹介を行う。</p>
C	<p>ワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業が評価されるような評価方式の試行的な取り組みを当面の間継続する見込みであることを契約課に確認し、評価方式の採用が決定した場合はWLBの取り組みが加点対象となるよう、お願いした。</p>	<p>公共調達においてワーク・ライフ・バランスなどに取り組む企業が評価されるような評価方式が導入されるよう、担当課に働きかけを行う。</p>
C	<p>公共調達に際して、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を評価し、入札を行うことは、公金支出上、最も有利な価格を上回る落札によって利益誘導を図る行為に繋がるため、公平性や妥当性等の観点から慎重な検討を要する。</p>	<p>検討を継続する。</p>

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
136	III-2	(1)	①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、女性の就労機会の拡大を図ります。	産業振興課	就労を希望する市民のニーズに えるため、就職情報提供・相談支 援の拡大を図る。 ・就職情報コーナーにおける就職 相談・情報提供等 ・就職支援セミナー（6月・10 月） ・就職面接会（7月） ・合同就職面接会の実施
137			②保育付き女性の就労準備講座等の実施	出産や子育て等により離職した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座を開催します。また、ハローワークやしごとセンターが開催する就労セミナーにおいて、保育サービスを提供します。	協働コミュニティ課	出産や子育て等で就労を中断した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座等を開催する。
138			③働く女性のキャリア形成支援	働く女性のキャリア形成に関する情報の提供や、ロールモデルの紹介等を通して意識啓発を行います。	産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー（6月・10月に各3日間実施）において、保育サービスを実施する。
139			④働く女性のキャリア形成支援	働く女性のキャリア形成に関する情報の提供や、ロールモデルの紹介等を通して意識啓発を行います。	協働コミュニティ課	働く女性のキャリア形成に関する講座等の実施、情報の提供や、ロールモデルの紹介等を行います。
140	(2)	①女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	市内企業や事業者に対し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の周知を図ります。また、国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかけます。	協働コミュニティ課	市内企業や事業者に対し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に関するチラシ等を配布します。 国や東京都によるポジティブ・アクションについての取り組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取り組みを働きかける。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	<p>①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施。また、産業振興課及び商工会のカウンターにて「雇用平等ガイドブック 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」等のパンフレットを置き、普及啓発を行った。</p> <p>②就職支援セミナーは、ハローワークと共催で6月と10月に各3日実施。受講者225人 就職面接会は7月に実施。参加企業9社、参加者53名（内定者8人）</p> <p>③地域就職面接会は、東京しごとセンター主催で近隣市との共催で実施。</p>	<p>次年度以降も近隣市との会場確保など調整し決定する。</p> <p>参加者数の増員については、就労環境の影響が大きいと考えている。</p> <p>引き続き事業継続により、就労環境の改善を推進していく。</p>
A	<p>講座・自立支援講座の中で、自立の一步としての就労準備講座を保育付で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性起業家に聞くワーク・ライフ・バランス</li> <li>・フェイスエクササイズで気持ちをUP!</li> </ul>	<p>保育付講座で就労準備講座を開催する。</p>
B	<p>①就職支援セミナーについては、ハローワークと共催で6月と10月に各3日実施 受講者225人。 保育サービスは1名利用</p>	<p>引き続き事業継続により、就労環境の改善を推進していく。</p>
A	<p>市内でネイルサロンを起業・経営する女性を講師に迎え講座を実施した。また、家族の応援を得ながらライフコーチとして起業し現在も活躍中の市内在住の女性を情報誌パリティで紹介した。 委員会委員においても地域で活躍する女性を登用した。</p>	<p>地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。</p>
B	<p>東京都産業労働局編集・発行の雇用平等ガイドブック「女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法のポイント」、ポケット労働法の配布によりポジティブ・アクションについての情報提供を行った。 情報誌を市内企業に配布した。 市内企業・事業所への情報提供の仕方について検討した。</p>	<p>市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供する。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
141	(3)	①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課	家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援します。
142		②女性農業者の支援	女性農業者等の意見を聞く機会を設けることや、女性農業者への情報提供等の支援を行います。	産業振興課	農業イベント等におけるJA東京みらい女性部のつながりを醸成します。また、農業者だけではなく、女性の援農ボランティアの交流の場も提供していきます。
143	III-2 (4)	①起業に関する支援と相談の実施	本市の起業・創業支援対策として、女性の働き方サポート推進事業を推進するほか、商工会を始めとする創業支援事業者等において実施する創業スクール、セミナー及び個別相談などへの支援を行います。	産業振興課	引続き起業相談及び経営革新の相談業務を実施する。
144		②NPO法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会の提供	市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、市民活動・コミュニティビジネスに関する情報提供、相談、講座・セミナー、交流支援などを行います。	協働コミュニティ課	市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、市民活動・NPOのための支援事業として各種講座を開催して学習機会を提供するとともに、市民協働推進センターのホームページなどを活用して市民協働推進センター登録団体が開催する事業や市民協働推進センターが開催する各種講座や事業の情報を提供する。事業計画の際には、男女平等参画の視点を念頭に置いて実施していく。
145	III-3 (1)	①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参画の促進につながるような情報を提供します。	協働コミュニティ課	男性を対象とした家事・育児・介護等の講座の開催や、情報誌「パリティ」等による情報提供を行う。
146				健康課	妊娠届出時やファミリー学級等の健康課事業にて情報提供に努める。
147				公民館	男性が家事や育児の参加のきっかけとなるような講座を、検討する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	令和元年3月末現在、認定農業者54名のうち、35名の農業者が女性家族を含む家族協定を締結している。	今後も引き続き、農業者が認定を受ける際、家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援する。
B	「農のアカデミー事業」において、女性援農ボランティアの交流の機会を提供した。	引き続き、女性の援農ボランティアの交流の場を提供していく。
B	創業支援・経営革新相談センターについては、毎月市報や市HP及びセンターHPによるPR活動及び個別相談を実施。 また、令和元年6月及び10月に実施した創業スクールでは、参加者39名のうち、23名の女性が参加。	創業融資あっせん制度の推進、マッチング・コーディネーター事業や創業スクールの実施など、センター機能を充実させ、創業のための環境整備を進める。
A	<p>【主な実施事業】</p> <p>1. 広報・PR事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①NPO市民フェスティバルの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動・スタート説明会を同時開催した。</li> </ul> </li> <li>②センターの広報・PR活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙「ゆめこらぼ通信」の発行、ホームページSNSの運用、出前展示の実施など</li> </ul> </li> <li>③他の団体・組織イベントでの連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・PRに協力してくれる団体・企業等を拡大した。</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 人材、団体育成・研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域活動紹介ゆめサロンの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「私たちのできること×子ども食堂」「あなたにできること×安心安全な地域@子ども」を実施した。</li> </ul> </li> <li>②NPOパワーアップ講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「もっと知ろうよSDGs」「社会を変えるあなたの力」を実施した。</li> </ul> </li> <li>③おとぼ&amp;ミディサロンの開催</li> </ul> <p>3. 地域連携促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①交流事業（団体交流会の開催）</li> <li>②協働のまちづくりワークショップ <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全てのひとにやさしいこどもにやさしいまちづくり」の開催</li> </ul> </li> <li>③まちづくり円卓会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「再出発できる社会へ・少年少女の伴奏を考える」の開催</li> </ul> </li> <li>④地域コミュニティ支援施策への協力</li> </ul>	<p>これまで実施してきた事業内容を踏まえ、NPO等市民活動団体等の立ち上げや活動等の相談事業を含め、より一層の育成・支援に取り組む。</p> <p>各種等市民活動団体同士、NPO法人をはじめとする各種非営利団体、地縁活動団体、教育機関、農業や商業、医療、福祉関係の団体あるいは企業、事業所等各業界団体・行政など、多様な地域の主体との交流・連携をますます促進させ、ダイバーシティの視点で、地域課題解決（地域の活性化）に取り組んでいくことが課題である。</p>
B	<p>パリテまつりにおいて父子向けの「パパのはじめてのバルーンアート講座」を開催した（参加人数：親子9組）。</p> <p>また、3月に妊娠中及び生後6か月までのおさんのいる夫婦を対象とした男女平等推進センター講座「夫婦で考える！産前からの子育てプラン」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため中止となった。</p>	引き続き、男性を対象とした家事・育児などの情報提供に努める。
A	ファミリー学級について、妊婦のパートナーも参加しやすい日程等を調整するとともに、パートナー向けの情報提供を実施している。	引き続き、本事業などを有効活用するとともに、妊娠届出時面接等においても、パートナー対象、また、育児の協力等について情報提供の充実を図る。
B	小学生とその父親を対象とした料理講座を実施。わが子や他の参加者と一緒に料理をする体験を通して、家事や育児に関心をもったり、地域での人間関係を形成したりするきっかけとなった。	男性を対象に、家事や育児への参加を促進することにつながる講座を開催する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
148	(1)	②男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課	情報誌等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。またパリテ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）する育児・介護休業法が記載されている「ポケット労働法2019」を配布する。
149				健康課	みらいく手帳による普及啓発、先輩パパの話を継続して実施する。
150				職員課	庁内LANによる情報提供や個別相談による制度紹介を行う。特定事業主行動計画に基づく研修実施にともない、制度や実際の取得者からの体験談などを紹介する。
151	(2)	①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課	情報誌等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。またパリテ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）する育児・介護休業法が記載されている「ポケット労働法2019」を配布する。
152				職員課	庁内LANによる情報提供や個別相談による制度紹介を行う。
153				高齢者支援課	・介護休業についての相談口の周知、介護休業法の紹介等啓発に努める。
154		②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについて情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課	・「介護保険と高齢者福祉の手引き」の発行 ・在宅介護教室事業の実施



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2019」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により窓口に設置した。 また、3月に妊娠中及び生後6か月までのお子さんのいる夫婦を対象とした男女平等推進センター講座「夫婦で考える！産前からの子育てプラン」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため中止となった。	引き続き、情報提供を行いながら、啓発に努める。
A	みらいく手帳が、パートナーと互いに協力して家事や育児を実施する点が述べられており、市民の反応も良い。	引き続き手帳も活用しながら、協力してそれぞれが家事育児をともに行えるよう啓発に努める。
A	①育児休業取得対象の男性職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案。 ②新人研修の中で、男性の育児休業制度や特定事業主行動計画等について説明。 ③庁内LANに男性の育児休業取得者の体験レポートを掲載。 ④令和元年度中の男性職員の育児休業取得者数：5名	継続して次のとおり取り組む ①制度及び制度利用実績の周知 ②「性的役割分担意識の是正」や、男性職員自身及び職場における「男性職員の積極的な育児参加に対する消極的な意識の是正」等、制度利用を支援する職場環境の整備。③業務量・業務分担等、各職場における業務改善。④配偶者が妊娠している男性職員の把握及び事前の制度説明
C	10月に性別を問わず幅広い年代を対象とした男女平等推進センター講座「訪問看護師が見つめた介護の実際」を開催したが、稼働年齢層の男性の参加はなかった（参加29人）。 育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2019」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により窓口に設置した。	稼働年齢層の男性に情報が届くよう工夫しつつ、情報提供に努める。
A	①介護休暇取得対象の職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案 ②新人研修の中で、介護休暇制度について説明 ③令和元年度中の介護休暇取得者数：4名	継続して制度周知や活用について情報提供を行う。
B	窓口において、介護休業についての相談実績はなし。	窓口としての周知を図るとともに、情報提供等啓発に努める
A	在宅介護教室を令和元年12月18日・令和2年1月15日・1月29日に実施した。開催について市報、市ホームページで周知した。	より多くの方々に参加していただけるよう開催時期や開催時間帯について引き続き検討する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
155	Ⅲ-4 (1)	①子育てに関する相談の実施	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	東京都電話相談事業#7119および#8000の周知、市休日診療の周知に努める。健康課事業が子育ての相談できる場として市民に認知されるよう、相談対応職員のスキルの維持向上および体制を維持していく。
156				地域共生課	市報への掲載やリーフレットの配布など、必要とされる方に情報が周知されるような周知・広報及び市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。
157				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
158				保育課	利用者支援事業の拠点として保育課窓口地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センター・各保育園と相談業務ネットワークによる対応により相談業務の充実を図る。 また、定期的に家庭的保育事業者等の地域型保育事業所や、認証保育所を訪問するなど、保育内容の指導・助言等の充実を図る。
159				児童青少年課	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図る。 特に、不特定多数の市民への本事業の周知の場として「こそだてフェスタ」を共催する。
160				子ども家庭支援センター	子育て支援ショートステイ事業の周知を図る。トワイライトステイ等、支援方法の検討をする。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	健康課にて作成している妊娠届出時に全数配布する冊子に、＃7119、＃8000を紹介し、周知に努めた。	引き続き冊子にて情報提供を行うとともに、各事業においても適宜周知を図る。
A	市報への掲載、リーフレットの配布を通じて、地域で気軽に相談できる存在として、民生委員の周知、広報を図った。	引き続き、積極的な広報を図る。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。幼稚園の情報等については、適宜幼稚園の担当につなぎ、案内を行いました。延べ相談件数1,025件（うち父子22件）	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言を行います。
A	相談業務としては、利用者支援事業として総合窓口位置付けられる保育課窓口、保育園における保育実践豊富な地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センターに配置された地域子育てコーディネーター、各保育園における相談と、ネットワークによる対応を図った。また家庭的保育事業者等の地域型保育事業者や認証保育所に対しては、地域子育て推進員や公立保育園の園長経験者が巡回訪問し、保育内容の指導・助言等を行った。	継続実施により充実を図る。
A	児童館で気軽に相談できるように来館者とのコミュニケーションを図った。また、「こそだてフェスタ」を共催として実施することにより、不特定多数の市民へのアプローチを実施した。	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図る。不特定多数の市民への周知の場として「こそだてフェスタ」を共催する。
A	子育てに関する不安、悩み、虐待などの子育ての相談は、子ども家庭支援センターのほか、のどか広場やピッコロ広場でも相談を受け、必要に応じ関係機関へつなげ不安の解消に努めている。より多くの人に知ってもらうため、小学校・中学校の全生徒向け・保護者向けに困った時の相談先である「子ども家庭支援センター」の周知のチラシを配布した。虐待防止のためのマニュアルを作成し、子ども家庭支援センターだけでなく関係機関へも配布し、気づきを高めるための活動を進めている。電話、来所や訪問による面接で相談をお受けし、ご要望があれば心理専門相談やさまざまな専門相談機関をご紹介します。HPは、子ども家庭支援センターが担当課ではないため、関係各課の連携が必要であり、今後の検討。	支援を要する家庭に対して、児童を預かるだけでなく生活指導等の支援プログラムを模索していく。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
161	III-4 (1)	②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるように、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。	子育て支援課	病児保育2施設、病後児保育1施設への事業委託を継続します。
162				保育課	入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策により入園環境の改善に努める。
163				児童青少年課	今後児童数が多くなると予測される芝久保小学校区域で新たに学童クラブを整備する。 引き続き、放課後子ども教室との連携を図ることができるよう社会教育課と調整する。
164				子ども家庭支援センター	支援を要する家庭の利用が多いため、その支援方法等について児童養護施設と連携を図る。
165		③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や都に要望します。	子育て支援課	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金及び就園奨励費補助金の交付を実施します。10月以降は幼児教育無償化による給付等を行います。
166				学務課	経済的理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者へ向けた丁寧な案内と適切な支給事務を実施する。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>病児保育室は定員8名・1施設、定員6名・1施設、病後児保育は定員6名1施設、3施設合計20名で実施しました。</p> <p>延べ利用人数            病児・病後児保育室ありあ 865人            病児・病後児保育室えくぼ 1,680人            病後児保育室ばんだ 730人</p>	<p>子育て・子育てワイワイプランに定められた事業計画に基づき、既存の3施設へ事業委託を継続します。</p>
B	<p>認可保育所2園及び認証保育所の認可化移行1園の開設準備を行うとともに、保育ニーズに見合った定員構成の見直しを行った。</p> <p>また地域子育て推進員が市内各幼稚園を訪問し、預かり保育の最新情報や課外授業等の情報収集を行い、入園申込者への選択肢拡大を図った。</p> <p>また、待機児童の特に多い1歳児への対応として、既存実施の1歳児1年保育の継続に向けた調整を図った。</p>	<p>入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策を図っていく。</p>
A	<p>芝久保小学校内に学童クラブの開設の準備を実施した。また、放課後子供教室と児童館・学童クラブの連携を図るため、社会教育課との調整や学校施設開放運営委員会との打ち合わせを実施した。</p>	<p>引き続き放課後子供教室と児童館・学童クラブの連携を図るため、社会教育課との調整や学校施設開放運営委員会と話し合いを実施する。</p>
A	<p>保護者の疾病等で養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設で預かる事業。</p> <p>年度によって利用者の傾向が異なる。</p> <p>平成29年度は、養育支援・育児疲れ10.5%、親の用事13%、出産（産前産後）2%、保護者の病気・入院40%。</p> <p>利用延べ日数は448日、利用実日数は222日だった。</p> <p>平成30年度は、育児疲れ15%、親の用事24%、出産（産前産後）21%、保護者の病気・入院40%、利用延べ日数は283日、利用実日数は185日だった。</p> <p>令和元年度は、育児疲れ32%、親の用事16%、出産（産前産後）1%、保護者の病気・入院51%、利用延べ日数は257日、利用実日数150日だった。</p> <p>支援を要する家庭（相談事業で関わっている家庭）の利用が多い。</p> <p>要支援家庭のショートステイ利用について、新たに要支援プログラムに基づく児童の生活指導や発達行動の観察並びに保護者への支援を行うことの調査・研究を行った。</p>	<p>支援を要する家庭に対して、児童を預かるだけでなく生活指導等の支援プログラムを模索していく。</p>
A	<p>幼稚園に通うお子さん・家庭を支援するため、国・東京都とともに、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金・就園奨励費補助金の交付及び施設等利用給付費の支給を行いました。</p>	<p>幼稚園へ通うお子さんがいる家庭へ継続的な支援ができるように努めます。</p>
A	<p>ホームページや学校を通じたお知らせの配布等、手続き方法の案内や情報提供を迅速かつ丁寧に実施するとともに、新入学準備金について市内保育園及び幼稚園にも周知する等、市民サービスの向上を図った。</p>	<p>案内等も含め、適切に事務事業を実施することで、市民サービスの向上に努める。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
167	III-4 (2)	①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるよう、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、子ども総合支援センターや、地域子育て支援センターの充実を図ります。また、情報誌や子育てハンドブックの作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	保育付講座の開催や情報誌「パリティ」等による情報提供を行う。
168				子育て支援課	子育てハンドブックを作成・配布し必要な情報の提供に努めます。作成に当たっては、見やすい編集に努めます。
169				保育課	地域子育て支援センター5園の各種事業の充実を図り、市報やホームページなどにより情報提供に努める。
170				子ども家庭支援センター	子育てサークルに関する情報提供を行う。 ル ピナスまつりへの参加や、子育てイベントのお知らせをする。
171				健康課	「こどもの発達センターひいらぎ」の相談において、子育ての相談ができたり、必要な情報を入手できるよう、相談対応職員のスキルの向上及び体制を維持していく。
172				公民館	関係部署と連携し、地域の子育て支援のための情報収集及び発信を行うとともに、保育付き講座を開催し子育てに関する学習機会について情報提供を行う。
173				②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターを、「子育て・子育てワイワイプラン」に沿って、整備・充実を図ります。
174				子ども家庭支援センター	サポート会員の増加を図る。子育て中の保護者にPRを検討する。

担当課評価

担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>11月～12月に男女平等推進センター講座「カナダ生まれの参加者中心の親支援プログラム ノーバディズ・パーフェクト」と題して子育て中の方向けの6回連続講座を開催した（参加人数：延べ45人）。男女平等推進センター主催のうち、親子向け講座を除いた講座を保育付きで開催。パリテまつり講座等についても保育付きで開催。講演会・保育付き講座開催数：14回 参加者：281人、保育数：102人 パリテまつり講演会・講座等開催数：9回 参加者：310人 保育数：20人</p>	<p>引き続き、保育付き講座の継続実施に努める。</p>
A	<p>子育てハンドブックを作成して母子健康手帳交付時に配付するとともに、市内幼稚園・保育施設利用者全員に利用施設を通して配付しました。また、市内各施設（田無庁舎、保谷庁舎、子ども家庭支援センター（のどか・ピッコロを含む）、地域子育て支援センター、児童館）に設置して希望者に配布し、ホームページにも同内容のPDFを掲載して、広く情報提供を行いました。編集に当たっては「ハンドブック」として持ち運びしやすいサイズを損なわないように留意しつつ、フォントの大きさや太さを工夫し、見やすい編集に努めました。</p>	<p>引き続き子育てハンドブックを作成・配布し必要な情報の提供に努めます。作成に当たっては、見やすい編集に努めます。</p>
A	<p>各種事業については、ホームページ等にて各センター毎に工夫を凝らした周知をするとともに、多様な講座等を実施することで参加者が興味を持てるよう充実を図った。</p>	<p>継続実施により充実を図る。</p>
A	<p>広場では、サークル団体の紹介コーナーを設置している。1階交流ホールでは、子育てコーナー用の机を設置して、情報がわかるようにしている。子育てハンドブックでのサークル・団体の紹介では、地域限定や広くアピールすることを辞退する団体が増えている。子育てサークルや子育てする人の交流する場である、こそだてフェスタやルピナスまつり・市民まつりに参加・協力している。</p>	<p>今後も継続して、実施及び周知をしていく。</p>
A	<p>発達に心配のある未就学のお子さんの保護者に対する相談を実施、新規相談は年間250件以上受けている。初回相談だけでなく相談を継続していく過程で、本人に合わせた情報を提供できるよう職員が研修や情報収集を行っている。</p>	<p>タイムリーに情報提供できるよう引き続き情報収集、また関係機関と連携等を行う。保護者対象の学習会の実施や周知に努める。</p>
A	<p>・ポスターの掲示、チラシや広報紙の配架により、庁内関係部署及び関係機関、市民団体等が行う子育て支援に関する情報や子育てに関する情報の提供を行った。 ・子育てをテーマとした保育付き講座を7講座実施。子育てについて学ぶ機会を提供するとともに、育児期の女性の仲間づくりを支援した。</p>	<p>・ポスターの掲示やチラシ・広報紙等の配架により、市の施策や市内で開催される催しものなど、子育てに関する各種情報を提供する。 ・子育てをテーマとした保育付き講座を開催する。</p>
A	<p>保育士の確保が難しい状況が続いており、同規模で実施できるよう事業者へ働きかけている。</p>	<p>継続実施によりサービス提供</p>
B	<p>市報や市のホームページに事業内容を引き続き掲載し、事業PRを行った。講習会、説明会の開催日や時間を参加しやすい時間に変更して実施した。参加の負担感を減らすために、テキスト代を無料にした。 ファミリー会員は、2248人で新規入会が242人、中学生になった、転居などの理由があったものの他に総体で5名の減に。サポート会員は、179人で新規入会が2人だった。会員総数としては、2,428名で、昨年度に対して17人(0.7%)の減となった。 活動内容としては、保育所・幼稚園の迎え、帰宅後の預かり、学童の放課後の預かり、放課後児童クラブの迎え・預かり、小学校通級・通所施設送迎・預かりが主で、短時間・臨時的就労の場合の援助も増えている。また、新型コロナウイルスの関連の利用が6家庭あり国からの補助金で対応した。</p>	<p>今後も継続してファミリー・サポート・センター事業説明会の実施、サポート会員養成講習会や研修を実施する。引き続き子育て家庭に対して、積極的に周知をしていく。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
175	(2)	③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課	引き続き、サークル活動への情報提供及び活用支援を行っていく。
176				子ども家庭支援センター	子育てグループ活動室が、子ども相談係となり閉鎖されるため、男女平等推進センターの活動室へ変更になることへの周知を行う。ルビナスまつり開催や、居場所づくりに向けて検討する。
177				公民館	子育てサークルの育成支援を行うとともに保育付き講座を開催し、子育て世代の支援する。
178	III-4	①子育てに関する相談の実施(再掲)	誰もが安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	東京都電話相談事業 #7119および #8000の周知、市休日診療の周知に努める。健康課事業が子育ての相談できる場として市民に認知されるよう、相談対応職員のスキルの維持向上および体制を維持していく。
179				地域共生課	市報への掲載やリーフレットの配布など、必要とされる方に情報が周知されるような周知・広報及び市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。
180				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
181		②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子・父子福祉資金貸付等の支援事業に取り組みます。	子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を実施します。



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	子育て世帯を対象とした地域のサークル同志の交流の促進を、各児童館で行った。 児童館主催の幼児向けイベントでは、イベントに参加する幼児以外の子どもを連れて参加できる講座を開催し、参加者の情報交換の機会を増やす支援を行った。	引き続き、サークル活動への情報提供及び活用支援を行っていく。
A	子育てグループ活動室の利用延べ件数は312件で、利用延べ人数は3,353人だった。 子育てグループ活動室については7月1日以降、「活動室」として男女平等推進センターと共有となった。 世代間交流と、子育て団体の参加のもと、住吉小学校区育成会「わかば」が中心となり第4回ルピナスまつりを開催し、1270人（前年度より148人増）の参加があった。実行委員も増えている。子どもの居場所と世代間交流として、まつりを始め、地域の子どもや大人による世代間交流の企画提案を実現に向けふれあいサロン等を行った。今後も、ニーズを把握しながら進めていく。	今後も子育てサークルへの積極的な周知を図っていく。活動室が男女平等推進センターと共有となったため、親子の交流スペースとしてバランスを取りながら利用のアピールをしていく。
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育付き講座を10講座実施。子育て世代に学習機会を提供するとともに、参加者の関係形成に配慮した講座運営を行い、自主サークル化を支援した。講座終了後、8サークルが発足した。</li> <li>・21の自主サークルを対象に学習支援保育を実施し、サークル活動を支援した。</li> <li>・保育室を設置する館で保育室運営会議を10回程度開催し、子育て世代が情報交換する機会を提供するとともに、自主サークル同士の関係形成を図った。</li> <li>・職員は、自主サークルの相談に応じるなどニーズ把握に努め、日常的に活動を支援している。</li> <li>・自主サークルが、公民館市民企画事業を利用してサークルメンバー以外の子育て世代の市民とともに学習する講座を企画・実施することを支援するなど、多様な方法で市民の主体的な学習活動を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育付き講座を開催し、子育て世代の関係形成を支援する。</li> <li>・学習支援保育の実施等により子育てサークルの活動を日常的に支援する。</li> </ul>
A	健康課にて作成している妊娠届出時に全数配布する冊子に、＃7119、＃8000を紹介し、周知に努めた。	引き続き冊子にて情報提供を行うとともに、各事業においても適宜周知を図る。
A	市報への掲載、リーフレットの配布を通じて、地域で気軽に相談できる存在として、民生委員の周知、広報を図った。	引き続き、積極的な広報を図る。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。 幼稚園の情報等については、適宜幼稚園の担当につなぎ、案内を行いました。 延べ相談件数1,025件（母子1,003件、父子22件）	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言を行います。
A	ホームヘルプサービス事業のホームページの掲載内容を更新しました。また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し、周知に努めました。 【ひとり親相談】 延べ相談件数1,025件 【母子・父子福祉資金貸付等】 貸付件数702件 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業】 派遣状況 16世帯 654回	引き続き、制度の周知に努めます。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
182	Ⅲ-4	(3)	③ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭就業支援専門員による相談や情報提供、母子・父子自立支援プログラム策定事業等の就業支援を実施し、ひとり親家庭の就業機会の拡大を図ります。また、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等の事業の周知を図ります。	子育て支援課	母子・父子自立支援プログラム策定員が、ハローワークと連携し、就労支援を実施します。また、アフターフォローを業務の流れに位置づけられるよう検討します。
183	Ⅲ-5	(1)	①地域での福祉に関する相談と情報の提供 介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	地域共生課	行政などからの情報提供が地域に届くよう、また地域からの声が行政などの関係機関に届くよう、民生委員に対し、「地域と行政とのパイプ役」としての民生委員が十分に機能を果たすことができるように研修等を通じて徹底を図る。
184				高齢者支援課	・地域包括支援センターにおいて、地域の関係者とのネットワークの強化に取り組むと共に、介護サービスを含む様々なサービスや多様な地域資源の把握・活用により総合的な相談体制の充実に努めます。
185				障害福祉課	市報、HP、障害者のしおりを活用した制度周知を図る アプリやフェイスブック等を活用し、さらなる周知に努めていく。 障害福祉課、相談支援センター、相談支援事業所が連携し、必要な相談支援を実施する。
186				地域共生課	民生委員、ほっとネット推進員ともに数的な部分の充実を図るために、人材の発掘に努めるとともに、相談対応能力の向上などの内容の充実を図るために研修の充実にも取り組む。
187			②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成 ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、見守り活動等地域で支えあう体制の充実を図ります。	高齢者支援課	・ささえあいネットワークの周知を図ると共に、見守り方法の見直し及び新たな見守り方法の検討を行う。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>相談者個々の状況やニーズに合ったきめ細やかな自立・就業支援を行った。アフターフォロー希望者へ向け、就労決定半年経過後に手紙によるフォローアップを行い、就職率の向上、職場定着等を図った。また「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し周知に努めた。</p> <p>【就業支援申込】 45件 【就職者数】 20件 【アフターフォロー】 23件 32件 【プログラム策定件数】 【高等職業訓練促進給付金】 13件 【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】 4件</p>	<p>引き続き、相談者のニーズに合ったきめ細やかな就労支援とフォローアップに努めます。</p>
A	<p>民生委員が、行政と地域とをつなぐパイプ役となれるよう、毎月の定例会議の場などで、行政サービスなどの情報の積極的な提供に努めた。また、可能な方には、ご自宅に掲示板を設置してもらい、提供した情報のうち、可能なものについては、チラシ等掲示するなどして、情報が広く届くよう取り組んでいる。定例会終了後には、各地区の協議会ごとで、随時班別会を行い、必要な情報交換を行うことで、スキルアップに取り組んでいる。</p>	<p>引き続き民生委員のスキルアップのための情報提供に努める。</p>
A	<p>・社会資源マップの作成・更新。更新時随時ケアマネ分科会にて配布。 ・地域包括支援センターの体制については、運営協議会（年3回、6月、11月、3月）を通じ、実績の分析、自己評価等在り方の検討を行っている。地域包括支援センターの負担軽減を図りながら、相談体制については充実を図ることとする。</p>	<p>・連携の継続と強化 ・定期的に社会資源マップの情報更新を行う。</p>
A	<p>保谷障害者センター（身体障害）、地域活動支援センター・ブルーム（知的障害）、地域活動支援センター・ハーモニー（精神障害）とともに3障害の相談拠点を整備し、3障害に対応する相談支援センター・えぼくと保谷庁舎内の基幹相談支援センターと合わせて困難なケースにも対応している。女性の障害者からの相談に対しては、必要に応じて各相談機関の女性職員が対応している。</p>	<p>引き続き、継続実施に務める。</p>
A	<p>令和元年7月1日には民生委員の欠員が解消した。その後、令和元年12月に一斉改選が行われたが、令和2年3月末現在144名と、定員147名の内欠員が3名にまで回復している。 ほっとネット推進員については3月末現在388名となっている。</p>	<p>民生委員、ほっとネット推進員ともに数的な部分の充実とともに、相談対応能力の向上などの内容の充実にも取り組む。</p>
A	<p>・ささえあいネットワーク事業においては、平成31年度も継続して実施している。訪問協力員の養成研修や懇話会も継続して実施しており、令和2年3月末日現在、 ささえあい協力員 1,417名 ささえあい協力団体 213団体 ささえあい訪問協力員 318名 （うち男性66名、女性252名） ささえあい訪問サービス利用者数 115名 ささえあいネットワーク懇話会 8回 ささえあいメール見守り協力員 27名 ささえあいメール見守りサービス利用者 5名</p>	<p>より多くの方々に参加していただけるよう広報、事業周知を図っていく。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
188	(1)	③NPOや市民活動団体等との協働の推進	NPOや市民活動団体等がより質の高いサービスを提供できるよう、積極的に活動を育成・支援するとともに、連携を推進していきます。	協働コミュニティ課	次の事業を実施していくうえでは、男女平等参画の視点をもって配慮しながら、事業の企画と運営をしていく。 * 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」 ハードとソフトの両面から市民活動を支え、地域における様々な主体の組み合わせによる協働を推進する。 * NPO等企画提案事業 市民活動団体による協働事業の提案募集を実施する。採択されると最大3年間の補助対象となり、協働事業を実施する。平成31年度実施企画提案事業の今年度実施の募集に関しては、昨年度から開始した行政提案型事業を今年度も実施し、提案事業の一層の増加につなげる。
		①家族介護者への情報の提供	家族介護者の負担を軽減するために、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	高齢者支援課	関係課と連携し、虐待防止キャンペーンの実施
				障害福祉課	高齢、障害、子育てが連携し、虐待防止に努める。
189	(2)	②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業や家族介護者の会を実施するほか、地域包括支援センター等、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課	地域包括支援センターとの連携
190		191			

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>*市民協働推進センターゆめこらぼにおいて、ハード面では、サロンスペース等の貸出をはじめソフト面では下記のとおり講座等を実施した。</p> <p>①人材・及び団体育成のための各種講座を実施した。</p> <p>②協働のまちづくりワークショップの実施により地域の様々な主体と行政職員が対話と交流を図り、協働推進の機会を創出した。</p> <p>③NPO等市民活動団体向けの相談業務を実施し市民活動活性化に寄与した。</p> <p>*NPO等企画提案事業</p> <p>【テーマ設定型（2団体）】（行政提案型事業）の継続として「西東京放課後カフェ」を実施した。新規として西東京レスキューバードが企画した「防災・減災をみんなで学び実践しよう～防災学習を企画・支援します～」を採択し実施した。</p> <p>【自由テーマ型（2団体）】継続として、ひばり日和が企画した「小規模公園活用を通じた地域コミュニティの醸成および普及活動」と下保谷の自然と文化を記録する会が企画した「西東京市の藍の歴史とそれにまつわる話の普及」を実地した。</p> <p>また、新規募集したところ、4団体から応募があった。</p>	<p>*市民協働推進センターゆめこらぼNPO等市民活動団体をはじめ様々な地域の主体との連携することが今後の課題である。</p> <p>*NPO等企画提案事業の補助金の活動で、NPO等市民活動団体と行政の協働の取組がより一層図れるように、庁内外の継続的な周知等、システム構築の検討が課題である。</p>
A	<p>・子ども家庭支援センター、障害福祉課と共に街頭でのグッズの配布やパネル展示等の虐待防止キャンペーンによる3虐待予防及び相談窓口等の普及啓発を実施。</p>	<p>日常的な普及啓発活動についても関係機関等の協力を得ながら地道に行っていくことと、キャンペーンの在り方についても検討が必要。</p>
A	<p>高齢者支援課、障害福祉課及び子ども家庭支援センターの3課合同で、田無駅及びひばりが丘駅の駅頭にて虐待防止啓発用マスクの配布を実施した。</p>	<p>引き続き、継続実施に務める。</p>
A	<p>介護を担っている息子・娘を支援するための介護者の会を、年4回開催した。地域包括支援センターごとに地域の介護者の家族会を開催、その他認知症カフェ等を通じて、専門相談等につながるよう支援している。</p> <p>また、日頃から地域包括支援センターで把握した虐待ケースの報告を受け、常に検討を行うとともに定期的なモニタリング会議等で共有を行い連携を図っている。</p>	<p>介護者の会等の効果的な周知方法を検討・実施する。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
192		①庁内の男女平等推進会議の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的に開催します。	協働コミュニティ課	計画の実績評価報告書を通して、庁内の男女平等推進の進捗状況を共有する。
193	(1)	②関係各課の男女平等施策に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策について調整・推進します。	協働コミュニティ課	各課事業評価を通して調整を行う。
194		③関係部署を対象とした男女平等意識の啓発	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会が多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性に対する理解促進と男女平等意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会が多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図る。
195		①条例設置検討委員会の設置	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例設置検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課	次期計画の策定までの間で検討を行う。
196	(2)	②苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討を進めます。	協働コミュニティ課	次期計画の策定までの間で検討を行う。
197	(3)	①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけを行います。また、他自治体等と連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課	性的マイノリティに関する取り組みや女性相談の実施方法等について、他自治体と情報交換を行う。また、市町村男女平等参画施策担当課長会及び同担当職員連絡会、都内男女平等参画（女性）センター館長等会議で情報交換を行う。

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
C	計画策定に合わせて実施するため、男女平等推進会議は開催しなかった。例年は、計画の評価を市長に答申し、報告書を庁内で共有することにより、男女平等推進の進捗状況を共有している。	男女平等推進会議のあり方について検討する。
B	各課への事業評価において、目標の設定や執行状況の報告について、いくつかの課と意見交換や設定目標や報告内容に関する調整を行った。	出来るだけ多くの課と、男女平等施策について、庁内の調整を行う。
A	新人職員研修にて男女平等についての研修を実施した。 情報誌を庁内各部署に配布し（年2回）、回覧を実施した。 庁内向けに男女平等参画に関するニュースを年3回、発行した。	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図ります。
C	条例設置については検討を行ったが、引き続き検討することとなり、今年度は他自治体の条例についての情報を収集したり、都内市町村（26市3町1村）の条例設置状況を確認した。 30自治体のうち12自治体（40%）が条例設置している。（令和2年4月1日現在）	第4次計画を進めていく中で検討していく。
C	次期計画の検討の中で、苦情処理機関は、条例の中に位置づけることが想定されることから、条例設置の検討の中で、苦情処理機関の設置についても検討する旨、次期計画の中に位置づけた。現状は他自治体の条例についての情報を収集したり、報告書により苦情の件数や内容を確認し、情報収集に努めている。	第4次計画を進めていく中で検討していく。
A	性的マイノリティに関する取り組みについて、全国の複数の自治体と相互に情報交換を行った。 また、市町村男女平等参画施策担当課長会及び同担当職員連絡会、都内男女平等参画（女性）センター館長等会議で女性相談の実施方法等について情報交換を行った。	市町村男女平等参画施策担当課長会や同担当職員連絡会、都内男女平等参画（女性）センター館長等会議などの機会を通じて、男女平等参画のあり方について情報収集や意見交換を行うほか、新たな課題への取り組みなどについて、各自自治体と情報交換を行う。

体系番号				担当課目標					
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画				
198	IV-1★	①職員の意識 実態調査の実 施	男女平等に関する職員の意 識・実態の把握を行います。 調査結果を活用し、庁内にお ける男女平等参画の推進につ なげます。	協働コミュニティ課	平成29年度に実施した調査結果を 踏まえ、職員の理解促進が必要と 思われる課題について、啓発を行 う。				
199				職員課	協働コミュニティ課の調査結果を 活用し、職員の意識・実態把握の ための調査については、協働コ ミュニティ課と連携して実施に向 けた検討を行う。				
200		(4)	②職員研修の 実施	男女平等に関する職員研修を 実施し、職員の理解促進を図 ります。	協働コミュニティ課	新入職員の庁内研修で男女平等に ついての研修を実施する。パリテ で実施している講座や講演会等を 庁内にも周知し、参加呼びかけを 行う。			
201					職員課	職員研修所の研修案内及び庁内の 独自研修を通じて理解促進に努め る。			
202		(4)	③市発行物等 の表現におけ る男女平等ガ イドラインの 周知徹底(再 掲)	市報やホームページ、市発行物 における表現において、男女 平等の視点が徹底されるよう 、庁内に周知するとともに、 作成したガイドラインの 具体例について適宜追加を行 います。	協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現にお いて、男女平等の視点が徹底され るようガイドラインに代わる取り 組みを実施する。			
203					秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイド ラインを活用して広報していく。			
204		(5)	①「西東京市 ワークライフ バランス推進 労使宣言」、 『「健康市役 所」宣言』の 周知	職員に対して「西東京市ワー クライフバランス推進労使宣 言」及び『「健康な職場環境 を目指す健康市役所」宣言』 の周知を図ります。	協働コミュニティ課	職員ポータルシステムの掲示板を 活用し、庁内への周知を図る。			
205					職員課	②庁内のワー ク・ライフ・ バランスの働 きかけ	職員に向けてワーク・ライ フ・バランスに関する情報を 提供します。また、「西東京 市特定事業主行動計画」、 『西東京市「健康」イクボ ス・ケアボス宣言』に基づき 職員一人ひとりが健康に働く ことができ、また、働きやす い職場環境となるよう取り組 みます。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスに関す る講演会等情報の提供に努める。
206								特定事業主行動計画を踏まえて職 員向けの研修を実施するととも に、時間外勤務時間の削減に努め る。	
207		(6)	①管理職試験 の受験に向けた 継続的な環境 整備	研修等を活用して、管理的立 場における人材の育成に努め ます。また、女性職員が積極 的に管理職試験を受験できる よう、女性管理職の複数登用 など環境を整えます。	職員課	女性が管理職になりやすい環境づ くりのための研修を実施する。人 事評価の面接を通じて勧奨してい く。			
208	②女性職員の 活躍推進に向 けた取り組み の実施				職員課	「西東京市特定事業主行動計 画」に基づき、女性職員の働 きやすい環境づくりを行います。 女性活躍推進法に基づく研修を実 施する。			



担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	情報誌パリティの各課への配布や、庁内ニュースの発行などにより、庁内向けに性的マイノリティやDVに関する情報発信を行った。	調査結果を踏まえ、庁内における男女平等参画の推進のための効果的な働きかけについて、引き続き検討・実施する。
B	研修を通じて意識啓発を図ってきたが、実態把握ができていない。	職員の意識・実態把握
A	新人職員研修にて男女平等研修を実施した。性的マイノリティの当事者団体の方を講師に招き、協働コミュニティ課の職員を対象に性的マイノリティに関する研修を実施した。	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。
A	令和元年度については、自治会館で実施した男女共同参画社会形成研修に1名参加し、平成31年4月に新規採用職員を対象に庁内における男女共同参画研修を実施した。	職員への十分な制度周知を図り、適正な運用に努める。
B	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を定型文に記載し、庁内問合せに関しては定型文を紹介した。	庁内関係部署への周知を行う。
A	市報・ホームページ等における表現については、ガイドラインを活用し、担当課と調整を図り、適切な情報発信に努めた。	引き続き、ガイドラインを活用した表現による情報発信に努める。
A	職員ポータルシステムの掲示板で、「西東京市ワークライフバランス労使推進宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図った。	職員ポータルシステムを利用し「西東京市ワークライフバランス労使宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』を周知する。
B	職員ポータルシステムの掲示板で、「西東京市ワークライフバランス労使推進宣言」及び『「健康な職場環境を目指す健康市役所」宣言』の周知を図った。	引き続き、様々な手段で情報提供をする。
A	8月に次世代育成対策推進法に基づき子育てしやすい環境づくりについて研修を実施し、1月には女性活躍推進法に基づきキャリア形成に関する研修を実施した。また、平成29年5月のイクボス・ケアボス宣言及びノー残業デー、20時退庁などの取組みにより時間外勤務の縮減に努めた。	引き続き特定事業主行動計画に基づきワークライフバランスを推奨していく。
A	昇任支援研修として管理職試験（短期）の受験年次にある職員を対象に、本市における管理職の現状を理解し、その役割を考える機会を提供した。また、昨年度管理職試験（短期）合格者の経験談・現課長職の経験談を聞くことにより、組織全体の昇任機運の醸成と職員の昇任意欲の向上を図った。	管理職試験受験者の勧奨
A	女性活躍推進法に基づき、キャリア視点を持つことの重要性を認識し、自身の今後に活かすとともに、仕事に対する上昇志向を醸成するための研修を実施した。また、平成29年5月のイクボス・ケアボス宣言及びノー残業デー、20時退庁などの取組みにより時間外勤務の縮減に努めた。	特定事業主行動計画の後期策定

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画
209	(1)	①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、女性が抱えている自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DV などの問題等について相談事業を実施します。また、東京都の相談窓口の利用案内を行いながら情報収集を行い、男性を対象とした相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課	女性相談開設時間・場所の一部変更後の状況を確認し検証をおこなう。
210	IV-2 (2)	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催(再掲)	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図り、男女平等参画に関わるさまざまな問題について、ともに考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課	No. 7 の再掲
211		②情報誌パリティの発行と配布(再掲)	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	No. 1 の再掲

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
A	<p>平成27年度より女性相談の利用率の低い時間帯の見直しを行いパリテだけではなく、田無庁舎での出張相談を開設し、利便的にも相談しやすい環境を整えた。その後の利用状況について確認を行った。</p> <p>男性相談に関しては都の相談窓口などを案内しながら情報収集を行った。</p> <p>女性相談の実施 女性相談 469件 婦人相談 476件</p>	<p>引き続き、利用者のニーズを確認しながら、相談を受けやすい窓口の整備に努める。</p>
A	<p>○企画運営委員会の企画による講座 基礎講座 6回 1. 「女性のためのアンガーマネジメント～怒りと上手につき合うために～」参加者37人 託児11人 2. 「女性のための自分史講座」参加者15人 託児1人 3. 「カナダ生まれの参加者中心の親支援プログラム ノーバディズ・パーフェクト」6回連続講座」参加者延べ45人 託児延べ45人 4. 「女性起業家に聞くワーク・ライフ・バランス～仕事と家庭の両立について～」参加者7人 託児7人 5. 「生き残るための防災への備えや自衛隊の活動」参加者21人託児2人 6. 「思春期の「自己肯定感」を高める育て方～女の子を中心に～」 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>○共通講座 3回 1. 「訪問看護師が見つけた介護の実際講座」参加人数：29人 託児1人 2. 「無心で描いてリフレッシュ～誰にでも描けるゼンダングル®アート」参加者16人 託児6人 3. 「夫婦で考える！産前からの子育てプラン」 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p> <p>○週間事業講演 2回 1. 「ディズニーアニメのヒロインから考える現代の女性像～メディアの女性の描き方を考える～」参加者19人 託児7人 2. 「わたしも大事・あなたも大事～知っておこうDVのこと～」参加者13人 託児5人</p> <p>○DV被害者等のための自立支援講座 Do it! ここからはじまる。2019～わたしのトリセツ～ 1. 「アロマセラピーでココロとカラダ、わたしを整える」 2. 「知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～」 3. 「モラハラ、発達障害～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～」 4. 「わたしのチカラ発見！～セルフディフェンス～」 5. 「フェイスエクササイズで気持ちをUP!」 計5回 参加者 延べ79人 託児 延べ17人</p> <p>○【第12回パリテまつり】 2/10から2/21まで実施の間、講演会1回、講座6回、体験会4回開催した。</p>	<p>男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催する中で、講座内容について多くの方々知ってもらおう工夫をする。受講者の自主活動につながるような支援の仕方を引き続き考える。</p>
B	<p>情報誌パリテを10月と2月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。</p> <p>男女平等推進センター企画運営委員会の市民委員により、市民が読みやすい、目を引く構成にすることを主眼として、表紙等の色の選定やイラストについて検討したり、見出しの文章やコーナー等の構成を行い、分かりやすい文章表現を心がけて編集を行った。特集記事について、「高齢女性の貧困を考える」・「セクシャリティはグラデーション」とし、一部の人の問題ではなく、市民全般に現状を伝え、課題を知ってもらおうきっかけとして掲載した。</p> <p>また、中学生全員に配布していることから、特に中学生にもわかりやすい内容となるよう、留意して編集を行った。</p>	<p>情報誌パリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行う。また、中学生全員に配布していることから、中学生への情報配信を引き続き行う。</p>

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組計画	
212	IV-2	①男女平等推進センターパリティのホームページでの情報の提供	ホームページでパリティの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課	男女平等推進センターの事業をホームページに掲載し、情報の提供と男女平等に関する意識啓発を行う。	
213		(3)	②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。また、ホームページを通じて図書、資料に関する情報を積極的に発信し、利用促進を図ります。	協働コミュニティ課	男女平等に関する資料の収集及び図書の購入や図書コーナーの配置や資料の配架などの工夫を図り、また、ホームページに蔵書リストを掲載し、貸し出しの促進を図る。
214		(4)	①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリティまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。	協働コミュニティ課	パリティまつりで参加団体を募り、男女平等参画に関する市民、団体等の活動を支援する。
215	IV-3	(1)	①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課	西東京市男女平等参画推進委員会を開催する。
216		②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課	男女平等参画推進委員会を設置し、毎年度「男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書」を作成する。	

担当課評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題
B	男女平等推進センターの実施事業をホームページに掲載する他、「情報誌パリティ」や男女平等参画推進委員会で作成した、「男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書」、「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」や「TOKYO働き方改革宣言企業」制度などの情報をホームページで提供した。 情報誌パリティ24号において、セクシャルマイノリティについて特集し、市民への啓発を行った。	引き続き、見やすく、充実した情報の提供に努める。
A	各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるような環境を常時整備している。また、男女平等推進センター内に絵本コーナーを設置するなど工夫した。男女平等参画に関する図書の紹介として、「パリティライブラリーニュース」を発行し、市内関係部署や施設に配布した。HPにおいてもライブラリーニュースの他、新着図書を掲載した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。 今年度68冊の貸し出し用図書等を増加した。 結果現在の蔵書1359冊(内ビデオ53本) ○28年度貸出し 132冊 ○29年度貸出し 118冊 ○30年度貸出し 234冊 ○31年度貸出し 196冊	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。
A	24人の実行委員と23の参加団体により、「一人ひとりの人権が尊重される社会へ」をテーマにして、第12回パリティまつりを開催した。来館者は671人であった。 主な内容 ○講演会 「世界が目指すジェンダー平等社会：日本は?」、講師：大崎麻子さん(国際協力・ジェンダー専門家、関西学院大学客員教授) 参加人数83人(託児0人) ○講座 回数：6回、参加人数：201人(託児18人) ○体験会 回数：4回、参加人数：57人(託児2人) ○パネル・作品展示 ○喫茶・軽食・手作り雑貨・生花販売、イートイン休憩コーナー	パリティまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。
A	男女平等参画推進委員会を合計7回開催した。主な議題は第4次男女平等参画推進計画・第2次配偶者暴力対策基本計画・女性の職業生活における活躍推進計画の評価方法についてと、第3次男女平等参画推進計画・偶者暴力対策基本計画5カ年実績総評価報告書(平成26年度から30年度)についてで、いずれについても活発なご意見をいただき、臨時会も開催した。	引き続き、男女平等参画推進施策の推進に関する事を審議、検討していく。また、委員会の内容については、ホームページで公開していくとともに、会議資料なども情報公開コーナーに設置し、閲覧できるようにする。
A	平成30年度評価(平成31年度実施)は、「第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績5カ年総評価報告書(平成26年度から30年度)」として取りまとめ、市長へ報告した。 次期計画の評価方法については、各課に対する評価を行いつつ、施策全体の進捗が把握できるよう、検討した。	引き続き、評価を行う。また、評価報告書は、ホームページで公開していく。



## 西東京市男女平等参画推進委員会評価





西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-Ⅰ	男女の固定的性別役割分担意識の解消（★重点課題）
施策（１）	男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供
事業	①情報誌パリテの発行と配布
	②情報の提供
	③パリテまつりの開催
担当課	協働コミュニティ課・秘書広報課・公民館・図書館

施策全体についての評価

男女平等意識の啓発・浸透のため、様々な情報発信・提供が行われていることがわかり、大いに評価したい。今後は、情報のアクセシビリティを一層向上させ、さらに幅広い世代、属性の人々に向けて発信してほしい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	「パリテ」の配布や講座の開催等、多様な形で情報提供を行い、また様々な世代に男女平等意識の浸透を図っている点を評価する。ただ、市HPのパリテ等の情報掲載に関しては、その存在を知らない人々に対し、もっとアクセシブルになると良いと思う。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							
秘書広報課	②	積極的に情報発信を行っている点を評価する。しかし、市報やホームページ、SNSの活用に対して市民の評価や反応はどうか、課題の把握をもっと期待したい。	総合評価				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							
公民館	②	広く情報提供が行われていることを評価する。公民館の利用者は、世代など属性がある程度固定化しているように思うので、普段利用しない層へのアピールを期待する。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							
図書館	②	男女共同参画週間に行われた関連資料の展示貸出以外にも何か検討してほしい。ひばりが丘図書館以外の図書館での展示も期待したい。また、「具体的な事業」と「次年度の課題」が全く同じ内容になっているので、更なる工夫を望む。	総合評価				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
C							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-Ⅰ	男女の固定的性別役割分担意識の解消（★重点課題）
施策（２）	男女平等に関する学習機会の提供
事業	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催
	②資料の収集と図書の貸し出し
担当課	協働コミュニティ課・子ども家庭支援センター・公民館・図書館

施策全体についての評価

講座の参加者を増やす工夫が多々見られ、成果につながっている点を評価したい。新たな参加者を呼び込む一層の工夫を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	講座に関して、女性対象のテーマが多いように思うので、一部、男性の参加を促すようなテーマの検討を期待する。「受講者の自主活動につながるような支援の仕方を考える」という視点を評価する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
子ども家庭支援センター	①	父親と乳幼児が遊べる機会を利用しやすいように工夫を重ねている点を評価する。一般的に、母親に比べ、父親同士の交流の場が少ない傾向にある。シングルファザーも含め、父親が参加しやすいように一層の工夫を期待する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
公民館	①	社会との関わりが薄くなってしまいう育児期や高齢期の女性たちにとって、講座が社会とのかかわりを取り戻すきっかけとなった点を評価したい。男性の参加をもっと増やす工夫を期待したい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
図書館	②	資料収集および提供に工夫を加えている点は評価できるが、課題の把握及び更なる取組を期待したい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
課題把握							
			C				

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-Ⅰ	男女の固定的性別役割分担意識の解消（★重点課題）
施策（3）	メディア・リテラシーの普及・啓発の推進
事業	①情報誌パリティや講座等によるメディア・リテラシーの普及・啓発の推進
	②市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底
担当課	協働コミュニティ課・秘書広報課

施策全体についての評価

市報や市発行物における表現について、男女平等ガイドライン事例集を定型文に記載し、周知に努めたことは評価に値する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	メディアリテラシーについて学ぶ講演会を実施し、他の講座等でも情報提供をできるように、会場に関連図書を設置、案内を行ったことは評価したい。 また、市報や市発行物における表現において、男女平等のガイドライン事例集について、各課周知したことを評価したい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
秘書広報課	②	市報・ホームページ等における表現については、ガイドラインを活用し、担当課と調整を図り、情報発信に努めたことを評価したい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
A							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標1	人権の尊重
課題1-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進
施策(1)	<b>男女平等参画推進のための教育・学習の実施</b>
事業	①男女平等の視点にたった名簿等の活用
	②固定的な性別役割にとられないキャリア教育の実施
	③学校等における男女平等教育の実施
	④保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介等
担当課	教育指導課・協働コミュニティ課・保育課・児童青少年課・図書館

施策全体についての評価

男女平等の視点による「男女混合名簿」の統一、保育園・児童館の図書(絵本)の充実等評価したい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
教育指導課	①②③	再三改善点等で指摘した「男女混合名簿」を統一したことについて評価したい。また職場体験においても性差関係なく体験したことも評価したい。「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修等教員の男女平等意識や人権意識の向上に努めていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
協働コミュニティ課	③④	情報誌「パリテ」を全中学校生徒向けに配布し、男女平等参画の意識啓発を行ったことを評価したい。保育園・児童館への男女平等に関する絵本・児童書の紹介、センター内の絵本コーナーの設置等、引き続き実施をお願いしたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
保育課	④	乳児連れの親子に読み聞かせ等を通じて図書の紹介等を行ったことについて評価するとともに、男女平等の視点を持った図書の情報把握・共有に努めていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
児童青少年課	④	「パリテライブラリーニュース」の掲示・配布を評価したい。引き続き男女平等の視点を持った絵本等の紹介、啓発活動に努めていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
図書館	④	「夏休みすいせん図書」を継続して、関係図書の選定・掲載に努めていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
課題把握							
A							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標1	人権の尊重
課題1-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進
施策(2)	多様な性・多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり
事業	①学校における人権教育の実施
	②多様な性や生き方に関する理解の促進
	③情報誌パリティの発行と配布(再掲)
	④国際交流等行事の実施
担当課	教育指導課・協働コミュニティ課・文化振興課

施策全体についての評価

学校における人権教育の充実、情報誌「パリティ」の発行による市民の男女平等意識の定着等、評価に値する。様々な機会を捉えて情報発信を行う取組を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
教育指導課	①	各学校における人権教育の計画・指導計画のさらなる改善、人権教育を評価したい。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
協働コミュニティ課	②③	情報誌「パリティ」の発行により、市民の男女平等意識の定着を図ったことを評価したい。引き続き様々な情報提供をお願いしたい。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
文化振興課	④	「西東京市多文化共生センター」において、日本人に対し多国籍市民の外国籍市民支援活動先の紹介等に取り組んだことは、評価したい。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
			課題把握				
			A				
			課題把握				
			A				

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標1	人権の尊重
課題1-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進
施策(3)	保護者・保育士・教員・地域団体等の男女平等意識の啓発
事業	①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布
	②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発
	③男女平等教育を推進するための教員の研修の実施
	④民生委員・児童委員や地域の団体等への啓発
担当課	子育て支援課・保育課・児童青少年課・教育指導課・地域共生課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

各対象者それぞれに対し、資料提供や講座内容の工夫、外部研修の活用により、男女平等の意識醸成を図っていること、および関係者間の連携を進めていることは評価できる。今後は、事業遂行後の成果と課題をより具体的に把握することにより、次年度の事業展開に活かされたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
子育て支援課	①②	子育ては男女が共に関わるという視点で、子育て情報誌が作成されている点は評価する。ただ、現状では女性が中心の世界なので、男性をエンパワーするサークル情報などの掲載に期待したい。 幼稚園教諭の資質の向上のための研修参加費補助は意味のある事業であるが、各園の研修内容が異なり、資質向上が教育基本法第2条（男女の平等を重んずること）の順守につながるという解釈は、男女平等意識啓発という事業としては、不十分ではないかと思われる。	総合評価				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
保育課	②	研修内容や各園でのOJTについて、「男女平等意識の啓発」という視点での事業実施の結果、どのような効果が見られたか概要の記載とそこから見えた課題の記載が必要である。実際には、「一人一人の違いを尊重し、その子らしい育ちを大切にする」というガイドラインの実施が志向されているようだが。	総合評価				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
児童青少年課	②	学童指導員研修において、男女平等の意識に基づいた指導内容が組み込まれ、業務に反映できたことは評価できる。指導員の入れ替わりもあり、事例研修を超えて男女平等についての研修に踏み込めていない状況が課題であるという認識が次のアクションにつながることを期待する。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
A							

教育指導課	③	「人権教育プログラム」をもとに男女平等意識に基づいた教育の研修を展開するのであれば、家庭科にこだわることは視野を狭められる。プログラムの全教員配布、および理解促進については評価できるが、教育実践につながる研修を工夫されたい。	<b>総合評価</b>			
			A			
			計画内容			
			B			
			執行状況			
			A			
課題把握						
B						
地域共生課	④	民生委員は交替していくことから、継続的に意識の醸成を図っていくことが重要だという問題意識の元、外部研修の活用は評価できる。より理解を深めるために、座学のみでなく参加型研修を工夫されたい。	<b>総合評価</b>			
			A			
			計画内容			
			A			
			執行状況			
			A			
課題把握						
A						
協働コミュニティ課	④	情報誌「パリテ」を核にした意識醸成、および地域各団体との連携の広がりには評価できる。「パリテ」を配布するのみでなく、内容理解が深まるよう、地域ごとに出席講座をするなども検討されたい。	<b>総合評価</b>			
			A			
			計画内容			
			A			
			執行状況			
			A			
課題把握						
B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（★重点課題）
施策（１）	<b>暴力の未然防止と早期発見</b>
事業	①講演会やパンフレット等による啓発
	②デートDV防止の啓発
	③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

講座や資料配布などが内容も対象者もよく考えられており、さらに関係者間の連携も図られており、効果的な事業遂行ができています。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	多様な場所や機会を活用してのDVに関わる資料の配布、適切な講座企画と実施、相談窓口と関係機関との連携等、積極的かつ効果的な事業実施を評価する。今後もより広範で適切な対象者に向けての資料配布や講演会実施等に努力されたい。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
A							



西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（★重点課題）
施策（２）	相談窓口の充実
事業	①相談窓口の周知と情報の提供
	②女性相談の実施
	③一人ひとりの状況に応じた相談の実施
	④男性相談のあり方の検討
担当課	協働コミュニティ課・生活福祉課・子育て支援課・子ども家庭支援センター・健康課

施策全体についての評価

西東京市第2次配偶者暴力対策基本計画の重点施策を踏まえて推進体制の進めているように見受けられる。しかしながらDV被害者支援は様々場面での柔軟な対応と切れ目のない支援が必要とされる。このことを念頭に推進体制づくりをしているように見受けられ評価できる。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③④	DV被害を受けている人に安心して相談できる場所があることを周知し、第4次計画の目標値50%を目指し、DVは相談することが解決の一步と周知された。現相談体制としては充実しているので今後も更なる充実と切れ目のない支援体制を期待する。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
生活福祉課	③	個別ニーズに合わせた相談体制に取り組んでいることが伺える。状況に応じてはメール等での相談SNSによる相談の必要性も出てくる。また外国籍の方の相談に関しては、外国語サポーターに応援を頼むなど引き続ききめ細やかで柔軟な対応に期待する。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
子育て支援課	③	ひとり親家庭が増えている状況の中、相談件数も増えていることはより良い支援ができていると評価できる。さらに情報提供がよりスムーズに行えるようになることを期待したい。子どもの虐待の早期発見、相談体制の充実を図ることを期待する。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
子ども家庭支援センター	③	DVセンターとの連携には更なる充実を期待する。DVと子どもの虐待は同時に家庭内で起きていることが多い。そのためには支援者の相互理解を踏まえ、ケースカンファレンスは欠かせない。支援体制を多方面から検討し、よりよい連携体制を期待する。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
健康課	③	個別のニーズに即した支援体制を評価するとともに専門職の配置に対応力を上げたことに今後期待がもてる。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			課題把握				
			B				

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標 1	人権の尊重
課題 1-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (★重点課題)
施策 (3)	<b>被害者の安全の確保と自立への支援</b>
事業	①緊急一時保護の実施
	②民間支援団体との連携
	③一人ひとりの状況に応じた関係部署間の連携による支援と情報の提供
	④被害者への自立支援の実施
担当課	協働コミュニティ課・健康課・生活福祉課・子育て支援課

施策全体についての評価

DV被害者支援は継続的な支援と他機関、庁内の連携体制の下でのケースワークが必要となる。この点を踏まえて、総体としてきめ細かい配慮をしての支援体制が見受けられる。今後は庁内におけるマニュアルを作成し、よりスムーズな支援体制を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③④	生きづらさは、女性・男性を問わない。そのために男性相談の必要性があり、どう庁内で連携し実現するかを検討していただきたい。と同時にLGBTに対しての相談窓口もできることを期待したい。緊急一時保護に対しては民間シェルター等利用しやすい体制づくりを検討し、DVから抜け出す第一歩と位置付けよりよい支援体制を望む。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
健康課	③	DV被害者の親子は孤立しがち。また、心のケアを必要としている場合も多々ある。このことを視野に入れて、個別のニーズに即した支援を期待したい。特にDV被害者のメンタル面でのサポートはそれぞれの関係機関と連携を図りながら中長期的な支援体制の実施が望まれる。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
生活福祉課	③	DV被害者の支援体制として経済的な側面でのサポートは欠かせない。一人一人のニーズを踏まえ、必要な支援が受けられるようにきめ細かい配慮を期待する。特に家庭相談員の役割は大きく、他機関、庁内での連携を密にしながら自立に向けてのサポートを期待する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
子育て支援課	③	家庭の中でDVと子どもの虐待は表裏一体の関係にある。DV家庭においては子どもは最大の被害者であるが自らSOSを上げにくい。虐待の早期発見の要である子育て支援課においてDV相談と更なる連携を深め、虐待の早期発見を目指したい。このことで親子とも楽になる視点でのサポート体制を組めるよう期待する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
A							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標1	人権の尊重
課題1-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（★重点課題）
施策（4）	市の体制整備に向けた取り組みの強化
事業	①職員研修の実施
	②相談員の資質向上とメンタルケア
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

配偶者暴力被害者支援担当者会議を活用したワークの実施などを評価します。庁内相談窓口職員が参加しやすい研修、情報提供の場をさらに検討、実施いただきたい。 相談員の資質向上は、被害者支援の適切な対応の重要な要素なので、有効な取組を期待する。	<b>全体評価(年度)</b>				
	<b>R1</b>	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	庁内相談窓口職員に対して、平成30年度のDVの基礎研修に続き、令和元年度はワークを用いた研修と、内容も工夫されている点を評価する。 相談員の資質向上とメンタルケアにスーパーバイズを年5回実施し、東京都主催のスーパーバイズに参加していることを評価します。相談員の要望も聞きながら、引き続き取組を進めていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
A							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-3	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（★重点課題）
施策（5）	関係機関との連携強化
事業	①庁内関係各課との連携の強化
	②各種関連機関・専門家との連携の強化
	③配偶者暴力相談支援センター機能の検討
担当課	協働コミュニティ課・関係各課

施策全体についての評価

配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議などを通じて、庁内関係各課との連携を図られていることを評価します。配偶者暴力相談支援センター機能を検討しつつ、DV被害者の相談から自立まで、切れ目のない支援への取組を強化いただきたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	<p>庁内関係部署と連携強化に継続的に取り組んでいることを評価したい。</p> <p>平成31年4月に都内で新たにひとつ配偶者暴力相談支援センター機能整備されたので、参考にされたい。また、東京都の関連施設で配偶者暴力相談支援センター整備機能等に関する質問・相談を受け付けているので活用し、ワンストップサービスの提供が行える体制、配偶者暴力相談支援センター機能についての検討を進めていただきたい。</p>	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
			課題把握				
B							
関係各課 (下記の各課)	②	<p>各課ともに配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加され、連携を図られていることを評価する。</p> <p>生活福祉課のウィメンズプラザの研修などに参加し、DVの基礎知識を再確認するなどスキルアップに務められている点、子ども家庭支援センターも出前講座や虐待防止支援員養成講座の開催の中で、DVや夫婦喧嘩が児童に対する心理的虐待にあたることを丁寧に取り上げている点を評価する。</p>	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
			課題把握				
A							

(市民課・保険年金課・健康課・生活福祉課・高齢者支援課・障害福祉課・子育て支援課・保育課・子ども家庭支援センター・学務課)

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-4	男女平等を阻む暴力の防止（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）
施策（1）	<b>暴力の防止に向けた意識啓発</b>
事業	①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供
	②市内事業所への意識啓発
	③暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修
担当課	協働コミュニティ課・職員課・教育指導課

施策全体についての評価

教える立場にある方々が研修を受け、男女平等を意識する事で次世代へ伝えられる仕組みがある事を高く評価する。市民への啓発をより広く多く届けて頂きたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	講座の開催や図書の実等で学習機会が提供されている事を評価する。多岐に渡り、都や他市と連携して事業を行っている事も高く評価出来る。全職員に研修を行う工夫が必要。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
職員課	③	様々な部署の職員が自分の良いタイミングで研修を受けられるe-ラーニングは、時代に合った取組だと評価する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
教育指導課	③	毎年度研修を行い、役職者や初任者に啓発している事を評価する。課題にもある通り、より充実した研修を期待する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
課題把握							
A							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-4	男女平等を阻む暴力の防止（セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等）
施策（２）	<b>暴力の被害者に対する支援</b>
事業	①相談の実施
	②女性相談の実施(再掲)
	③緊急一時保護の実施(再掲)
担当課	教育支援課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

関係機関と連携されている事は市民の安心材料となる。必要とされる市民が相談窓口の場所や、どのような支援を受けられるのかを今後も広く周知されたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
教育支援課	①	関係機関の連携が取れている事を評価する。課題も分かっているので、今後の対応がよりスムーズになる事を期待する。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
協働コミュニティ課	②③	複数箇所相談できる窓口を設けられ、多数対応されている事、情報誌パリティ等でも女性相談を周知されている事を評価する。該当者への対応も良かった。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			課題把握				
			A				
			A				

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-5	性と生殖に関する健康支援
施策(1)	からだと性に関する正確な情報の提供
事業	①発達に応じた性教育の実施
	②性と生殖に関する健康支援情報の提供
担当課	協働コミュニティ課・健康課・教育指導課

施策全体についての評価

難しい事業である事は理解するが、早急に幼児・児童・生徒に正しい知識をどのように提供すべきかを具体的に示して頂きたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	性の多様性を啓発する取組、パリテまつりや情報誌パリテの記事作成に当事者団体が参加された事を高く評価する。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの掲示がパリテに来所した市民しか気付かない事が残念。多くの市民に啓発されたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
A							
健康課	①②	幼児期から自分のプライベートゾーンが大切であることを保護者だけに任せるのではなく、保育園・幼稚園などの施設で教えるよう指導できるのではないか。各事業に参加された市民に対し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを意識して取り入れて欲しい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							
教育指導課	①	都の「性教育の手引き」を参考にし、各学校に指導されているが、課題である成果についての振り返りが大切ではないか。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅰ	人権の尊重
課題Ⅰ-5	性と生殖に関する健康支援
施策(2)	性差に応じた健康支援
事業	①女性専門外来に関する情報提供
	②女性・男性特有の病気に対する予防と検査の実施
担当課	協働コミュニティ課・健康課

施策全体についての評価

相談の対応を個別に行われ、情報を提供し外来受診に繋がられている一連の流れが出来ている事を評価する。若年層への啓発も同時に期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	個別対応され、女性専門外来受診に繋がられている事を評価する。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
健康課	①②	デリケートな領域になるので講座の開催自体が難しいのではないかと感じる。現状の執行と共に、課題である情報の集約に期待する。検診等で該当の年齢の市民に対し受診を促している事を評価する。	総合評価				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			課題把握				
			B				
			課題把握				
			A				



西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-1	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進（★重点課題）
施策（1）	審議会・委員会等への女性の積極的登用
事業	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上
	②審議会・委員会等に参画しやすい環境整備
担当課	協働コミュニティ課・関係各課

施策全体についての評価

各審議会、委員会の女性委員の構成割合を40%以上にするというのは極めて形式的で明確な達成目標であるため、それを超えているところとそうでないところは一目瞭然である。各委員会等の事情によりこの目標達成が難しい、数値にとらわれ過ぎるのはよくないという意見もそれぞれ理解できるが、まだ男性優位の状況が続いている今の段階では、この数的目標をいかに達成できるかに注力していただきたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	各種委員会における女性委員の占める割合40%は優に達成しており、これも登用に向けた意識に加えて、女性参画を促すための各配慮の成果であると思われる。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
関係各課 (下記の各課)	①②	各審議会や委員会の構成について、それぞれの事情があるため、形式的に女性委員比率40%を達成できない場合もある中で、女性委員比率向上・男女構成比の適正保持の意識は継続していただきたいことと、女性が参加しやすい日時の設定や（預かり保育等の）環境整備に努めて頂きたい。	総合評価				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
			B				

（企画政策課・情報推進課・総務課・公共施設マネジメント課・契約課・危機管理課・保険年金課・健康課・地域共生課・高齢者支援課・障害福祉課・子育て支援課・文化振興課・スポーツ振興課・産業振興課・環境保全課・ごみ減量推進課・交通課・下水道課・教育企画課・学務課・社会教育課・公民館・図書館・選挙管理委員会）

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-1	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進（★重点課題）
施策（2）	人材に関する情報の収集と人材の養成
事業	①地域における女性のロールモデルの発掘と登用
	②リーダー養成講座の実施
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

各種講座を実施し、地域における男女平等参画の視点を持ったリーダーとの関わりを作っていることは評価に値する。今後は更なる広報を行い、市民に取組を発信することを期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	女性起業者の紹介や、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講座、女性防災士による防災講座を実施したことはおおいに評価できる。講座を受講した人数を明示することや、更なる広報の拡大を行うことで、今後も引き続き積極的にリーダーの発掘、養成、活用に繋げていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-2	地域活動における男女平等参画の推進
施策(1)	<b>女性リーダーの育成と参画の促進</b>
事業	①地域リーダーの機会均等の支援
	②地域を担う女性リーダーの育成
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

多世代のリーダーが活躍するためのきっかけを提供していることを評価する。 今後はより具体的な数値を示しながら目標を設定されることに期待したい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	"パリテまつり"での講座や次世代の女性リーダー育成の取り組みは評価に値する。より広く、多くの市民に広報すること、参加者の具体的な世代や人数を明示し、調査することで今後に繋げていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
C							

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-2	地域活動における男女平等参画の推進
施策(2)	地域活動等への男性の参画の促進
事業	①男性を対象とした男女平等参画講座の実施
	②地域活動、ボランティア、NPO等の情報提供と参加促進
担当課	協働コミュニティ課・地域共生課・児童青少年課

施策全体についての評価

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、男性を対象にした様々な企画と執行状況には好感が持てる。引き続き興味の持てる事業が行われることに期待したい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった講座もあったが、企画自体には期待が持てる。更なる参加者の増加が見込めるよう講座の内容精査に期待したい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			C				
課題把握							
A							
地域共生課	②	実施の日時や広報を工夫されたことは評価する。具体的な成果を検証し、今後の課題へとつなげることを期待する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							
児童青少年課	②	目標に向かい、事業、執行状況、課題の把握が行われていることはおおいに評価できる。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
A							

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-2	地域活動における男女平等参画の推進
施策(3)	市民活動団体との協働
事業	①市民活動団体への男女平等に関する学習機会の提供
	②男女平等参画の視点をもった市民活動団体との協働事業の実施
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

施策に対して事業が成果を出していることはおおいに評価できる。今後、更に多くの市民活動団体との連携を深めていくことを期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	様々な市民活動団体と協働し、“パリテまつり”は年々盛況となっている。引き続き、協働事業を開催されることと、新規団体との連携を創出することに期待したい。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-3	男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進
施策(1)	防災対策における女性の参画拡大
事業	①防災会議における女性の参画
	②防災市民組織における女性の参画とリーダーの育成
担当課	危機管理課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

防災会議における女性の登用率が上がりにくい実態に変わりはないが、女性団体の代表を委員に任命していることは今後に繋がると思いたい。市民の防災意識向上に向けて、危機管理課・協働コミュニティ課が密に連携をとりながら、より多くの市民を守るための働きかけを推進されたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
危機管理課	①②	防災について、市民の意識向上に努めたことは評価に値する。一方で、防災会議における男女比率の問題は依然として残る。委員の任命の仕方はすぐには変わらないと思うが、今後も意欲のある女性リーダーの発掘と女性の意見を確保するための取組作りを検討されたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
C							
協働コミュニティ課	②	自衛隊や女性防災士による地域防災の重要性を啓発したことは評価に値する。今後も引き続き女性リーダーの必要性を啓発することと、より多くの市民の防災意識を高めるための事業展開を期待する。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							

基本目標Ⅱ	地域における男女平等参画の推進
課題Ⅱ-3	男女平等参画の視点による防災・減災のまちづくりの推進
施策(2)	<b>男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進</b>
事業	①避難施設運営組織における女性の参画
	②災害時要援護者の支援
	③男女のニーズに配慮した避難物資の整備
担当課	協働コミュニティ課・危機管理課・教育企画課

施策全体についての評価

防災・減災に向けて危機管理課が関係課や民生委員、避難所運営協議会と連携し、様々な取組を行っていることは評価したい。いつ災害が起こるか予測ができないことや災害が大規模化する中で、より市民が安心して生活できるよう体制強化をされたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	避難施設運営への女性参画を訴える講義を行ったことは評価できる。より多くの女性が自分のこととして実感できる事業を展開していただきたい。また、避難施設運営において主体的に行動できる女性リーダーの育成にも引き続き努めていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
危機管理課	①②③	男女双方の視点、要援護者支援の視点に立った各種訓練やセミナー等の企画立案・実施・評価をしていることは評価できる。広報を通じてより多くの取り組みを市民向けに発信することを期待したい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
教育企画課	①	課題に対しての執行状況を踏まえて、次年度への課題が考えられている。一方で、配慮が必要な方への避難計画については検討だけではなく方向性を明示していただきたい。危機管理課と連携して課題解決されることを期待する。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
			B				

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（★重点課題）
施策（1）	<b>ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供</b>
事業	①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発と情報の提供
	②多様な働き方に関する情報の提供
担当課	協働コミュニティ課・産業振興課

施策全体についての評価

施策については、積極的に取り組んでいる。しかし、事業評価について触れられていないため、効果があったのかなかったのかの評価をしっかりとする必要があります。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	施策は行っているため、質の向上が重要だと思われる。セミナー後は、出席者の満足度、人数の向上、年齢層の分析などを行い検証が必要。ガイドブック等の配布、設置については、どのくらい受け取ってもらえているか、効果はどのくらいあったのかなどの検証をしてもらいたい。また、今の時代だからこそ、SNSを活用した情報配信を検討いただきたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
			課題把握				
B							
産業振興課	①②	具体的な取り組みは評価できるが、担当課計画にある「市民のニーズに応えるため」が、このニーズの把握方法についてどのようにして行っているかが不明。ニーズの把握は計画や執行内容、今後の課題に深く関わるため、明確化する必要がある。また、ガイドブック等の設置については、どのくらい受け取ってもらえているか、効果はどのくらいあったのかなどの検証をしてもらいたい。また、今の時代だからこそ、SNSを活用した情報配信を検討いただきたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
			課題把握				
C							



西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（★重点課題）
施策（2）	ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた事業所への働きかけ
事業	①市内事業者団体に対する情報の提供
	②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介
	③公共調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進（新規）
担当課	協働コミュニティ課・契約課

施策全体についての評価

事業者団体への働きかけは難しいが、重要な取組のため、まずは、実現が可能な範囲で目標スケジュールを立て、実行していくのはどうか。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	C				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	ワーク・ライフ・バランス等へ取り組む企業が評価される仕組み作り→企業への情報提供、働きかけ→ワーク・ライフ・バランスの取れた優良企業への紹介の流れと思われる。まずは、評価される仕組み作りの働きかけを期待する。	<b>総合評価</b>				
			C				
			計画内容				
			C				
			執行状況				
			C				
契約課	③	ワーク・ライフ・バランスにおける、企業の役割は重要度を増している。企業がワーク・ライフ・バランスの取組を推進しやすい環境づくりを検討し、いち早く実行してもらいたい。まずは、実現が可能な範囲で目標スケジュールを立て、1歩でも前進することを望む。	<b>総合評価</b>				
			C				
			計画内容				
			C				
			執行状況				
			C				
課題把握							
			C				

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進
施策（1）	<b>女性の就労及びキャリア形成支援</b>
事業	①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供
	②保育付き女性の就労準備講座等の実施
	③働く女性のキャリア形成支援
担当課	産業振興課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

施策については十分行われているが、行った後の振り返りを部分に若干の不安がある。“ニーズ”はすぐに変化するため、しっかりと把握されることを期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
産業振興課	①②	Ⅲ-1（1）同様、具体的な取組は評価できるが、担当課計画にある「市民のニーズに応えるため」が、このニーズの把握方法についてどのようにしているかが不明。ニーズの把握は計画や執行内容、今後の課題に深く関わるため、明確化する必要がある。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
協働コミュニティ課	②③	計画、執行は非常に評価できる。しかし、課題に対しては、同じことを続けていくとある。計画、執行に対してしっかりと分析し、効果があったのであれば問題はないが、振り返りの部分が抜けている懸念がある。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進
施策（2）	市内の事業所における女性の活躍の推進
事業	①女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

情報提供、普及啓発が実施されている。今後はより実効性を高めるための施策についても検討されたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	引き続き市内企業、事業者に対し情報提供を行うとともに、今後はより事業効果を高めるため、産業振興課との連携により事業者等に直接的に働きかける事業の企画、検討も必要かと思われる。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進
施策（3）	女性農業者への支援
事業	①家族経営協定の普及
	①女性農業者の支援
担当課	産業振興課

施策全体についての評価

引き続き事業を推進されることを期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
産業振興課	①②	家族協定の締結により女性の経営参画をさらに進める。また、多くの女性農業者の交流の場が提供されるよう、引き続き取組を進められたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-2	経済活動における女性活躍の推進
施策（4）	<b>女性の起業、コミュニティビジネス等への支援</b>
事業	①起業に関する支援と相談の実施
	②NPO法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会の提供
担当課	産業振興課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

女性の起業や新たなビジネスへの参加の促進に取り組まれている。今後は商工団体等との連携を強化するなどにより事業効果が高まることを期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
産業振興課	①	起業、創業に関する相談、情報提供や創業スクールなどの取組が実施されている。引き続き女性をはじめとした創業の支援を行うとともに、東京都などが実施する創業支援策の活用なども併せて推進されたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
協働コミュニティ課	②	様々な事業、イベント、講座等に実施、情報提供や学習機会の提供により市民協働の活動が推進されている。今後も女性活躍推進の視点を重視した地域活性化の取組を推進することを期待する。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-3	男性の家事・育児・介護への参画促進
施策（1）	<b>男性の家事・子育てへの参画促進</b>
事業	①男性向け家事・育児に関する情報の提供
	②男性の育児休業取得の啓発
担当課	協働コミュニティ課・健康課・公民館・職員課

施策全体についての評価

市民及び庁内職員に向けて男性の家事、育児への参加に関する情報が、様々な機会を通じ提供されている。今後は事業効果を検証するなどによりさらに事業が充実されることを期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	男性を対象とした講座の開催など着実に事業が実施されている。引き続き市民のニーズの把握に努め講座内容を充実させていくとともに、男性の育休取得促進等について、市内企業、事業者等に向けて普及啓発を進められたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
健康課	①②	様々な機会を活用して情報提供が行われている。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
公民館	①	計画に沿った男性の家事、育児への参加をテーマにした講座が開催されている。引き続き市民のニーズの把握に努め、普及啓発に努められたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
職員課	②	庁内職員向けに様々な媒体により情報提供が行われている。引き続き男性職員の育休取得促進を進められたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			<b>課題把握</b>				
			A				

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-3	男性の家事・育児・介護への参画促進
施策（2）	<b>男性の介護への参画促進</b>
事業	①介護休業取得の啓発
	②介護講座の開催
担当課	協働コミュニティ課・職員課・高齢者支援課

施策全体についての評価

要介護者が増える中、介護休業取得率は相変わらず低く、介護を理由とする女性の離職率も高い。庁内における介護休業取得が進むことにより民間企業や地域の事業所の職場環境に良い影響が与えられることに期待するとともに課同士で連携を図り講座開催時には周知・宣伝に力を注がりたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	講座開催を評価する。稼働年齢層の男性が興味を引くような講座のネーミングやキャッチフレーズ、また土曜・日曜開催や動画配信を検討されたい。ポケット労働法の配置の仕方について、ポップの使用など、より多くの人の目に留まり手元に届くよう工夫されたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
職員課	①	執行状況から介護休暇取得に有効な取組がなされていることを評価する。引き続き介護休暇・介護休業を必要とする職員への対応や啓発の促進に努められたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			A				
高齢者支援課	①②	相談窓口の周知、介護休業法の紹介等の啓発に取り組み、窓口における相談件数が増えることに期待する。在宅介護教室の開催については引き続き継続されたい。	<b>総合評価</b>				
			C				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			C				
課題把握							
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-4	子育てへの支援
施策（1）	子育て支援サービスの充実
事業	①子育てに関する相談の実施
	②保育サービスの提供
	③子育て家庭に対する経済的な支援
担当課	健康課・地域共生課・子育て支援課・保育課・児童青少年課・子ども家庭支援センター・学務課

施策全体についての評価

課題が認識され改善策が図られている課が多い。今後支援を必要とする家庭の増加が予想されることから、より一層の課同士の連携構築が望まれる。一歩踏み込んだ取組計画に期待する。	<b>全体評価(年度)</b>				
	<b>R1</b>	R2	R3	R4	R5
	<b>B</b>				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
健康課	①	相談窓口の周知、職員の相談スキルの維持向上に努められていることを評価する。冊子配布を始めとする情報提供はこれから子育てが始まる方や子育て中の方の不安を取り除き和らげることができる。引き続き有用な情報提供やそのあり方に期待する。	<b>総合評価</b>				
			<b>A</b>				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							
地域共生課	①	地域には身近で頼れる民生委員がいることをより多くの世代に知ってもらい活用されるよう継続して周知・広報活動を推進されたい。	<b>総合評価</b>				
			<b>B</b>				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							
子育て支援課	①②③	仕事と子育ての両立の為にも病児・病後児保育の充実は必要不可欠である。引き続き、利用者のニーズや現場の声に耳を傾け施設の運営に携わられるとともにひとり親家庭を始めとする子育て家庭への経済的支援に努められたい。	<b>総合評価</b>				
			<b>B</b>				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							
保育課	①②	各施設とのつながりや関わり方など総合窓口としての機能を果たしている。待機児童対策とともに公私や規模に関係なく誰もが安心してわが子を預けられるよう引き続き地域における保育事業者への巡回訪問・指導助言等を推進されたい。	<b>総合評価</b>				
			<b>A</b>				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							



児童青少年課	①②	芝久保小学校内における学童クラブ開設を評価する。今後イベント開催が難しくなった場合、「こそだてフェスタ@西東京」に替わる新たなイベントの企画にも期待する。引き続き放課後における児童や保護者のニーズ把握、学童クラブの運営整備に努められたい。	<b>総合評価</b>			
			B			
			計画内容			
			B			
			執行状況			
			B			
課題把握						
B						
子ども家庭支援センター	①②	子ども家庭支援センターの機能をより多くの人に知ってもらうための働きかけや虐待防止のためのマニュアル作成、各機関への配布を高く評価する。引き続き支援を要する家庭への適切な支援の提供、研究に加え関係機関とのスムーズな連携システムの構築に勤しまれたい。	<b>総合評価</b>			
			A			
			計画内容			
			A			
			執行状況			
			A			
課題把握						
A						
学務課	③	経済的理由により不安を抱えている家庭に必要な情報が適切なタイミングで行き届くよう引き続き市民サービスの向上に努められたい。	<b>総合評価</b>			
			A			
			計画内容			
			B			
			執行状況			
			A			
課題把握						
A						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-4	子育てへの支援
施策（2）	<b>地域での子育て支援の促進</b>
事業	①子育て支援に関する相談と情報の提供
	②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供
	③子育てサークルの育成と支援
担当課	協働コミュニティ課・子育て支援課・保育課・子ども家庭支援センター・健康課・公民館・児童青少年課

施策全体についての評価

ワーク・ライフ・バランス（WLB）と女性の活躍の推進に紐づけられる施策が多く実施していることは評価できる、今般COVID-19の影響で働き方に変化が生じることは推察できる。引き続き相談や情報提供、サービスの向上など、意識の高い計画の実施を進められたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	継続して実施されたい。 さらに、WLBは子育て中の母親だけでなく、父親や一緒に住む家族も理解し、それぞれお互いの生き方を尊重し合えることも大切である。そのような視点を取り入れた講座を企画実行されたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
子育て支援課	①	継続して実施されたい。 見やすい編集に努め、ハンドブックの存在をより広く周知するよう努められたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
保育課	①②	各5園が工夫をこらしたHPを展開していることは評価するが、WLBに着目した事業がHPからは読み取れなかった。今後その点を意識した事業を実施願いたい。さらに、一時保育は同規模での継続を実施されたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
子ども家庭支援センター	①②③	COVID-19の影響で様々なイベントや事業が実施しづらい状況のためハンドブックの配架先の検討が必要である。ファミサポの活動も企業によってはテレワークが実施されている中、サポートする側が臨機応変で対応できるよう研修の実施など期待する。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							

健康課	①	<p>継続して実施されたい。</p> <p>しっかりと目標をもった事業運営は高く評価する。</p> <p>育休終了後の職場復帰を見据え、地域とのつながりづくりなども含め、今後の事業運営に期待する。</p>	<b>総合評価</b>			
			A			
			計画内容			
			A			
			執行状況			
A						
課題把握						
A						
公民館	①③	<p>継続して実施されたい。</p> <p>しっかりと目標をもった事業運営は高く評価する。</p> <p>育休終了後の職場復帰を見据え、地域とのつながりづくりなども含め、今後の事業運営に期待する。</p>	<b>総合評価</b>			
			A			
			計画内容			
			A			
			執行状況			
A						
課題把握						
B						
児童青少年課	③	<p>継続して実施されたい。</p> <p>各児童館の工夫をより進め、WLBを意識した参加者同士の情報交換の場となるよう意識し実施願いたい。</p>	<b>総合評価</b>			
			A			
			計画内容			
			A			
			執行状況			
A						
課題把握						
B						

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-4	子育てへの支援
施策（3）	ひとり親家庭への支援
事業	①子育てに関する相談の実施(再掲)
	②ひとり親家庭の生活支援
	③ハローワーク等との連携による就業支援
担当課	健康課・地域共生課・子育て支援課

施策全体についての評価

WLBと女性の活躍の推進に紐づけられる施策が多く実施していることは評価できる、今般COVID-19の影響で働き方に変化が生じることは推察できる。引き続き子育て支援へ意識の高い計画の実施を進められたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
健康課	①	東京都 # 7119 # 8000の周知は継続して実施されたい。しかし、冊子だけの周知ではなく、公共施設や病院、商業施設など、様々なところでの周知を工夫されたい。さらに、担当課内での研修は継続して実施されたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
地域共生課	①	民生児童員を身近な相談役として周知を図る場合、地域ごとに決まっている民生児童委員は男性や女性が決まっている。WLBを考えた相談の際は、同性同士で相談しやすいことを考慮して、地域をまたいで同性に相談に乗れるなどの新たな工夫を検討いただきたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
子育て支援課	①②③	継続して実施されたい。 母子・父子への様々な支援を駆使して、生きづらさを感じてる親子をステージに応じて支援出来ていることは高く評価する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
A							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-5	介護への支援
施策（1）	地域での支え合いのしくみづくり
事業	①地域での福祉に関する相談と情報の提供
	②地域でふれあい、ささえあうネットワークの形成
	③NPOや市民活動団体等との協働の推進
担当課	地域共生課・高齢者支援課・障害福祉課・協働コミュニティ課

施策全体についての評価

介護や福祉の充実のため、地域人材の発掘、地域の市民活動団体やNPOへの活動支援とそれらをつなぐネットワークづくりに取り組んでいることを評価する。さらなる情報発信と啓発、連携強化に期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
地域共生課	①②	毎年、民生委員の欠員が生じる中、人材の発掘に尽力し、ほっとネット推進員とともに、地域への情報発信と高齢者への相談対応の向上を図っていることを評価する。今後は計画にある各委員のスキルアップの研修はもとより男女平等参画の視点を意識した研修を継続していくことを期待する。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
C							
高齢者支援課	①②	地域包括センターと地域の関係者とのネットワーク作りの強化を課題に、支え合いネットワークの周知と見守り方法の見直しに取り組んでいる。具体的な周知の方法、見守り方法についての実施をお願いしたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							
障害福祉課	①	障害者への情報提供の充実、相談支援の充実に尽力している。3障害の相談拠点、基幹相談支援センター等と、障害福祉課、相談支援センター、相談支援事業所とのさらなる連携で確実な情報提供と見守り体制の強化を期待する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							
協働コミュニティ課	③	NPOや市民活動団体等の協働の推進のために、ハード面、ソフト面で市民活動の活性化支援に尽力している。4団体のNPO等企画提案事業について内容の成果と課題を検証し次年度への課題を示すことをお願いしたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
C							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進
課題Ⅲ-5	介護への支援
施策（2）	家族介護者への支援
事業	①家族介護者への情報の提供
	②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援
担当課	高齢者支援課・障害福祉課

施策全体についての評価

被介護者への虐待防止を課題としているが、家族介護者の負担軽減のための支援が緊急課題である。虐待防止の啓発活動はもちろんであるが、専門家との連携強化でさらなる支援策を期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
高齢者支援課	①②	被介護者への虐待防止の啓発活動と、専門職・専門機関の連携を強化し家族介護者への支援を行っている。防止キャンペーンのあり方の具体案の提案を期待する。また家族介護者への支援を充実させ負担軽減を図るために、介護者会の周知、効果的な運営を図る具体策の提案を期待する。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
障害福祉課	①	被介護者への虐待防止を課題とし、虐待防止啓発用マスクの配布の実施で虐待防止の啓発を行った。虐待防止啓発の具体的な計画を示し執行状況を検証し課題把握を行うことで次年度は虐待防止啓発の充実につなげていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			C				
			執行状況				
			B				
課題把握							
C							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（1）	庁内推進体制の充実・強化
事業	①庁内の男女平等推進会議の定期的開催
	②関係各課の男女平等施策に関する調整
	③関係部署を対象とした男女平等意識の啓発
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

庁内に向けての男女平等参画に関する情報発信や新人職員への研修など、男女平等意識の啓発に努めていることを評価する。庁内全体で推進体制が充実・強化されるよう、今後の取組に期待する。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	あらゆる施策に男女平等の視点が必要であること（ジェンダー主流化）、政策・方針の決定過程への男女平等参画が必要であること、これらの理解を深めることが重要なので、引き続き庁内各部署の連絡調整を図り、職員の理解促進に取り組んでいただきたい。	総合評価				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
A							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（2）	男女平等推進条例設置の検討
事業	①条例設置検討委員会の設置
	②苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

市民の意識調査を行うなどしてニーズを把握するとともに、条例制定の必要性を含め、検討を進められたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	C				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	条例制定の必要性を判断するための具体的な基準を明確にする等、ある程度のスピード感をもって計画が進められるよう、検討を続けられたい。	<b>総合評価</b>				
			C				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			C				
課題把握							
C							



西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（3）	国や都、他自治体等との連携や情報交換
事業	①関係機関との交流・連携
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

性的マイノリティに関して等、新たな課題への取組を評価する。引き続き関係機関との交流・連携に努めていただきたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	情報交換で得た成果を、課題解決のため、効果的に活用されたい。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
A							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（4）	男女平等参画に関する職員の理解促進
事業	①職員の意識実態調査の実施
	②職員研修の実施
	③市発行物等の表現における男女平等ガイドラインの周知徹底(再掲)
担当課	協働コミュニティ課・職員課・秘書広報課

施策全体についての評価

調査結果を踏まえた庁内への働きかけは評価する。研修実施・情報発信の成果についても適宜チェックし、引き続き職員の理解促進を図っていただきたい。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②③	適切な表現であるかを日常的にチェックすることなどで男女平等意識の醸成は図られるので、意識啓発のための各種研修の実施と併せ、ガイドラインの庁内周知と活用の徹底を進めていただきたい。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
職員課	①②	男女共同参画社会形成研修は引き続き新規採用職員に実施し、さらに管理職昇任の職員にも実施していただきたい。職員への意識啓発を効果的に図るためにも、適切な実態把握が必要と思われる。	<b>総合評価</b>				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
秘書広報課	③	引き続きガイドラインを活用して、表現のチェックを徹底されたい。	<b>総合評価</b>				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（5）	男女ともに働きやすい職場環境の整備
事業	①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」、『「健康市役所」宣言』の周知
	②庁内のワーク・ライフ・バランスの働きかけ
担当課	協働コミュニティ課・職員課

施策全体についての評価

<p>「骨太の方針2007」にワーク・ライフ・バランスが盛り込まれてから10年以上が経過しているにも関わらず、依然として健康市役所宣言に記載されているような社会人として基本的な生活における要素を周知しなければならない段階に、一市民として少なからず不安を感じる。他区市町村に先立ち、仕事・生活そして子育ての両立を男女共に手を取り合って行える環境を残業や育児休暇、生活への満足度などをより具体的に匿名性のある調査方法により詳らかにし周知・発信できる計画と実践を期待する。</p>	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	B				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	『「健康市役所」宣言』そのものの周知が不十分であると同時に、周知したいペルソナが漠然としすぎている印象。この宣言を原則とした年代別の目標を細分化し周知させるのはいかがか。	総合評価				
			B				
			計画内容				
			B				
			執行状況				
			B				
課題把握							
C							
職員課	②	引き続き研修の実施や時間外勤務縮減に取り組んで頂きたいが、職員一人当たりの業務質量にばらつきがあると考えられ、特定の課や職員について就業時間並びに業務過多が無いか調査し改善することを期待する。	総合評価				
			B				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-1	庁内推進体制の充実（★重点課題）
施策（6）	管理的立場における女性職員の参画促進
事業	①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備
	②女性職員の活躍推進に向けた取り組みの実施
担当課	職員課

施策全体についての評価

男女平等参画の実現にあたって重要なのは、個々のセクシャリティやライフステージが持てる有用性ある能力を存分に発揮できる職場環境の構築の徹底であると考えられる。拠って、女性の管理職登用の推進は、職員全体ないしは採用人数の男女比に依らず男女共に個々の能力の把握やモチベーションを高める理念を主軸に、特に出産・産後・月経痛、育児（父子家庭の父親も含む）等による業務へのハンデに関しては、男女共に相互理解し合え、職員が一丸となって違いに支え合う職場環境の構築を追求することが、延いては女性の管理職のパーセンテージにも影響すると考えられる故、まずは計画を推進するための抜本的な課題の把握の具体性と意識の向上から改善することを期待する。	<b>全体評価(年度)</b>				
	<b>R1</b>	R2	R3	R4	R5
	<b>B</b>				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
職員課	①②	管理職における女性の割合が未だに17,6%（アメリカ、英国、ドイツ、フランス、ノルウェー、スウェーデン、オーストラリアの平均は36,1%）であることの原因を考察して頂きたい。また、年次有給休暇取得率の男女比を出して頂きたい。※各国の数値は、「令和2年3月10日経済財政諮問会議橋本臨時議員提出資料」より引用	<b>総合評価</b>				
			<b>B</b>				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
			課題把握				
C							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実
<b>施策（１）</b>	<b>相談機能の充実</b>
事業	①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

公共施設における相談窓口の可能な時間帯や職員の人数などに限りがあることは考慮すべきだが、相談者目線での窓口の在り方を熟慮すれば、充実されているかどうか疑問が残る。十分な研修を受けた人材を持つ民間団体に夜間の相談窓口の拡充を委託する等して、困っている人、悩める人にとっての最初の窓口であることが多分にある相談機能としての門戸の敷居と広さが拡大されることを期待する。	<b>全体評価(年度)</b>				
	<b>R1</b>	R2	R3	R4	R5
	<b>B</b>				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	パリテにおける相談可能日時はある程度充実しているが、比較的利用しやすい場所である田無庁舎における相談可能な時間が10時から正午のみ、という設定が短い印象を受ける。主婦層にとっては家事が最も忙しい時間帯で、DV被害等に遭っている女性の日常生活パターンに沿った相談時間の設定を期待する。	<b>総合評価</b>				
			<b>B</b>				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
			課題把握				
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実
<b>施策（2）</b>	<b>学習機能の充実</b>
事業	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催(再掲)
	②情報誌パリテの発行と配布(再掲)
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

<p>人が集まること自体が多分に制限されざるを得ない昨今において、インターネット媒体を活用した講座や研修は必須である。既に民間企業はセキュリティに十分配慮されたツールやサービスを厳選し、そこにコストをかけているからこそ、コロナ禍においても業務や経営の滞りを水際で食止める努力をしていることは明白である。そこで、行政側も率先して民間のインターネット媒体の活用方法を参考にしつつも、民間以上に情報の安全性を確保できる方法の活用を進めるべきと考えられる。講座のみならず、パリテの配布もコロナ禍では紙媒体の配布物に触れること自体避ける市民も多い中だからこそ、これを契機にWEBサイトだけでなく、気軽に活用できるアプリを作成するなどして存在自体の周知を拡充するのはいかがか。</p>	<b>全体評価(年度)</b>				
	<b>R1</b>	R2	R3	R4	R5
	<b>B</b>				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	<p>多種多様な講座が企画運営されていることは評価したい。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン講座の拡充が求められると考えられるが、その開催数、また告知内においてどのように開催されるのか（例えばZOOMなど）の案内が不足しているので充実されるよう努められたい。発行部数よりも、配布場所の再考が必要だと考える。</p>	<b>総合評価</b>				
			<b>B</b>				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
			課題把握				
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実
施策(3)	情報収集・提供の充実
事業	①男女平等推進センターパリテのホームページでの情報の提供
	②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

パリテ自体のHPが無く詳細な情報が市役所のHP上にしか無いことには、情報誌を発行している分勿体ないという印象がある。パリテ独自のHPがあることによって、より専門性のある情報と施設、サービスの提供が行われているという信用性にもつながると考えられるので、是非検討いただきたい。又、図書資料に関しては軒並み揃えられていると考えられるが、HP上の新着図書一覧にも図書一覧同様、出版社名を明記するべきで、これだけの資料があることが市民へさらに周知されることを期待する。	<b>全体評価(年度)</b>				
	<b>R1</b>	R2	R3	R4	R5
	<b>B</b>				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	時事に合ったテーマでわかりやすく簡潔に掲載されている。引き続き価値ある情報提供を期待する。	<b>総合評価</b>				
			<b>B</b>				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							

西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-2	男女平等推進センター パリテの事業の充実
<b>施策（４）</b>	<b>市民との協働</b>
事業	①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

コロナ禍において公立学校が休校中、学校長はじめ教諭がエフエム西東京を通じて積極的に情報提供を行った結果、そのライブラリへのアクセス数は過去最多であったとのことである。つまり、インターネットだけではなく、災害時にも強いラジオという媒体を通して、市民生活にとって有益な活動を行っている団体やネットワークが情報発信していくのはいかがか。	<b>全体評価(年度)</b>				
	<b>R1</b>	R2	R3	R4	R5
	<b>B</b>				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年通りのイベント開催は困難と考えられるため、動画配信、ラジオ配信などのメディアを活用し、各市民団体等の活動告知も併せて企画運営してはいかがか。	<b>総合評価</b>				
			<b>B</b>				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			B				
課題把握							
B							



西東京市男女平等参画推進委員会評価

基本目標Ⅳ	男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化
課題Ⅳ-3	男女平等参画推進計画の進行管理
施策(1)	市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理
事業	①男女平等参画推進委員会の開催
	②事業評価の実施
担当課	協働コミュニティ課

施策全体についての評価

幅広い人材を集結させた委員会と、その管理運営を滞りなく努めている協働コミュニティ課の働きと地道な努力を改めて評価したい。強いて挙げるならば、市民生活と密接な問題を取り扱う委員会だからこそ、傍聴が可能であることなどの周知の厚みを自ら増していくと、程よい緊張感を生み、より良い事業評価が期待できるのでは無いかと考えられる。	全体評価(年度)				
	R1	R2	R3	R4	R5
	A				

課別評価

担当課	事業番号	評価コメント	R1	R2	R3	R4	R5
協働コミュニティ課	①②	引き続き、男女平等参画推進委員会での審議についてより広く市民に公開し情報提供を進めていただきたい。	総合評価				
			A				
			計画内容				
			A				
			執行状況				
			A				
課題把握							
B							



## これからの課題

令和元年12月に公表された世界経済フォーラムによる最新のジェンダー・ギャップ指数(GGI)によれば、日本は153か国中121位と、これまでで最も低い順位となっている。今回も政治分野が144位、経済分野が115位と、順位を下げる要因となっており、これらの分野での男女格差の縮小が大きな課題となっている。

平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立・施行されたが、まだ目に見えて女性の議員や首長が増えたなどの成果は現れてはいない。今後の経過を見守る必要があるが、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という状況の中で、生活者としての女性の視点が様々な方針を決める際に必要であることが明らかになった。男女双方の意見が反映されてこそ、より生活しやすい社会が実現される。市としても様々な意思決定の場に男女双方の意見が取り入れられるような取組を進めていただきたい。

また、今回新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、DVや児童虐待の増加や女性が7割を占めると言われる非正規雇用者の解雇による貧困問題、女性の自殺率の急増など、特に女性が大きな影響を受けている(「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」(事務局:内閣府男女共同参画局)による緊急提言(2020)ほか参照)。社会のあり方が変わり、これまでの生活が見直される中で、市としてはワーク・ライフ・バランスの推進や女性の就労支援、相談事業の充実などをおとして、男女平等参画社会の実現に近づけるよう、様々な機会を捉え、働きかけていく必要がある。

さて、今回から新たに第4次計画の評価が始まり、委員会においては新たな評価方法による初めての評価を行った。各課事業別評価から施策別・課別評価へと変わったが、今回は施策より上位の課題や基本目標レベルで評価に差が見られた。単年度では評価が難しい面もあるが、B評価が多かった分野については、取組を強化していただきたい。

評価方法も変わったため、第3次計画評価との単純な比較はできないが、全体としては今回施策評価・各課評価ともB評価の数がA評価を上回った。C評価は少なかったが、その分課題が浮き彫りになった。第3次計画から引き継がれた課題については、残念ながら今回も進捗が認められなかったものが多い。新たな委員からの意見も踏まえて、少しずつでも改善を図っていくことが重要と考える。

また、これも第3次計画評価で指摘していたことであるが、各課の評価についても、委員会の前年度評価を踏まえた目標設定や執行となっているのか、判別できないものが見受けられる。事務局は委員会の声を各課に届ける橋渡しの役割をしっかりと果たし、あらゆる施策に男女平等参画の視点が入るように努めていただきたい。

各種啓発事業に関しては、当面様々な制約を受け、実施が難しい面もあると思われるが、SNSを使っでの情報発信やオンライン講座の開催など、新たな取り組みを模索しながら対応を進めていただきたい。

令和3年3月29日

西東京市男女平等参画推進委員会

### 3. 課題ごとの指標及び目標値

★重点課題

目標	課題		指標	現状値	R 5 年度 目標値	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
I 人権の 尊重	I-1 ★	男女の固定的性別 役割分担意識の解 消	男女の固定的性別役割分 担意識の解消について、 解消されていると思う人 の割合を増やす	63.4% (平成29年)	70.0%	-	-	-	-	-
	I-2	家庭・学校・地域 における男女平等 教育と学習の推進	社会全体として「男女の 地位は平等になってい る」と思う人の割合を増 やす	15.3% (平成29年)	30.0%	-	-	-	-	-
	I-3 ★	配偶者等からの暴力 の防止と被害者 支援	配偶者から暴力を受けた とき、「誰にも相談しな かった」人の割合を減ら す	58.7% (平成29年)	50.0%	-	-	-	-	-
	I-4	男女平等を阻む暴力 の防止	女性相談の認知度を上げ る	19.2% (平成29年)	50.0%	-	-	-	-	-
	I-5	性と生殖に関する 健康支援	女性に特有のがんの検診 受診率を上げる	乳がん:25.6% 子宮頸がん:19.0% (平成30年4月1日現 在)	乳がん:26% 子宮頸がん :21%	-	-	-	-	-
II 地域に おける 男女平 等参画 の	II-1 ★	政策・方針決定過程 への男女平等参 画の推進	市の審議会・委員会等 における女性委員の割合 を増やす	32.8% (平成30年4月1 日現在)	40.0%	33.5%	-	-	-	-
	II-2	地域活動における 男女平等参画の推 進	地域社会(自治会・町内 会など)において、「男女 の地位は平等になって いる」と思う人の割合を 増やす	43.9% (平成29年)	60.0%	-	-	-	-	-
	II-3	男女平等参画の視 点による防災・ま ちづくりの推進	防災会議における女性委 員の割合を増やす	5.9% (平成30年7月 1日現在)	15.0%	5.9%	-	-	-	-
III ワーク 生活の 調和・ ライフ と女性 のバラ ンスの 活躍の 推進	III-1 ★	ワーク・ライフ・バ ランス(仕事と生 活の調和)の推進	ワーク・ライフ・バラ ンスを実現していると思 う人の割合を増やす	42% (平成29年)	60.0%	-	-	-	-	-
	III-2	経済活動における 女性活動	職場において、「男女の 地位は平等になってい る」と思う人の割合を増 やす	26.2% (平成29年)	40.0%	-	-	-	-	-
	III-3	男性の家事・育 児・介護への参 画促進	男性が家事・育児・介 護等に携わっている時間 を増やす	1時間17分 (平成29年度)	2時間	-	-	-	-	-
	III-4 III-5 共通	子育てへの支援・ 介護への支援	男性の育児休業取得率 を上げる	2.9%	10.0%	-	-	-	-	-
IV 男女 平等 参画 の強 化実 現に 向	IV-1 ★	庁内推進体制の充 実	女性係長級職以上の割合 を増やす	29.7% (平成30年4月1 日現在)	40.0%	24.0%	-	-	-	-
	IV-2	男女平等推進セン ターパリティの事業 の充実	男女平等推進センター パリティの認知度を上げ る	20.3% (平成29年度)	40.0%	-	-	-	-	-
	IV-3	男女平等参画推進 計画の進行管理	西東京市男女平等参画推 進計画の実績評価にお いて着実に執行されて いる事業の割合を増やす	A評価53.5%(平 成29年度各課実 績)	60.0%	53.5%	-	-	-	-

※現状値の根拠については、第4次計画の89ページを参照

## 4. 第4次計画の評価活動

		令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度															
		4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月												
第4次計画	担当部門	事業実施				事業実施				事業実施				事業実施				事業実施																			
	委員会					4月 委員会評価	9月 委員会評価			8月 委員会評価	12月 委員会評価			4月 委員会評価 (中間評価)	9月 委員会評価			4月 委員会評価	9月 委員会評価			4月 委員会評価	9月 委員会評価			4月 委員会評価	9月 委員会評価										
第5次計画		<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会評価を庁内に周知する際に、評価を踏まえた取組を依頼する。また、担当課評価と委員会評価に乖離があるものについては検証を促す。</li> <li>次年度の担当課評価で委員会評価が把握できるよう、各課への連絡を工夫す</li> </ul>																				アンケート→ 基礎調査等→	中間 まとめ	素案	答申												
委員任期		← 7/31から2年間				← 7/31から2年間				← 7/31から2年間				← 7/31から2年間																							

○上半期に前年度の実施結果への委員会評価をまとめ、当該年度の事業実施内容や翌年度の担当課評価に反映できるよう、周知方法や資料の作り方を工夫します。

○委員会評価は、次年度の予算見積にも活用します。

○評価活動3年度目(令和4年度)に中間評価を行い、次期計画の中間のまとめに反映させます。中間評価に当たっては、重点課題など対象を絞ったヒアリング等も検討します。

○評価活動4年度目(令和5年度)の委員会評価も、次期計画の素案に反映させます。